

平成 28 年 度

八代市議会決算審査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議案第 1 1 1 号・平成 2 7 年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか 1 0 件 …………… 1
-

平成 2 8 年 1 0 月 6 日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録

平成28年10月6日 木曜日

午前10時00分開議

午後 5時23分閉議（実時間364分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第111号・平成27年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか10件

○本日の会議に出席した者

委員長	松永純一君
副委員長	庄野末藏君
委員	島田一巳君
委員	友枝和明君
委員	橋本幸一君
委員	古嶋津義君
委員	堀徹男君
委員	増田一喜君
委員	村川清則君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

監査委員	江崎眞通君
会計管理者	中村伸也君
教育部長	釜道治君
教育部次長	桑田謙治君
博物館未来の森 ミュージアム副館長	福原透君
理事兼教育政策課長	宮田径君
学校教育課長	渡邊裕一君
学校教育課課長補佐	田河正人君
理事兼教育施設課長	有馬健一君

生涯学習課長	澤田宗順君
教育サポートセンター 所長	高嶋宏幸君

経済文化交流部長	宮村明彦君
経済文化交流部次長	桑原真澄君
文化振興課長	吉永明君
文化振興課 厚生会館館長	林田安夫君

スポーツ振興課長	下村孝志君
健康福祉部長	山田忍君
理事兼国保ねんきん 課長	佐藤圭太君

健康推進課長	豊田幸子君
国民ねんきん課副主 幹兼医療給付係長	秋永誠一君

国民ねんきん課副主 幹兼保険税係長	園部慎治君
----------------------	-------

理事兼長寿支援課長	秋田壮男君
長寿支援課副主幹兼 介護給付係長	久保祝子君

長寿支援課副主幹 兼地域支援係長	吉田浩君
---------------------	------

健康福祉政策課長	西田修一君
----------	-------

財務部

納税課長	機智三郎君
------	-------

建設部

建設部総括審議員兼 次長	湯野孝君
-----------------	------

下水道総務課長	古田洋二君
---------	-------

水道局長	宮本誠司君
------	-------

○記録担当書記	土田英雄君
	鶴田直美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（松永純一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、

ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

先日の委員会にて資料請求しておりました資料をお手元に配付いたしておりますので、後ほど御一読いただきたいと思っております。

◎議案第111号・平成27年度八代市一般会計歳入歳出決算ほか10件

○委員長（松永純一君） それでは、これより議案第111号から同第121号まで、すなわち平成27年度八代市一般会計歳入歳出決算及び同各特別会計歳入歳出決算の11件を議題といたします。

本日は、議案第111号・平成27年度八代市一般会計歳入歳出決算のうち、歳出の第9款・教育費中、教育部関係分と経済文化交流部関係分及び第10款・災害復旧費中、教育部関係分並びに経済文化交流部関係分、議案第112号から同第119号まで、すなわち平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算について審査を予定しておりますので、御協力よろしくお願いたします。

それでは、第9款・教育費及び第10款・災害復旧費について説明をお願いしますが、教育費は第7項・社会教育費の第3目・文化施設費及び第6目・文化財保護費並びに第8項・社会教育費が経済文化交流部関係、それ以外の費目が教育部関係となっております。そこでまず、教育部関係分を一くくりとして説明を受けた

後、質疑を行いたいと思っております。

まずは、第9款・教育費及び第10款・災害復旧費中、教育部関係分について、一括して説明を求めます。

○教育部長（釜 道治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はどうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

平成27年度教育部所管事業の決算審査に当たり、まず、総括をさせていただきます。

教育部では、国、県の関係法令、関係施策との整合性を図りながら、地域の実情を組み込んだ八代市教育振興基本計画などの諸計画を基盤に据え、教育行政に取り組んでおります。

主な事業について申し上げます。

まず、平成27年度から教育行政の基本的なあり方について大幅な改正が行われ、従前に増して、長と教育委員会の密接な連携が要請されました。これを受け、本市においても総合教育会議を設置し、市と教育委員会連携のもと、八代市教育大綱を策定いたしました。

次に、学校教育関係について申し上げます。

新規事業である児童生徒のスポーツ環境整備事業では、小学校部活動の社会体育移行を協議する検討委員会を設置し、市としての基本方針の理念を決定いたしました。

小中一貫・連携教育推進事業では、平成23年に推進計画を策定し、順次、導入を進めてまいりました。27年4月には、市内全中学校区で完全導入することができました。

学校支援職員配置事業では、学校、園のニーズに応じて、図書館支援員、特別支援教育支援員、生徒指導支援員、保育支援員、看護師を配置することができました。子供たちの生きる力を身につけるための一助として予算を有効に活用しております。

教育研究に関する事業では、泉小・中学校では僻地教育の充実について、坂本中学校では防

災教育について、それぞれ研究指定の委嘱を受け、その研究成果を全国または県内の学校関係者に広く発表することができました。

教育サポート事業では、子供たちの学力向上に向け、教職員に対して学級経営や授業改善のための継続した支援を行っております。27年度の教育相談件数は26年度に比べ大きく増加し、利用者からも高い評価を得ております。

一方、1つの事案が長時間を要する場合もあり、サポート時間全体が不足するという課題も有しております。また、27年度は、関連して、特別な支援を要する児童生徒に対する専門的、実践的指導助言を行う特別支援教育相談事業の新設についても準備を進めました。

学校施設耐震化事業では、23年度策定の耐震化計画をもとに、27年度事業完了を目標に事業推進を図ってまいりました。27年度をもって耐震化工事を終え、28年4月時点で耐震化率100%を達成いたしました。議員各位にも予算の集中配分に御理解をいただき、感謝を申し上げます。

次に、社会教育関係の主な事業について申し上げます。

新規事業として、県の補助を活用し、基礎学力の定着等を目的に、地理的な要因や学校における学習支援の現状を考慮し、二見中学校、坂本中学校の2校を対象に地域未来塾を開始しました。28年度も両校でモデル的に実施しており、今後の施策に反映してまいります。

また、市立図書館におきましては、27年度から指定管理者制度による運営をスタートさせました。開館時間の延長、開館日の増加、電子図書の導入など、図書館サービスのノウハウを有する企業体ならではのサービス向上が図られました。指定管理初年度ではありますが、貸出利用者数、貸出冊数も増加しており、図書館利用者の増加につながっています。

博物館特別展覧会事業では、春の展覧会にお

いて、我が国を代表する祭礼の一つである長崎くんちを彩るけんらん豪華な長崎刺しゅうの世界を県内で初めて紹介するなど、年間を通して所蔵者各位の格別の御協力により、貴重かつ魅力あふれる展示作品を集めることができました。特別展覧会の入館者総数は目標に届かなかったものの、啓発的な内容に富み、来館者から高い評価をいただくことができました。

ほかにも多くの事業を27年度実施いたしました。全体として、おおむね順調に進捗できたものと考えております。

今後は、市全体として、熊本地震への対応が緊急不可欠な位置づけとなってまいります。そのような中、教育部として復旧・復興の視点も含め、いかにして関係予算を確保、拡充していくかが大きな課題となるものと考えます。教育部一丸となり、創意工夫し、取り組みを進めてまいりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上、私からの総括とさせていただきます。

引き続き、桑田教育部次長から決算資料の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育部次長（桑田謙治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）次長の桑田でございます。座って説明させていただきます。

それではまず、歳出決算の状況について御説明いたします。主要な施策の成果に関する調書の12ページをお開きください。

（イ）目的別の項目9・教育費でございます。

現年度61億1245万7000円に、平成26年度からの繰越額5億51万1000円、これは小学校及び中学校の校舎、体育館などの耐震化事業に伴う経費の繰り越しが主なものです。これを加えた額66億1296万8000円が予算現額Aとなります。

続きまして、支出済額（B）は5億8千423万5千000円、隣の欄、翌年度へ繰越額Cは5億8千18万1千000円で、これは小学校体育館の非構造部材耐震化事業の繰り越し1億6千903万7千000円、中学校体育館及び武道場の非構造部材耐震化事業の繰り越し2億7千43万4千000円が主なものとなっております。

次に、執行率が95.9%、歳出総額に占める教育費の構成比は9.7%、前年度と比較しまして、額としては5億1千59万5千000円の増、率としまして0.9%の伸びとなっております。

それでは、款9・教育費の中から、教育部所管の主な事業について御説明いたします。調書の159ページをお開きください。

まず、小中一貫・連携教育推進事業です。

義務教育9年間を通して、系統的、組織的な学習指導や生徒指導を行うことにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの生きる力の育成を図るための推進体制を整備するものです。

決算額は2億8千4万4千000円です。県の小中一貫教育推進事業委託金1億6千9万0千000円を活用いたしております。

平成23年度の段階的取り組みから5年目を迎えました27年度は、全ての中学校区で小中一貫・連携教育を導入できました。教職員の交流が活発になり相互理解が進んだ、児童生徒の異学年交流により人間関係づくりが深まった、保護者、地域の小中一貫・連携に対する関心が高まったなど、成果もあらわれています。

今後もこれまでの成果と課題を検証するとともに、実践校を委嘱し、小中一貫・連携教育推進の核となる学校を育成し、子どもたちの育ちと学びの連続性を高めるため、より実態に即した八代型小中一貫・連携教育の推進に取り組んでまいります。

次に、下段の奨学資金貸付事業でございま

す。

経済的理由により就学が困難である者に対して奨学金を貸与し、教育を受ける機会を確保するものです。高校、高専、専門学校、短大、大学に就学する者に対して奨学資金を貸与しています。

決算額は9千25万3千000円で、新規分6人と継続分20人に対する貸付分でございます。主に奨学資金貸付金元利収入を特定財源としております。

今後の方向性として、貸し付けについては現行どおりでございますが、課題として、貸付金の滞納が生じておりますので、貸付金回収について、引き続き電話による納付督促、納付相談を実施し、さらなる収納率向上に向けて、28年度からコンビニでの償還が可能とするとともに、口座引き落としの実施に向けて準備を行っております。

なお、不用額2千02万2千000円は、新規貸し付け12人、継続貸し付け21人を見込んでおりましたが、実際は新規で6人、継続では1人の辞退があり20人となり、貸付件数の減によるものでございます。

次は、160ページ上段のいじめ対策等推進事業でございます。

この事業は、いじめ防止対策推進法に基づき設置された八代市いじめ問題対策連絡協議会及び学校支援委員会の活動に関するもので、いじめ問題の予防、解決及び啓発を主な目的としております。

このうち学校支援委員会は、いじめ問題を初めとする生徒指導上の諸問題において、学校だけでは解決が困難となった場合に、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士からなる専門委員会を設置し、学校、児童生徒及び保護者に対し、専門的な立場からの指導・支援を通じて問題の解決を図り、子供たちの学びと育ちを保障するものです。27年度は10回開催してお

ります。

決算額は81万9000円、その主なものは委員の報酬、報償費です。国の教育支援体制整備事業費補助金23万7000円を活用しております。

いじめ問題等は、子供たちの学びと育ちに大きくかかわる重要な問題であることから、引き続き学校からの学校支援委員会活用の要請に迅速に対応するとともに、学校と学校支援委員会が連携し、かかわりを持つことにより、いじめ問題等に的確に対応できるように、今後の方向性では規模拡充も必要と考えています。

次は、下段の学校施設整備基金事業でございます。

この事業は、国の公立学校施設整備補助金の交付を受けて整備し、処分制限期間60年を経過しない旧宮地東小学校の建物を民間事業者へ有償貸与するために、文部科学省の財産処分手続に基づき、学校施設の整備に要する経費に充てるための基金を設置し、国庫納付金相当額を八代市学校施設整備基金に積み立てるものでございます。

決算額の148万4000円は、全額基金への積立金です。

今後も、民間事業者等への有償貸与による廃校施設の有効活用を図り、基金積み立てを増やすことにより学校の施設整備の充実に努めてまいります。

次に、161ページ下段の教育サポート事業です。

経験豊かで実践的指導力にたけた退職教員2人を教育サポートセンター内に配置し、学校、幼稚園の要請に基づき、教育現場におけるさまざまな支援を行っています。

決算額は226万8000円、その主なものは、教育サポーター2人に要する報償費です。

27年度の教育相談件数は、学校経営、学級経営、学習指導及び校内研修等に関する相談等

の455件で、昨年度の265件より大幅に増加しており、教職員の資質向上や実践的指導力の向上に役立っております。

課題として、学校、園により利用に偏りがあることから、学校等との連携を強化し、多くの学校等で教育サポーター活用につなげるとともに、支援充実のため、今後の方向性は規模拡充といたしております。

次は、162ページ下段の学校支援職員配置事業について説明いたします。

学校、園の実態やニーズに応じて児童生徒ごとにきめ細かな教育を推進するために、学校図書館支援員、特別支援教育支援員、生徒指導支援員などの学校支援職員を配置しております。

27年度は95人を配置し、学校教育活動の支援を充実することができました。また、27年度は学校支援職員の任用形態を見直し、非常勤の一般職とすることにより、年次有給休暇の付与や通勤手当の支給等労働条件の改善を行いました。

今後は、学校からの特別支援教育支援員や学校図書館支援員の増員要望に対して可能な限り対応していくことが求められています。

次に、164ページ下段のパソコン教育推進事業でございます。

ICT、情報通信技術機器を使った児童生徒の情報活用能力の育成と、教職員にパソコンを提供し、より分かりやすい授業展開を図るため、学校へパソコン、電子黒板等の機器の計画的な配備を行っております。平成27年度末の学校に配備したリースパソコンは、児童生徒用、教職員用及び校務用で合計2373台となっております。

決算額1億5343万5000円、これはパソコン及び周辺機器等のリース料でございます。

今後の方向性は、さらなる活用拡充に向けて、タブレット型パソコンの導入など機器の内

容や活用方法等を見直し、有効的かつ効率的に
配備を行うために、規模拡充といたしております。

次に、165ページ上段の児童生徒のスポーツ
環境整備事業です。

平成27年3月に県教育委員会が策定しまし
た児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活
動の基本方針に基づき、本市の実態を踏まえ
て、平成30年度末までに小学校の運動部活動
を社会体育に移行するために、27年10月か
ら検討を開始いたしております。社会体育への
円滑な移行に向けて、有識者や関係団体等で構
成する八代市立小学校運動部活動の社会体育移
行に関する検討委員会及びワーキング部会を設
置するとともに、小学校や関係機関を訪問し、
調整を行うコーディネーター1人を配置して、
必要な検討や協議を行いました。

決算額34万5000円は、検討委員会、ワ
ーキング部会、コーディネーターへの報償費及
び旅費が主なもので、県の児童生徒のスポーツ
環境整備事業費補助金7万1000円を活用し
ております。

27年度の活動状況は、検討委員会3回、ワ
ーキング部会1回、担当者研修会1回を実施し
ました。

今後は、平成30年度末の移行に向けて、市
教育委員会が策定しました社会体育移行に関す
る基本方針に基づき、検討委員会、小学校及び
市教育委員会が連携し、調整を図ってまいりま
す。

次は、165ページと169ページの小学校
耐震関係事業及び中学校耐震関係事業、あわせ
て説明いたします。

昭和56年以前に建築された学校施設で、耐
震診断の結果、耐震性が低いと診断されたもの
について、災害時における児童生徒の安全安心
を確保するとともに、避難所の安全性を確保す
るために、八代市立学校施設耐震化計画に基づ

き、平成23年度から耐震化を行ってきまし
た。27年度は計画最終年度であり、耐震化率
100%を実現できました。

小学校耐震関係事業の決算額9億703万6
000円、これは校舎、体育館及び給食調理場
等9校の耐震工事に要したものです。特定財源
として国庫補助金2億798万9000円と全
国防災事業債、緊急防災減災債及び合併特例債
の市債6億8710万円を充てております。不
用額4650万9000円は、入札残及び設計
の見直しによるものです。

また、中学校耐震関係事業の決算額8億69
77万8000円、これは校舎、体育館及び技
術科室6校の耐震工事に要したものです。特定
財源として国庫補助金1億8995万円と小学
校と同様の市債6億4100万円を充てており
ます。不用額3136万4000円は、入札残
及び設計の見直しによるものです。

今後は、体育館や武道場等のつり天井、照明
器具などの非構造部材の耐震改修を行い、さら
なる地震時の安全確保を図ってまいります。

次に、ページが戻りますが、166ページ上
段の松高小学校校舎増築事業でございます。

松高小学校においては、従来から教室数に余
裕がない中、27年度は特別支援学級の増加に
より教室数が不足することから、教室不足を解
消するために、鉄骨づくり2階建て、延べ床面
積611平方メートルの校舎を増築したもので
す。

決算額1億6394万3000円で、特定財
源として合併特例債1億5260万円を活用し
ております。

教室の内容は、図工室1室、理科室2室、少
人数教室1室及び便所、渡り廊下となっております。

次に、167ページ下段の不登校児童生徒の
適応指導事業でございます。

くま川教室を設置して、心理的または情緒的

な原因により不登校状態にある児童生徒に対し、個別や集団での活動を通して指導員による適応指導を行い、学校復帰を支援し、社会的な自立を目指しているものです。27年度の在籍数は14人でございました。

決算額は778万3000円、その主なものは、指導員8人分の報償費673万4000円でございます。

今後の方向性は、現行どおりとしておりますが、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、不登校の要因、背景が多様であるため、一人一人の課題に応じたきめ細かな対応が必要であることから、教室の開放時間を延長したり、来室しやすい環境づくりに取り組んでまいります。課題としましては、建物が老朽化し、スペースも狭くなってきていることが心配されます。

次は、169ページ上段の豊かな心を育むための講演会事業でございます。

学校の実態や課題に応じて、児童生徒の豊かな心を育むために講演会等を実施するものです。毎年度、小学校及び中学校で交互に開催しており、27年度は中学校で開催しました。8つの中学校で芸術鑑賞、教育プロレス、キャリア教育講演会などが行われました。

決算額76万2000円は、講師謝礼、費用弁償が主なもので、特定財源として、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金59万9000円を活用しました。

今後もふるさと八代元気づくり応援基金を有効に活用して、学校教育の充実のため教育効果の高い講演会等を実施し、豊かな心の育成につなげてまいります。

次は、170ページの下段、準要保護就学援助事業です。

本事業は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で学校給食費の援助を行い、保護者の経済的負担を軽減するものです。

決算額は7240万3000円で、対象者は小学校1026人、中学校576人で、今年度は準要保護世帯の給食費全額を援助することができました。

今後の方向性については、児童生徒の就学及び健康増進を支援するために、引き続き準要保護世帯の給食費全額を援助することとしております。

次は、次ページ上段の学校給食施設管理運営事業です。

安全で安心な学校給食の提供を行うため、学校給食の運営及び実施に必要な施設設備の維持管理及び整備、学校給食従事者の労務管理及び研修を実施いたしております。

平成27年5月1日におきまして、学校給食センター6カ所で9006食、単独調理場9カ所で2058食、合計1万1064食を提供しております。

決算額は1億8247万5000円です。

今後は、施設及び設備が老朽化しており、計画的に改修及び修繕等を行うとともに、中長期的な視点ではありますが、施設整備の検討を行う必要があると考えています。

不用額1972万9000円は、食器、厨房備品購入に係る入札残、警備委託など委託料の入札残によるものです。

次に、172ページ上段の学校・家庭・地域の連携協力推進事業でございます。

未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要です。このため、地域の実情に応じ、自主的に行う学校、家庭、地域の連携協力のためのさまざまな取り組みを支援するものでございます。

放課後子ども教室では、放課後の余裕教室を活用し、地域の方々の参画を得てさまざまな体験活動、学習活動、交流活動が4つの小学校で

実施されました。

学校支援地域本部事業では、第四中学校校区において、地域住民の参画による地域の実情に応じた取り組みとして、学校において学習補助や教育環境整備などの学校支援が行われました。

新規事業となります地域未来塾は、経済的、地理的理由等で家庭での学習が困難、学習習慣が十分に身につけていない、あるいは近くに学習塾がなく塾に通えない生徒への学習支援を行うために実施するもので、27年度はモデル的に、地理的理由から学習支援を受けにくい生徒の支援を目的に、二見中学校、坂本中学校で実施いたしました。

決算額は284万3000円で、特定財源として県の学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金150万8000円を活用しております。

次は、次ページ上段の青少年体験活動事業です。

小学生を対象に各種の生活体験や自然体験等の体験プログラムを用意し、家庭や学校で体験できない活動や他校の児童や異学年との交流を通じて子供たちの自主性や協調性を養成し、健全育成を図るものです。27年度はキッズチャレンジ!2015と銘打ってアウトドアスクール、陶芸教室、天体観測、お菓子づくりなどを実施し、159人の参加がありました。

決算額52万8000円は、講師謝礼、材料費及び燃料費などの需用費が主なものとなっています。参加者負担金26万3000円が特定財源となっております。

今後の方向性では、安全性の確保、交流機会の拡大及び事務の効率化のために、利用する施設の職員や高校生・大学生ボランティアの活用を図る必要があることから、市民等との協働といたしております。

次に、174ページ下段の生涯学習講座関連

事業でございます。

社会教育法の規定に基づき、市民の学習に対する多様なニーズに適切に対応するために、必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うとともに、学習を通じて市民の社会参加を促進するために、地域公民館講座、市民教育講座などの各種講座の開催、家庭教育学級の開催、まなびフェスタを開催しました。

決算額250万5000円は、講師、出演者謝礼及びまなびフェスタの講演会に係る委託料が主なものとなっています。特定財源27万5000円は講座受講料でございます。

今後の方向性としては、地域のニーズや特徴を生かした公民館講座の展開や、幅広い世代が参加しやすい市民教育講座のメニューの開発が必要と考えています。また、家庭教育学級については、未開設の学校、園に対して学級開設を促してまいります。

177ページをお願いいたします。上段の小中学生読書運動事業を説明いたします。

推薦図書を学年ごとに設定し、各学年の目標読書冊数を読破していく取り組み、ハッピーブック運動を通して、本市の小・中学生の活発な読書活動の推進を図るものです。読書活動の推進により、小・中学生の学力の向上や豊かな心の育成につながることを期待しています。

学年ごとの年間目標読書冊数を達成した児童生徒に対しては年度末に表彰し、意欲を高めております。目標冊数は小学校低学年で100冊、中学年で80冊、高学年で60冊とし、中学生は30冊としております。目標達成率は小学生61%、中学生23%となっております。

決算額は47万7000円で、目標達成者に贈与する記念缶バッジ作製に要する消耗品費が主なものとなっております。

今後の方向性は、現行どおりで、学校図書支援員の研修等の充実や学校でのハッピーブック運動を推進し、読書好きな児童生徒をふやして

まいります。

次に、下段の麦島勝撮影写真デジタルアーカイブ事業です。

平成26年度に本市在住の麦島勝氏から寄贈を受けた写真約4000点を教育やまちづくり等に恒久的に保存活用するために、27年度から写真情報を調査、整理し、3年計画でデータベース化するものです。27年度は写真4000点をデジタル画像化するためにスキヤニングを委託するとともに、約1800点の写真について情報整理を行いました。

決算額164万4000円、データ入力臨時職員の賃金、社会保険、スキヤニング委託料が主なものです。全額、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金を活用しております。

27年度に整理ができた写真については、現在、博物館のホームページで閲覧することができます。また、10月21日から始まります平成28年度秋季特別展覧会においては、写真家麦島勝の世界を開催することといたしております。

今後の方向性は、現行どおりとし、この貴重な写真の価値を引き出すために、データベース化を進めて、本事業を市内外に広報してまいります。

次に、178ページからの博物館特別展覧会事業でございます。

特別展覧会は、市民がすぐれた芸術作品や貴重な歴史資料に親しむことにより、八代の文化創造に対する意欲を高揚させるとともに、郷土愛を醸成する機会を提供するため、年4回開催しております。

決算内容につきましてはそれぞれ記載のとおりですので、主要なものの概要を中心に説明させていただきます。

まず、春の特別展覧会では、豪華絢爛長崎刺繍、くんに息づく風流の心を開催し、我が国を代表する祭礼である長崎くんちを彩るかさぼ

こや船頭衣装を飾る長崎刺しゅうの作品を県内で初めて一堂に紹介しました。市民に八代妙見祭と関わりの深い長崎くんちの歴史、美術を身近に鑑賞していただきました。

次ページの秋の特別展覧会では、日本列島が統一権力の誕生に向けて激動した弥生時代の八代がどのような歴史を歩んだのか、考古資料により解き明かす、交流する弥生人、邪馬台国の時代のやつしろを開催しました。教科書にも登場する神戸市出土、桜ヶ丘4号銅たくなど国宝3点のほか、西日本各地から出土しました遺物を多数公開しました。迫力ある実物の数々を紹介することで弥生時代の息吹を体感していただけたと思います。また、期間中に、弥生人の宝物、小銅鐸をつくろうと題し、子供向け実技講座を開催しました。

なお、夏には国指定重要無形民俗文化財、八代妙見祭の神幸行事のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた機運の盛り上げを図った、なるほど妙見さん、これでキミも妙見博士を、冬には観光の目玉として本市が毎年開催している城下町やつしろのお雛祭りやタイアップした、八代焼——高田焼の茶道具と花入を開催し、市民のみなさまにお楽しみいただきました。

平成27年度の特別展覧会事業については、入館者総数の目標1万2000人に対し1万563人で、達成率88%と目標に及びませんでした。国宝の展示があり、初公開資料も少なくなく、来館者には好評でございました。

次に、款10の災害復旧費に移ります。190ページ下段をお願いします。

公立学校施設災害復旧事業ですね。

平成27年8月の台風15号、平成28年1月の大雪及び低温により被害が生じた小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園のガラス、雨どい及び凍結した配水管、屋外水栓などの修繕等の6070万8000円です。特定財源として、国の公立学校災害復旧費負担金336万5

000円と災害復旧事業債170万円を充てております。

台風15号では小学校23校、中学校13校、特別支援学校、幼稚園6園及びくま川教室を修繕いたしております。1月の大雪等では小学校21校、中学校14校、特別支援学校及び幼稚園4園を修繕いたしております。

次ページ上段の学校給食施設災害復旧事業でございます。

台風15号に伴う5つの学校給食センターと2つの学校給食調理場におけるボイラー煙突、屋根、軒、外壁などの修繕等の429万4000円でございます。特定財源として災害復旧事業債20万円を充てております。

次は、下段の社会教育施設災害復旧事業でございます。

これも台風15号に伴う公民館、図書館、博物館等における外壁、フェンス、雨漏り、風倒木伐採などの修繕等の647万2000円でございます。特定財源として災害復旧事業債170万円を充てております。

続きまして、別冊の歳入歳出決算書によりまして主な流用について御説明をいたします。183ページをごらんいただきたいと思っております。

183ページの小学校費・教育振興費の備考欄、11節より18節へ流用の631万5000円でございます。これは、学校教材充実事業のデジタル教科書購入費を当初予算で消耗品費に計上しておりましたものを、備品購入費での購入に変更するための流用でございます。

次に、191ページの学校給食費の備考欄、15節より20節への流用90万3000円でございます。これは、準要保護世帯に対する学校給食費の援助に関して、対象者の増加及び全額を助成するために、工事請負費から扶助費へ流用したものでございます。

以上、教育部が所管します決算についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願

いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいま説明のありました第9款・教育費及び第10款・災害復旧費中、教育部関係分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（島田一巳君） 178ページ、179ページの博物館特別展覧会ですけれども、昨年よりも少し入館が減ったということでございますけれども、非常にこの事業、私、いい事業だなというふうに思っています。先祖の方たちとか、いろんな方たちの名品とか、そういうのを見られるので、非常に私、楽しみにしております。

年々ですね、財政といいますか、予算が減っているように感じておりますけれども、そこがですね、私、非常に心配で、将来のですね、八代市の未来の子供たちの部分ですね、いろんなこういう、生でいいのを見せてあげたいなというふうに思っております。

そこでですけれども、小・中・高校生あたりにですね、連絡とか、何か、そういうのは出してございますでしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） お答えいたします。

博物館では年4回、展覧会を開催いたしますが、特に夏の展覧会というのは子供たちの夏休みの期間にも当たるということで、児童生徒向けの企画、そして、できれば保護者の皆様と御一緒に来ていただいて郷土の歴史とか文化、そういうものについて語り合う場になってほしいということで開催しておることもございまして、小・中学生の皆さん、1人に1枚ずつチラシが渡るような、そういうような広報もさせていただいておりますし、それから、教育委員会の校長・園長会議というのもございますので、その折には必ず広報するようなことにいたしております。

それから、先生方には国語部会とか社会科部会とかいうような、そういう研究会もございま

すので、まず先生方にも来ていただいて、子供に行くように勧めていただくというような、そういう活動もいたしております。

以上でございます。

○委員（島田一巳君） ありがとうございます。一生懸命頑張っておることがよくわかりました。

本年度はですね、ちょうど円山応挙ですかね、非常に私、行きたいなと思っておりましたけども、ちょっと熊本地震のあれで何か、ちょっと中止といいますかですね、非常に御苦労されたと思いますけれども、今後の円山応挙という、ここは27年度の決算ですけども、そういう予定があるのかなというところをちょっとお聞きしたいんですけども。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） すばらしいところをお聞きいただきまして、誠に御礼を申し上げたいぐらいのことでございます。

皆様御存じのように、4月14日の日、前震がございまして、実はその晩、展覧会の展示を全て終わりました、御所蔵者の相国寺の承天閣美術館の館長さん方においでいただきまして、市長、教育委員長も参加していただきまして懇親会をしまして、大いに盛り上がりまして、次は何をしようという話まで出ているような状況で、私、来賓の方々をホテルに送りました後であの地震に遭遇いたしました。

それで、職員一致しましてまず現状どうかということを確認いたしましたところ、異常はございませんでしたが、余震が続きますもんですから、これは危ないものはまず片づけなければいけないということで、例えば、びょうぶ等は床に寝かせるなどして、余震による被災を防ぐように努めました。

そして、さらに所蔵者あるいは文化庁、県の文化課あたりと協議をいたしまして、当面ですね、臨時休館で様子を見ながら、落ちついてき

たら再開をしようというふうに図っておりましたところで16日の本震ということで、もう全て作品は箱にこん包いたしまして収蔵庫のほうに運び、展示場のほうはもう片づけると、その過程の中で教育部、それから市長のほうまで協議をいたしまして、もうこれから先どうなるかわからないと。ちょうどあのときには日奈久断層の南西方面がこれから活性化してくるだろうというような論調がマスコミ等でも紹介されておまして、非常に心配いたしましたところで、もう泣く泣く展覧会のほうは中止ということに決定をいたしております。

ですから、15日から開催予定でしたので、展示は100%できておりましたけれども、1日もあけられないという、これはもう痛恨の事態でございました。しかしながら、動きが早かったと申しますか、1点も被災することはございませんでした。これは、せっかくお金かけてここまで準備したから何とかかならんかということでぐずぐずとしておりましたら、恐らく八代、一番揺れがひどかった19日の震度5強のときに展示物が落下して被災しておっただろうと。これは後になってしみじみ安堵の胸をなでおろしたところでございました。

そして、作品のほうは、熊本県内に置いておくともうどうなるかわからない、収蔵庫は非常に安全なんではございますけど、何が起こるかわからない、それから、あの円山応挙コレクションというのは、これは日本の宝だ、これを八代で被災させてはいけないということで、やはり文化庁、御所蔵者と協議を進めながら、まずは県外に出そうということで、日ごろおつき合いのあります福岡のですね、北九州市立歴史博物館のほうにお願いしました。まず余震の少ない福岡のほうにですね、避難をさせていただきました。

これについては、北九州市長のほうからですね、被災地の皆さん、博物館の皆さんには最大

限の協力をするようにということが館長のほうに指示があったそうなんです。それであちらのほうに逃し、その後ですね、トラック便等の手配をしまして、5月1日の日に全て承天閣美術館のほうに無傷のままお返しすることができました。

これに対して文化庁からも高い評価をいただきましたし、所蔵者のほうから八代の博物館は信用するに足るということで非常に評価をいただきまして、いろいろな御配慮をいただきまして、来年の予算のことになりますのでこれ、余り言うていいのかどうか、というのがございませけれども、私どもの希望と、それから承天閣さんの希望としては、受け入れ環境さえ整うならば、来年あたり、復興1周年でやりませんか、というようなお話をいただいております。

ですから、そんなことをここで言うのも何ですけれども、29年度の予算でお認めいただくことがこれから先できますならば、皆様の目に幻となっておりました応挙コレクションをお見せすることができるのではないかなと、そのように思います。

以上でございます。

○委員（島田一巳君） ありがとうございます。本当、無傷で御安心なされたちゅうことですね、本市の信用がまた上がったなと思います。

本当、私ですね、時間があるたびに博物館にお邪魔しますが、本当、いろんなことがありまして、本当、私もですね、小さいころからこういうものに親しんでといいますか、行っていたらよかったかなというふうに思います。ぜひともですね、今後とも頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） 学校給食についてお尋ねします。

○委員長（松永純一君） 何ページかな。何ページですか。

○委員（矢本善彦君） 161ページですかね。百六十……、学校給食は……。

○委員長（松永純一君） 171だろ。

○委員（矢本善彦君） 171。あ、171ページです。済いません。

以前ですね、学校給食の米食のことについて尋ねたことがあるんですけども、合併する前だったんですけども、県の学校給食で、私はてっきり地元米を食べてるものと思って質問したところ、菊池の森のくまさんを学校給食で炊いておりましたのでそこで質問したんですけども、今、学校給食の地元米の活用をどのくらいされているのか。それと、アレルギー対策ですね、子供たちの。それをどのように対策されてるのか。それと、学校給食の未納対策。その3点をお願いします。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 議員さんお尋ねの、まず、米の地元産の使用の状況ということですけども、市内の小・中学校で年間約110トンの米を使っておりますけども、現在はですね、週に約3回程度が米飯給食になっておりまして、これは県の給食会のほうを通じて米は仕入れているわけですけども、給食会のほうに手配をいたしまして、JAを通してですね、八代産の米を手配していただくようになっているところでございます。

それと、2点目のアレルギーに関してですけども、アレルギーにつきましては、現在、市内でですね、大体対象者が、122人の生徒さんが対象になっております。20年度が80人ぐらいだったものですから、若干増加傾向にあるんですけども、それにつきましても、年に数回のアレルギー審査会を開催いたしまして、それに対応するような給食をですね、給食関係者一

丸となって対応しているところでございます。

それと、最後に、給食費の未納ということですけども、（聴取不能）ということですが、これにつきましては、現在の給食費の収納率が27年度の実績で99.88%ということで、事業のほうの補助も充実して100%になっているものですから、その関係もありましてかなり未納は減ってきているところでございます。日ごろ、学校のほうよりですね、保護者の方に対しまして、子供の成長を支える給食の重要性、そういったところを十分説明しながらですね、給食費をお支払いいただけるように催促、説明を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（矢本善彦君） それから、聞き忘れておりました。地産地消の中で、地元野菜の活用は何%ぐらいですかね。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 野菜類につきましては、年間で市内全体で210トンほどの野菜を使っておりますけども、学校給食ですね、その中で市内産は42トンほど、率にして20%程度の市内産の野菜を使っております。

学校給食というのは食数が多くて、いろんな野菜を使うものですから、なかなか全てを市内産で賄うことはできませんけども、県内産まで広げますと60%ぐらいが県内産の野菜を使用できているというところでございます。

以上です。

○委員（矢本善彦君） ありがとうございます。学校給食についてはですね、今の子供たちがなかなか、顎の発達が低下しているということをよく聞くんですけども、やはりかむ力をですね、養っていただいて、推進していただきたいと思えます。

また、地産地消って何年か前は言いよったけど、このごろちょっと地産地消が薄れているみたいない感じですね、やっぱり地元の野菜、地

元の米を使ってですね、農家のやはり支援になりますから、よろしくお願ひしたい。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 二、三聞きたいんです。

1つは、今、学校給食のことで、準要保護の子供たちは今、全額たしか市から学校に直接支払いみたいになってんじゃないの。昔は親御さんに、保護者に支払って、保護者が学校に納めるという形で、結局、生活費に使われて、なかなか給食費が学校に納まらないちゅうことで、何年だったかな、もう市のほうから学校に直接支払うような方法をとられた——、今の答えて99.88%と言えば、え、100%じゃないのかなとちょっと不思議に思ったもんだから。そのあたりの差というのは何ですか。その99.88%になるって、100%じゃなくて。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 給食費につきましては、準要保護の補助につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、保護者にお渡しするのが基本でございますけども、学校のほうにですね、保護者の方から支払いを委託するという形もとっております。そういう形もとれるようになっております。

99.88%、やはり、0.12ですかね、%は払わない方がいらっしゃるということ、これは、例えば、収入はあられるんですけども、義務教育は国、県、市、そういった公的なところが出すべきだという、そういった意見をお持ちの方もいらっしゃるものですから、あるいはもう準要保護には当たらないような、境界線のところでの生活をされていて、給食費についてはもうちょっと払うまでに至っていないような方もいらっしゃるものですから、どうしてもわず

ながら、やっぱり100%にはならないという、そういう実態でございます。

○委員（増田一喜君） もう一つが、159の奨学資金の貸付事業ですけれども、たしか高校になれば授業料はもう公立も私立も何か無料になったように記憶しとるんですけれども、ここで言われた奨学資金の方、高校、高専あたりまで何か今、支給されてるようで、そこらあたりのところは何か検討されてるんでしょうか。無料になったような。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 高校の授業料の助成につきましては、民主党政権時代には助成があったと思いますけれども、たしか今はなくなってるかと思います。はい。

○委員（増田一喜君） ということは、まだ徴収しよるちゅうことですね。多分、奨学資金がですね、受けやすいような状況をつくっていかないと、優秀な子供たちも育たないような気がしてね。ただ普通に貸し付けるような形じゃなくって、やっぱり返しやすいつか、あるいはもう返さなくていいような、何かそこらあたり、検討していただければ非常に勉学に意欲のある子供たちは助かるんじゃないかなという気はいたすんですけれども、そこらあたりは検討されるんですか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 奨学金につきましては、育英会とかですね、いろんな種類がありまして、八代市のほうの奨学金につきましてはかなり敷居が低いといいますかですね、借りやすいような条件になっているところがございます。

また、返済に当たりましては、資料のほうにも書いておりますが、コンビニ収納でありますとか、口座振替あたりの導入も検討といいますか、導入をしております、なるだけ利用しやすいような形をとっております。

それと、一応、貸与あたりを考えたかどうかということをおっしゃったけれども、一応、返還

金ですね、この事業がまた次の新たな貸し付けにつながっているものですから、現在、八代市のほうではいわゆる無償貸与、いわゆる無償、返済不要ということには考えておりません。国のほうがいろんな審査要件等を検討した上でですね、もう返さなくていいような奨学金の検討を始められたということは聞いておりますけれども、現在のところ、市のほうではそこまでの導入には至っておりません。

以上です。

○委員（増田一喜君） なかなか財政的に難しいというのはわかりますけど、できればいい方向に、機会があれば検討していただければと思います。

○教育部次長（桑田謙治君） 委員長、1ついいですか。

先ほど、高校の授業料の件ですが、以前は不徴収という形で、特に公立高校の場合は授業料は全額免除でございましたが、26年度から制度が変わりまして、今度は高等学校就学支援という形で、ここは所得制限が設けられたということで、ある程度所得のある方については免除にならないという、ちょっと制度が変更になっております。その前は全て授業料については免除という形の制度でございました。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、奨学金のことですが、滞納がふえつつあるとございましたが、幾らぐらいが、何人ほど。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 滞納額が平成27年度で2193万あります。これは23年度あたりは2400万ぐらいあったんですけども、収納の努力によりまして若干ずつ減ってはきている状況ではございます。ただ、どうしても過年度分がですね、なかなか取れない部分もございまして、現年度分については先ほど収納率は98%だったですかね、そういったお話もしましたけれども、結果的に年間2000

万ぐらいの滞納額が残っているという状況でございます。

○委員（橋本幸一君） 原因としてはある程度つかんでおられますか。

○理事兼教育政策課長（宮田 径君） 原因といたしましては、学校を卒業いたしましてもですね、なかなか正職の職業につけないという経済的な理由が一番でございます。で、つかれたとしましても退職されたり、早期に離職されたりという方が多くて、そういった方が途中で返済不能になるというようなケースが多いようでございます。

ただ、過年度分の償還人数といたしまして、71人がですね、過年度分の対象になっているんですけども、その中で定期的に納付されている方が42人、それと、収入があったときに不定期に納付される方が21人と、71人中の63人は何らかの返済の意思を示しておられるような状況でございます。全く納付のない方も8人程度いらっしゃるということで、その辺がちょっと課題にはなるのかなということで捉えております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） やっぱり今の時代は本当に職がないということで、どこの奨学金の制度を見てもやっぱりそういう状況にあるというのはお聞きしています。ただ、やっぱり本人がですね、少しでも払う意思があるということ、そこがやっぱり重要な点だと思いますので、その辺については十分配慮されてですね、今後のやっぱり徴収に当たっていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、済いません。いじめ対策推進事業ということで、160ページですが、これは今、結局、事例として何件ぐらい取り扱っておられますか、平成27年度で。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。

学校支援委員会で取り上げております事案が1件ございます。

○委員（橋本幸一君） この事業は平成27年度から開始ということですね。結果として、この1件の案件というのはスムーズな解決の方向で、この制度によってですね、できているのか、その辺について。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。

昨年度から今年度にかけて、まだ継続して支援をしております。学校支援委員会の中で、どのような対応をしたらいいのか、学校、そして保護者とも話をしておりますが、完全な解決には至っておりません。

○委員（橋本幸一君） 弁護士とか、医師とか、精神保健福祉、メンバーとして私、非常にいいメンバーを選びながら当たっておられるなと思っております。ぜひいじめがですね、この制度によって少しでも早急に解決できますようお願いします。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（友枝和明君） 167ページの不登校児童生徒の適応指導事業でございますが、先ほどくま川教室の生徒は14名、27年度、増加傾向にあるということでございますが、前年度は何名。

○学校教育課長（渡邊裕一君） まず、全市での不登校の状況でございますが、昨年度は123名でございました。これは年々、微増という形になっております。今年度は若干少ないペースで今のところ来ております。よい傾向かと思っております。

くま川教室在籍でございますが、24年度が17人、25年度が12名、26年度と27年度が14名、現在、28年度が11名ということで、今後また入級希望の子供がふえる可能性

がございます。

以上です。

○委員（友枝和明君） それと、非常に、私も年に一、二回ちょっと様子を見に行くときもございましたが、ただ老朽化が本当、進んでおりますし、他の市内の小・中学校、新築をした新しい学校等々ございますし、今後、やっぱり環境はこういう子供たちは特に影響すると思いますので、改築の考えとか、お答えできれば、範囲内でよろしく願います。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 現在、旧うしお保育園跡を使っておりますけども、非常に、台風等の被害もありまして、老朽化が厳しいところがありますので、昨年度から新しい施設、どこか代替地がないか、検討に入っております。今後も既存の施設の中で移転先を考えていきたいと検討しているところでございます。

○委員（友枝和明君） 遠慮なく要望していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員（古嶋津義君） 160ページ、学校施設整備基金事業であります。旧宮地東小学校、この利用件数といいますか、利用状況等についてお尋ねをします。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 旧宮地東小学校の利用状況ですけども、現在、民間事業者によりまして団体専用の宿泊施設として運営をされてます。ことしの8月1日から営業を開始しておりまして、家族連れのキャンプだとか、企業とか各種団体の研修等に活用されております。おおむね土曜、日曜ですね、あたりを中心に利用されてるようでございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 地理的な、冬はちょっと寒いところになりますので、そういうこともあろうかと思いますが、企業の方が努力をされているだろうというふうに認識をしております。

続いてですが、165ページですね、児童生徒のスポーツ環境整備事業についてお尋ねをします。

先ほどお話がありましたように、小学校の部活が平成30年に社会体育に移行するということになっておりますが、このことについて、少し動きが鈍いように感じております。特にそれぞれの校区にあります体育協会の地域総合型スポーツクラブの設立について、今、太田郷を含め、日奈久、どこか、坂本もか、高田がつくり——、4つか5つしかないように感じております。そのような中、平成30年度までに、ちょっと心配をしておりますが、その辺のところをお話をいただければと思います。

○学校教育課長（渡邊裕一君） お答えいたします。児童生徒のスポーツ環境整備事業ということで、検討委員会を立ち上げて、昨年度3回、ワーキング部会も含めて活動しております。今年度も1回の検討委員会とワーキング部会しております。各学校では校内委員会、校区委員会を立ち上げまして、各校区で今、検討委員会、あるいは準備段階に入っているところでございます。

各校区の事情によりまして、動きがスムーズにいつているところとおくれぎみのところあるように思っておりますけども、具体的に、細かい動きについて課長補佐、担当者のほうから説明をさせます。

○学校教育課課長補佐（田河正人君） 失礼いたします。

今、渡邊課長が申しあげましたように、昨年度からこの事業のほうは取り組ませていただいております。今年度、平成28年度から本格的に各小学校の校区委員会のほうがスタートしつつあるところでございます。

6月時点での調査におきまして各小学校内で準備委員会を立ち上げているところが15校、校区にまで広げてその話題を共有している校区

委員会を立ち上げているところが4校区ございます。若干少しスピードはですね、速いとは言えませんが、平成30年度末までの完全移行を目指して進めているところでございます。

中でも、こちらが把握している状況を少しお話し申し上げますと、東陽校区におきましては、かなり話が進んでいるというふうにお聞きしております。また、泉小・中学校におきましては、スクールバスの関係上、社会体育に移行した場合、時間的な問題がバスの利用状況等に考えられますので、これまで同様の活動を学校が中心となってやるという以外にはもう方法がとれないんじゃないかなということをお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） 小学校の部活動については、先生方が忙しいからということで、そういうのも根本的にあるんだろうと思います。校長先生が部活動の顧問といますか、指導の先生はお願いをするわけでありますが、その中で拒否もしていいわけでありますが、なかなか断りができにくい状況ということで引き受けてらっしゃるのだろうと思います。そういうのを解消するために社会体育に移行することです。今もスクールバスのお話が出ましたように、社会人が働きながら指導するということになりますれば、どうしても時間的なもの、制約が出てくるものだろうというふうに思います。

また、このスポーツの部活動については、基本的にそれぞれ専門的な知識が要るものだろうというふうに思いますので、なかなか動きが鈍いなというのを感じているところでございますが、引き続き、子供たちがですね、スポーツに親しむ機会がなくならないように配慮をしながら、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 167ページと170ページになっていますかね。非構造部材の耐震改修事業について、進捗率というか、進捗状況をちょっと、わかったら教えてください。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 平成27年12月に予算のほうを確保いたしまして、小学校4校ですね、それと中学校が9校、それと幼稚園を2園ということで、27年度中にですね、工事の契約をいたしまして、武道場のほうを春休みですね、3月、4月ぐらいに工事をいたしまして、あとの体育館と、一部、三中と鏡中の武道場については今年度の夏休みを中心に工事を行ったところです。10月末をもちまして全ての工事を竣工する予定としております。

以上です。

○委員（村川清則君） あと、残っている学校とかはもうなかった、100%ですか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 今回、工事を取り組んでいるところにつきましては、主に体育館、武道場のつり天井を有する施設をメインに工事のほうを行っております。

あと、2カ年にわたって、29年と30年度にわたって計画をしておりますけれども、29年度に取り組む内容としましては、この非構造部材といますのは、つり天井、その他照明器具、バスケットゴールですね、等が大きい地震により落下するのをですね、防止するために耐震化工事をするものでございまして、29年度に予定しておりますものは、照明器具等ですね、老朽化もあわせて落下防止対策をするというところ、今のところ考えております。30年度につきましては、その他落下防止対策、照明ですね、等を行うという予定にしております。

以上です。

○委員（村川清則君） ありがとうございます。校舎のほうもまだでしょうけれども、この地震で特に早目に校舎あたりは耐震工事を進めるといよかったなと本当に心底思いました。これからもまだどういことがあるかわかりませんので、ぜひ計画的に進めていってほしいと思います。

あと一つ、ちょっと教えてください。163ページに学校教材充実事業とあって、小学校とあります。特に理科不要薬品の廃棄処理委託で15万1000円上がっておってですが、これ、中学校とかはなかつですかね。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 本事業につきましては、中学校もごさいます。理科不要薬品については、小学校のみでやっているところをごさいます。

○委員（村川清則君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 訂正いたします。

理科不要薬品については、小学校と中学校でやっております。

○委員（増田一喜君） 177ページの小・中学生の読書運動事業ですが、ここね、これ、文言のちょっと説明なんです、ハッピーブック運動ちゅうのは、これ、どういうふうなやつですか。何か昔、子供さんが生まれたら、絵本とか何か、童話じゃないけど、何かそういう1冊プレゼントするちゅうようなやり方もあると聞いたんですけど、八代独自のこのハッピーブック運動ちゅうのはどんな内容のものなんですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。

ハッピーブック運動の目的と名称でございすけども、とにかく子供たちの活発な読書活動の推進を図るということで、平成26年度にハッピーブックというような名前をつけまして、

親しみやすい名称で市民、子供たちに周知をしたところでございす。

○委員（増田一喜君） 単なる言葉で、要するに、読書をどんどんしてくださいという啓発運動のことをハッピーブック運動というふうに名称をつけられるちゅうことですか。何か別に本を、しばらくこれを貸しますよとかいうんじゃなくて、その啓発運動自体の名称を言われるんですか。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 説明が不足しておりました。推薦図書を各学年ごとに定めまして、その推薦図書の読破に向けてですね、ハッピーブック運動という名のもとに頑張らしようという事業でございす。それに目標の読書冊数を学年ごとに設定して、その冊数を達成したら缶バッジを、賞状を差し上げて褒めたたえて、また次の年も頑張らしようというよう運動でございす。

○委員（増田一喜君） はい、わかりました。

○委員（友枝和明君） 163ページ。先ほど村川議員からもお尋ねのありました学校教材費の中学校の件でございすが、今、市内中学校に吹奏楽部がございす。その楽器の足りない部分といいますか、なかなか高価なもので、学校の先生方も予算要求をしがたいということもお聞きしておりますし、その中で、ある学校は物品販売で楽器を買っているということをお聞きをいたしました。それと、ある学校は、足りないから広域消防の吹奏楽部の、行って、楽器を借りに来ているということも聞きました。そういうこと、現状がございすが、この件につきまして、ちょっと御意見を聞きたいと思います。

○学校教育課長（渡邊裕一君） この事業で楽器を買っていることはございせん。各学校、本当に高価なものですから苦労されていると思いますけども、音楽の備品費等で買っている事例もあるかと思いますが、全体は把握し

ておりません。

○委員（友枝和明君） そういうやっぱり教材でありますし、保護者に負担をかけるわけにはいけないと私は思いますし、今後、学校ですね、古い楽器、3年前、私は、私も千丁中学校のOBでもございますし、楽器をそのときにちょっと見に行ったところ、ガムテープですね、クラリネットをちょっとあれしてから、二、三本、でしたことがございました。先生方も新任でいらしてなかなか、言いづらいと思いますか、しにくいということも聞きましたので、そういうところの、学校の現在の楽器の状況をちょっと、ちょっといいですか、お調べしていただいて、今後検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 172ページの学校・家庭・地域の連携協力推進事業のことで、この地域未来塾というのが先ほど説明がございましたが、この辺のもうちょっと具体的な説明と、そして、今後これをどう波及させていかれるのかというか、その辺も含めて説明願いたいと思います。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 地域未来塾につきましては、27年度は二見中学校、それから坂本中学校で実施しております。

二見中学校では、27年度は土曜日の午前中に二見公民館を使いまして英語の授業を毎週やっております。回数としては23回実施しております。それから、坂本中学校につきましては、毎週火曜と水曜の放課後の大体1時間から1時間半程度ということになりますが、学校を使いまして、数学の教科を行っているという状況です。

ちなみに、今年度につきましては、今年度です、この二見中学校と坂本中学校で実施し

ておりまして、教科についても同様です。ただ、二見中学校につきましては、28年度は学校の余裕のある教室で実施をしているところと

今後につきましては、この事業が続きましたら、現在、地理的な環境の中で今回、2校区で実施しておりますので、地理的な部分であったり、場合によっては学習習慣をつけるための、学力向上というような観点で、ほかの学校区でも実施していければというふうに考えております。

○委員（橋本幸一君） 私、どこかちょっと場所は忘れたんですが、子供の学力向上と、そして、やっぱり家庭学習の習慣づけということで、やっぱりこういうような、放課後等を利用して学校対応されるということで、教育委員会が主体だったかな、たしか、やっぱり確かに上がっているということ視察でお聞きしてまいりました。非常に私はいいい取り組みかなと思っております。ぜひそれをですね、ほかの学校にも波及していただくようお願いいたします。

○委員長（松永純一君） よかですか。

○委員（橋本幸一君） はい、いいです。

○委員（古嶋津義君） 先ほどの村川議員のつり天井の話でございますが、有馬課長にちょっとお尋ねをします。

実はですね、この前、陸上のちょっと記録会がありまして、私も審判要請がありましたので行きましたら、松高の陸上クラブの保護者の方が私のところに来られてですね、地震のとき避難もされぬごたる体育館ばって大分、私に言いなつたもんで。まだ新しかろうがって言われたこともございましてですね、天井ですたいね、照明器具も含めてですが、設計段階で耐震ができるという、そういうチェックはでけぬだったでしょうか。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） このつり天井の技術的な指針と申しますか、建築基準

法ですね、改定が平成25年の8月にですね、その指針がございまして、いろんな、東日本大震災とか、阪神震災等ですね、いろんな事例を検証されまして、25年の8月にその技術指針が改定になったということで、さらに厳しい指針が示されたということで、今までつり天井のある部分につきましては我々のほうでも調査いたしまして、その調査した結果により、つり天井については新しい基準に合っていないということで、松高小学校の体育館については判断したところで、今回、非構造部材の耐震改修で改修するということに至ったところでございます。

今回の熊本地震において、4月14日の前震のときにですね、余り意見としては出なかったんですけども、一部の体育館で16日の本震ですね、つり天井の部分から粉というか、少しごみ等がですね、落ちてきたということで、もしかするとつり天井の落下の危険性があるということで、本震の後に、今回のつり天井がある部分については避難所として避けさせていただいたという経緯がございまして。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 今度、修理か何か、もうでけたっかな、されるようでありますので、そこは慎重をお願いをしたいと思う。

続けて、先ほどもちょっとお話が出ました博物館の展覧会の事業についてであります。

よく議会では費用対効果とか、経済効果とかいう、そういう議論もありますが、博物館あるいは図書館等については心の豊かさを求める事業であるというふうに私は認識をしております。特に博物館の4回の特別展覧会については素晴らしい事業を企画、運営をされているふうに認識をいたしております。ただ、なかなか、お邪魔をさせていただきますと、高齢の方が多いように見受けるところであります。ぜひとも、先ほども出ましたように、小学校、中学校

の生徒たちにですね、こういう素晴らしい企画に触れさせる機会をぜひ今後とも博物館のほうで努力をして、そういう機会を与えていただくようお願いをしておきます。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 学校の今、耐震化はほぼ済んでしまうたんですかね、一応の。だけど、それは熊本地震が来る前に耐震化ちゅうことで始められてるけども、地震後に耐震化の数値は何か、1回耐えればいいというような感じで何か国は言ったみたいなんですけど、実質的に、地震を受けた、耐震の工事はしたけれども、今回地震があつて、それに遭いましたって、その後の、その建物自体は大丈夫なんですかね、そういう点から見ると。

○理事兼教育施設課長（有馬健一君） 一応、地震後にですね、幾つかの学校の校舎をですね、被災度区分判定と申しまして、建築士によります判定をしていただきまして、その判断の結果ですね、鉄筋コンクリート等ですね、校舎におきまして、ひび等も少し入ってるというようなところもございまして、一応、その診断の結果、補強した後、100%という、建物の強度としますと大体、地震の後、98%か97%ぐらい、二、三%、強度的には落ちていますが、それを補強するまではする必要はないという判断をいただいておりますので、部分的にひびの補修だとか、そういうことは必要かと思っておりますけども、さらに補強することは必要ないというふうに考えております。

以上です。

○委員（増田一喜君） 自然災害はですね、想定してても想定外ちゅうのが非常に多いわけですよ。今のところそういう判断でまあまあどうにか大丈夫だろうと言えば一安心はしておりますけども、できるだけ注視していただ

きたいと思います。

○委員長（松永純一君） ほかにはありませんか。

○委員（堀 徹男君） お待たせしました。主要な施策の調書の177ページの小・中学生の読書運動なんですけど、もう一回、達成率を。小学校で何%、中学校で何%。

○学校教育課長（渡邊裕一君） 失礼いたします。

達成率でございますが、まず、26年度と比較をさせていただきます。26年度が小学生が21%、それが27年度が61%、中学生が26年度は7%だったものが27年度は23%というふうに変化をしております。

これには理由がございまして、小学校のほうにつきましては、1年生も6年生も全て100冊というような目標を立てておりました。これは非常に、高学年になるほど厳しいものがございました。そこで、低、中、高に分けて目標を段階的に下げさせていただいて、達成率が上がって、意欲の増加に今つながっているところでございます。

以上です。

○委員（堀 徹男君） たった1年です、達成率がすごく伸びているということで、成果があったんじゃないかというふうに思います。単にですね、数字として達成率が上がればいいという問題でもないとは思うんですよね。どれだけ質の高い図書をそろえて、それを子供たちが読んでいくことによって心の豊かさを育ていくかというのが大きな目標であろうとは思いますが、単に数字を上げるだけならですね、ぜひ秘策を1つ。

図書室にエアコンの設置を優先していただきたい。はい。とても暑いので、図書室にエアコンがあればですね、そこに行って本を読むこともできるということが、単に数字を上げるということが目標であればですよ、ということで

意見をさせていただいておきたいと思います。

続けていいですか、委員長。

○委員長（松永純一君） はい。

○委員（堀 徹男君） 174ページですね、社会教育センター等整備事業。アスベストの分析調査をされたということですが、今後の方向性の理由としてのところにですね、多額となる解体費用等の裏づけが得られずという一文があります。これは単にもう財政的に予算がつかないということではないでしょうか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 社会教育センターにつきましては、坂本校区と、それから泉校区合わせて8つの施設を持っております。それぞれの施設、旧学校を使ったところで位置付けておまして、非常に老朽化という問題がっております。そういうことで、今後、この利用のあり方についてですね、検討する必要があるということで、今、計画の策定を進めているというところなんです。

その中で、この久多良木と藤本の2つの施設について、アスベスト調査がされてなかったということで今回実施したということでありまして。

○委員（堀 徹男君） いやいや、今のは答えじゃないと思います。解体費用等の裏づけがないと、得られないというのは、財政的に予算の処置がとれないから解体ができないんでしょうかという。

○生涯学習課長（澤田宗順君） できるだけ有効に使っていただきたいというのが前提でございます。ということで、できれば使うために、どういう使い方ができるのか、それから、老朽化した部分も、必要によっては解体もやむを得ないのも出てくるのかなというふうに思っております。

ですので、財政的には今後、総合的に判断していただいて、どういう施設にしていくかということと今後検討していく必要があるかなと

いうふうには考えております。

○委員（堀 徹男君） 例えばですね、久多良木は旧久多良木小学校だと思うんですけども、ここは比較的新しい年度に建てられた建物じゃないかなと思うんですよね。有効利用するという観点ではですね、あの地域においては避難所となれるようなですね、公共的施設がないというふうに思っています。今、お答えにあったようにですね、今後、避難所としての活用という観点も含めればですね、耐震性の確認の有無とかも含めて、社会教育センター等をですね、その施設に利用できるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう観点からも解体費用等の裏づけがやれずという財政的な問題だけじゃないよということでしょうか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） この中であり方を検討していく中で、当然、解体というものも出てまいるかと思えます。今現在、これに対する裏づけはございませんので、当然、必要に応じて、この計画をつくっていく中ですね、計画に乗せていって、有効な、市債ですとか、それから補助はございませんが、そういうものをですね、活用していくための計画づくりが必要というふうなことで進めているところです。

○委員（堀 徹男君） 何かわかったよう、何か、——まあいいです、はい。

じゃ、続けて。その前のページの173ページの青少年体験活動事業についてです。

現在、公民館に配置されている主事さん方ですね、全てが社会教育主事の資格をお持ちじゃないと思うんですけど、今、何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

○生涯学習課長（澤田宗順君） 今、社会教育主事はたしか4名で、ことし1名、資格を取りに行っております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 公民館もですね、地域

の公民館もコミュニティーセンターとなって、公民館主事さんも中央公民館という形に集約されるということで、今後ですね、いわゆる生涯学習における主事さんの総数というのは減るというふうに思うんですが、こういった青少年体験活動事業等をですね、維持するのに適当な人数かどうかということも含めてですね、わからないところなんですけど、資料のですね、改善の取り組み等の理由のところですね、各事業ともレクリエーション的要素が重視され、本来の教育活動としての事業内容は精査する必要があり、というのがあるんですね。この文言が意味するところをちょっとよく理解できないので、この意味の説明をちょっとお願いしていいですか。

○生涯学習課長（澤田宗順君） この部分につきましては、青少年体験活動ということで、いろんな形で子どもたちが今、体験できないような野外活動であったりとか、そういう、陶芸教室をやったりとかしておりますけれども、遊び、遊びと言うとおかしいですけども、単に楽しむだけということじゃなくて、あくまでも学習に観点を置くというふうなところで、そういう要素をですね、入れていきたいということで、こういう部分については必要によって見直したりとかしながら、学習関係に力を入れていきたいなというふうに考えておるところです。

○委員（堀 徹男君） わかりました。社会教育とかですね、生涯学習を通しての教育というのは学校教育とはまた一線を画すものであって、遊びとかですね、体験を通して学ぶという別の意味の効果があると、期待できると思うんですね。

27年度の事業を見るとですね、どれをとっても楽しそうで、子供たちに興味を持って取り組んでいただけるような内容だと思うんですね。先ほども申しましたように、来年度からはですね、公民館の主事さんも、社会教育主事の

部分も減ってくるということであって、こういった事業をですね、さらに継続して、さらにもっと充実した内容にですね、できるような方向を期待しています。

今後の方向性としてですね、市による実施ですけど、民間委託の拡大とか、市民との協働とかというのをうたわれていますが、いろんな、民間にもですね、例えば野外活動においてはボーイスカウトの指導者であったりとかですね、いろんなノウハウをお持ちの方がいらっしゃると思いますので、ぜひそういった観点もですね、含めて事業の計画を練っていただきたいと思います。

○委員（堀 徹男君） あ、いいですか、続けて。

○委員長（松永純一君） はい。

○委員（堀 徹男君） 濟いませぬ。教育サポート事業についてお尋ねをしたいと思います。161ページですね、教育サポート事業の前に、決算書の178ページのほうにですね、教育サポートセンター費ということで事業費が上がっていますけど、補正予算が715万円ということで上がっています。この内容については、補正の内容についてはですね、どこを見ればわかるのかというのがちょっとわかりませんので、補正は何を、どんな事業内容であったかちゅうのについて。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君） 失礼します。

この補正予算ですけれども、これは職員の配置に係るものでありまして、職員が2人から3名ということで、その分の補正になります。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 職員さんの補正ということは、いわば必要経費ということだと思ふんですね。単に事業内容としてのですね、ソフトの事業内容としてのですね、部分に関しては主要な施策の調書の中からは読み取ることがで

きないので、決算書の備考欄の事業のほうでしか見ることができないんですよ。そうしますと、何と申しますか、先生方に対する本来の、何ですかね、相談とかサポートに対するソフトそのものの予算というのは余りないように見受けられるんですよ。

この教育サポート事業というのは、施策の調書を見る限りでは、学校経営等の相談とかですね、それから学習指導等の相談とかということで、いわば相談待ち受け型になっているのかなというふうに関心されるんですね。

そこで、本来の教育サポートセンターの事業としてですね、そういった相談待ち受け型の事業なのか、それとも課題をたくさん抱えられた先生方に対する、何というんですかね、こっから先取的、先進的な取り組みをサポートできるための事業が行えているのかなということについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○教育サポートセンター所長（高嶋宏幸君） 失礼します。

サポート事業につきましては、基本的には、要請があつて、派遣依頼があつて活動するということが基本になっているというふうに思います。ただし、その裏には、学校教育課等と連携をして、あるいは校長等とのですね、情報網により情報を寄せて、そしてこちらからの働きかけ、どうですかというような部分も行いながらしているところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 今後の方向性と理由の改善の欄にですね、記述がありますけど、確かにもう相談件数もふえているということですし、学校現場でですね、先生方が個々に抱えられている課題というのは、もう私たちが子供のころに比べたらですね、相当過大な負担になっているというふうに関心されるんですね。個々の先生方の、何というんですかね、仕事量では賄えない部分に関してはですね、やはり教育委員会と

して、組織としてですね、サポートしていく体制が大事なんだろうなというふうに考えます。そこでますますこの教育サポート事業というのがですね、重要になってくるというふうに思いますので、ぜひ今後はですね、要する人員も含めて、予算、ソフト事業としてのですね、サポートがどのようなものができるのかということも考えながら予算に反映させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（矢本善彦君） 175ページの厚生会館と自主文化事業についてお尋ねします。

今回の地震でですね、――。

○委員長（松永純一君） あ、ちょっと違うな、これ。矢本委員、これは後の経済交流…。

○委員（矢本善彦君） ああ、そうですか。

○委員長（松永純一君） はい、経済文化交流部の所管ですから、後でお願いします。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） もう一回、もう一回いいですか。

○委員長（松永純一君） はい。

○委員（堀 徹男君） 今のサポート事業の続きになるかどうかわからないんですけど、所管がどこになるかわからないんですけど、小学校5、6年生の英語が教科化されるということで、八代市の教育のですね、何ですか、戦略としては、単に提示されるであろう学習指導要領に基づいて粛々と、淡々と進めていかれるとは思いますが、その事前ですね、小学校で教科化されるということは、担任の先生が教えられるんだろうというふうに思うんですね。事前に、何というんですかね、導入される前にそういった、先生方に対する英語教育のスキルアップとかですね、子供の現状におけるニーズの把

握とかというのをしておくのが私は教育に対する戦略的な事業だというふうに思うんですね。

この27年度予算の中ではですね、戦略的なものがなかなか見受けられないので、次年度の予算、事業等を通してですね、今後、英語の教科化を見据えたものに対してですね、どういった取り組みをされていくのかという方向性でもですね、検討していただければと思うんですが、何かいただけないでしょうかね。

○学校教育課長（渡邊裕一君） ありがとうございます。学習指針、指導要領の改訂に伴いまして、今おっしゃられたように、小学校での英語導入ということで、現在、泉小学校におきましては、本市で唯一、英語の特例校ということで先進的に行っていただいております。その中で、小学校1年から6年までやっておりますので、教材開発、そこはかなり期待をしているところもございます。

さらには、来年度以降、研修の充実、これはもう県教委も市教委もともにやっていきたいと思っておりますけれども、先生方が不安なくですね、まあ不安の中で始まるとは思いますが、少しでも不安を軽減する、自信を持って指導に当たっていただけるような体制はとっていききたいと考えております。

○委員（堀 徹男君） 中学生から始めたですね、英語教育でもですね、もうつまずいてしまうので、なおさら小学校5、6年生からということで始まると、一旦つまずくとですね、なかなか取り戻すのは難しいと思うんですね。そういう先取的な教育への取り組みも含めてですね、ぜひ先取・先進的な教育を八代市の教育委員会として独自に開発して取り組んでいただきたい、それを事業と予算として反映していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) なければ、以上で、第9款・教育費及び第10款・災害復旧費中、教育部関係分についての質疑を終わります。

小会します。

(午前11時53分 小会)

(午前11時53分 本会)

○委員長(松永純一君) 本会に戻します。

しばらく休憩します。午後の部、1時から再開いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 開議)

○委員長(松永純一君) それでは、休憩前に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

第9款・教育費並びに第10款・災害復旧費中、経済文化交流部関係分について、一括して説明を求めます。

○経済文化交流部長(宮村明彦君) 経済文化交流部の宮村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第9款・教育費のうち経済文化交流部が所管いたします関係分について総括説明させていただきます。座って説明させていただくことをお許しいただきたいと思います。

まず、厚生会館等の自主文化事業でございますが、厚生会館、鏡文化センター及び千丁文化センターの3館におきまして、市民に対し、芸術文化の鑑賞をしたりじかに接する機会の提供、中学生及び高校生の学習や発表の場の提供、ホワイエを活用した気軽な芸術鑑賞の提供、市民みずからが運営・出演する市民参加型の事業の提供を行ってまいりました。

厚生会館の9つの自主文化事業に合計5075人の入場者があり、鏡文化センターの2つの自主文化事業には1071人の入場者、千丁文

化センターの3つの自主文化事業に746人の入場者があったところでございます。

また、施設整備事業といたしまして、厚生会館西側の国有地の購入、厚生会館大ホールの内側の改修工事を行ったところでございます。

次に、伝統文化財保存事業でございますが、国指定文化財であります八代妙見祭に対する安全対策等への支援や各保存団体への支援を行うとともに、コミュニティ助成金を活用いたしまして、上鏡獅子舞保存会と笠鉾蜜柑の中島町町内会の衣装整備を行っております。

また、平成26年に八代城跡群古麓城跡、麦島城跡、八代城跡として国指定されておりますが、そのうち古麓城跡の追加指定に向けた国との協議や八代城跡群の保存活用計画策定委員会の開催、古麓城跡のレーザー測量調査等を実施しております。地方創生交付金を活用いたしまして、外国人向けの八代妙見祭の多言語パンフレットの作成、多言語の案内板等を設置しているところでございます。

次に、スポーツ振興事業でございますが、オリンピックを初め、国際大会等で活躍できる選手を育成する八代市トップアスリート育成事業の実施に当たっては、NPO法人八代市体育協会に補助金を支出し、強化指定選手28名を指定し、競技能力の向上を図ってまいりました。

また、スポーツ拠点づくりを推進するため、平成19年度より全国小学生ABCバドミントン大会を開催しております。参加者は全国から327名、来場者は延べ4500人に及んでおります。新市誕生10周年記念事業といたしまして、大相撲八代場所に入場者約3000人を得て開催しております。

施設整備事業といたしまして、スポーツ・コミュニティ広場のテニスコートと駐車場の増設工事を行っております。また、25の体育施設の今後の適正な配置や効果的、効率的な運用を図るため、平成27年度より3年間の予定で体

育施設のあり方検討会を開催したところでございます。

最後に、文化財もスポーツ施設も熊本地震で大きな被害を受けておりますので、1日も早い復旧復興に努めるとともに、資源を活用し、大会等の誘致を含む交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、総括とさせていただきます、詳細につきましては桑原次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、教育費のうち経済文化交流部所管分について説明をさせていただきます。お許しをいただきまして座らせていただいて、よろしくお願いたします。

それでは、主要な施策の成果に関する調書その1の175ページをお開きいただきたいと思います。事業内容と主な不用額等について説明をさせていただきます。

まず、厚生会館等自主文化事業でございますが、厚生会館、鏡文化センター、千丁文化センターにおいて、市民の皆様に対し、芸術文化鑑賞の機会を提供する鑑賞普及型や、中学・高校生の学習や発表の場となる学習型、芸術文化にじかに接する舞台芸術体験型などの事業を実施するものでございます。

決算額は1226万9000円でございます。財源のその他特定財源390万円は3施設での自主文化事業の入場料収入で、836万9000円が一般財源でございます。

不用額の138万7000円は、自主文化事業委託料のほか、著作権の発生する事案が少なかったことによる著作権使用料及び印刷製本費の執行残が主なものでございます。

事業の内容でございますが、鑑賞普及型事業として、石川綾子バイオリンコンサート、宝く

じ文化公演吉田正記念オーケストラ、オペラ椿姫、木村多江一人芝居エンドロールなど、舞台芸術体験型事業でございますが、演劇ワークショップ、また、学習型事業としては、中学生音楽教室、高校演劇の技術講習会や演劇大会を実施するとともに、参加者がみずから実演することの楽しみを広く市民に感じてもらう、かがみふるさと音楽祭を開催いたしております。

今後の方向性でございますが、各事業の継続を図りつつ、公演内容の精査や付加価値の追加など、観客や参加者の減少に対する改善に努め、市民の意見がより反映されるような仕組みづくりを念頭に、市民協働を拡大しながら、引き続き市により実施してまいりたいと考えます。

次に、180ページをお願いいたします。上段の伝統文化財保存事業でございます。

国指定重要無形民俗文化財である八代妙見祭の神幸行事を初めとする市内の民俗文化財の保存、継承及び活性化を図るための諸事業でございます。

決算額は1099万4000円で、財源のその他特定財源516万円は、自治総合センターからのコミュニティ助成金500万円が主なもので、一般財源が583万4000円でございます。

事業の内容でございますが、国指定文化財の公開活用事業の補助金として443万円、これは国指定重要無形民俗文化財である八代妙見祭奉納団体の維持管理費や、祭りの安全対策、観覧者安全用防護柵設置などのための八代妙見祭保存振興会に対する補助でございます。

八代妙見祭活性化事業補助金156万4000円は、八代妙見祭活性化協議会に対するものでございます。

また、コミュニティ助成金500万円は、鏡町の上鏡獅子舞保存会と笠鉾蜜柑の中島町町内会に対する祭礼衣装整備の助成金でございま

す。

今後の方向性でございますが、八代妙見祭の神幸行事を含む日本の山・鉾・屋台行事がユネスコ無形文化遺産の候補として国連のユネスコに一括提案され、平成28年度中に登録を目指しております中、国指定文化財の価値を維持し継承していくとともに、適切な管理、運営を実施していくことが重要かつ必要なことでございます。そのために、行政、市民、企業等が連携を図りながら一体的、総合的な保存、継承、活用を進め、神幸行事の持続的な活性化につなげることが重要であり、引き続き市としても、市民協働をさらに拡大させながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、下段の市内城跡保存管理事業でございます。

八代の歴史にとって重要な遺跡である古麓城跡、麦島城跡、松江城跡、平山瓦窯跡が平成26年3月に国史跡に指定され、保存活用計画策定委員会を設置し、この遺跡の適切な保存、管理と活用を図るための事業でございます。

決算額は358万9000円で、財源は下に記載しております国庫補助金178万9000円を活用しております。不用額は33万9000円で、保存活用計画策定委員会の委員の欠席に伴う費用弁償及び報償費等でございます。

事業の内容でございますが、日本史、城郭考古学、建築史、まちづくり等専門分野の6名の委員と、城跡内に土地を所有する5名の方や文化庁等をオブザーバーとして招聘し、八代城跡群と松浜軒の調査と保存、活用、整備の基本となる計画書を策定するための指導等を受けるものでございます。

主なもので、古麓城跡の航空レーザー測量等業務委託に296万円、これは古麓城跡内にどのような遺構や地形があるのかをレーザーを照射して測量するものでございます。

今後の方向性でございますが、平成29年度

末までに保存活用計画を策定し、計画に基づく事業等を市により継続して行っていきたいと考えております。

次に、181ページでございます。上段のユネスコ無形文化遺産登録事業でございます。

八代妙見祭の神幸行事を含む全国の山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録に向け、市民意識の向上を図るため、PR事業を展開するものでございます。

決算額は4万5000円で、不用額の29万7000円は、九州内のユネスコ無形文化遺産候補を有する5都市によるPRパンフレットの刊行を予定いたしておりましたが、調整が進まず、パンフレットの作成を見送ったことなどによるものでございます。

事業としましては、無形文化遺産登録に向けて、本庁舎正面入り口東側に無形文化遺産登録を推進するためのPR懸垂幕を設置いたしております。

今後の方向性でございますが、ユネスコの無形文化遺産登録後も八代市を代表する文化遺産として市内外に積極的にPRすることで、八代の歴史と文化に触れる機会をふやし、文化財を生かした地域活性化と観光振興につながる取り組みを市により継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、182ページをお願いいたします。上段の多言語案内板整備事業でございます。

現在、本市で行っている大型クルーズ船の受け入れや八代妙見祭のユネスコ無形文化遺産登録以降に見込まれる外国人観光客の増加に対応するため、多言語化に対応した環境整備を行い、外国人観光客の受け入れ及び集客に寄与する事業を行うものでございます。

決算額は143万1000円で、全額、国の地方創生交付金でございます。不用額は62万1000円でございます。多言語案内板について、新設15カ所の予定であったものの、う

ち3カ所については所有者との調整がつかなかったため設置を行わず、また板面の張りかえのみで対応可能であった箇所が比較的多かったことによるものでございます。

内容でございますが、印刷製本費として75万6000円。国指定重要無形民俗文化財である八代妙見祭の英語、中国語、韓国語の3カ国語に対応したパンフレット1万部を作成いたしております。

手数料の67万5000円でございますが、国指定文化財について、英語、中国語、韓国語の3カ国語に対応した案内板を設置し、外国人観光客の受け入れに対応するもので、案内板を新たに設置したものが2カ所、既存の文化財説明板の張りかえを10カ所行っておるところでございます。

今後につきましても、必要に応じて案内板の更新やパンフレットの作成を行い、八代を訪れる外国人に八代の歴史や文化遺産を知ってもらうことにより外国人観光客の満足度を高めるとともに、文化財を生かした地域活性化、観光振興につながる取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、下段のトップアスリート育成事業でございます。

トップアスリート育成事業は、オリンピックを初めとする国際大会で活躍できる競技者の輩出を目指すものでございます。この事業につきましては、平成26年度から事業を開始いたしております。

内容でございますが、選考委員会で選考されました本市の指定選手28名にフィジカル、メンタル等各種トレーニングを実施するほか、選手の競技特性やレベルの向上のために必要な大会、強化合宿等への参加支援を行っております。

決算額は280万円、財源は一般財源で、NPO法人八代市体育協会への補助金でございま

す。

なお、これまで指定した八代市指定選手の中から、中央競技団体のナショナルチームなどに選手が2名、国際大会に出場した選手が3名、選出されております。

今後の方向性でございますが、引き続き選手への支援を行うとともに、選手、指導者の要望を取り入れながら事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、184ページをお願いいたします。上段の新市誕生10周年記念事業、大相撲八代場所でございます。

本事業につきましては、市町村合併による新八代市の誕生を記念いたしまして、新市誕生10周年記念事業として開催したところでございます。八代市で開催される大相撲巡業は21年ぶりでございます、当日は約3300名の方々が間近で見る力士の迫力に触れ、にぎわいのあるイベントが開催できたところでございます。

決算額は482万4000円で、不用額の52万4000円は警備委託料、看板作成手数料、会場使用料、テント等賃借料の執行残などでございます。

内容としては、記載しておりますとおり、会場使用料205万1000円、警備委託料52万1000円などでございます。

次に、下段のスポーツ・コミュニティ広場施設整備事業でございます。

市民のテニススポーツ活動の基盤となる本施設の機能充実を図り、利用者のニーズに合った環境づくりのための施設整備を行うものでございます。

決算額は6330万2000円でございます。財源は地方債の合併特例債6010万円、一般財源320万2000円でございます。不用額は59万8000円で、設計業務委託の入札残でございます。

スポーツ・コミュニティ広場は平成13年度に供用を開始しておりますが、現在のテニスコート14面に2面を増設して16面とすることで全国大会等の大規模大会が誘致可能となるため、現在、臨時駐車場として利用していた場所にコートの増設工事を実施しているところでございます。

事業の主な内容は、駐車場造成整備に伴う実施設計と買収用地の購入及び造成工事に要した経費でございます。これは、テニスコート北側用地5筆を購入し、現在263台から60台ふやし320台駐車可能となる駐車場の増設を行うものでございます。

今後の方向性でございますが、本施設がスポーツイベントや市民の日常的なスポーツ活動など多くの市民が利用していることから、安全で安心な施設を維持し、なおかつ交流人口の拡大や経済活性化などのためにも大規模大会の誘致が可能となるよう、引き続き市として計画的に整備事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、185ページでございます。体育施設あり方検討会事業でございますが、当市体育施設25施設について見直しを行い、適正な配置や効果的な運用を図るため、体育施設のあり方について調査及び検討を行う事業でございます。

決算額は18万1000円でございます。

平成27年度からの3カ年事業で、平成27年度は旧八代市の体育施設の個別検討を実施、28年度は旧町村施設の体育施設及び分野別の検討を計画、最終平成29年度に体育施設のエリア別の検討及び取りまとめを行う予定でございます。

今後の方向性でございますが、八代市体育施設の適正な配置や効果的な運用を検討し、方針を導き出し、運用や整備計画などに活用してまいりたいと考えております。

次に、192ページをお願いいたします。社会体育施設災害復旧事業でございます。これは台風15号に伴う災害復旧事業でございます。

決算額は1564万1000円、財源は地方債の社会体育施設災害復旧事業640万円、一般財源924万1000円でございます。

台風15号の災害復旧につきましては、修繕25件、撤去委託3件でございました。主な修繕箇所につきましては、北新地グラウンド防球ネット取りかえ464万3000円、千丁西グラウンドベンチ屋根修繕125万1000円、スポーツ・コミュニティ広場駐輪場屋根修繕113万7000円、また、撤去委託といたしましては、体育施設風倒木撤去委託193万円、東陽運動公園ダグアウトベンチ屋根及び椅子修繕145万7000円でございます。

今後の方向性でございますが、台風や地震、大雨など災害の被災状況に応じて、体育施設の早期復旧及び安全性を確保するために必要な整備などを実施してまいりたいと考えております。

続きまして、繰越明許費及び予算流用について説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書のほうをお願いできますでしょうか。195ページをよろしいでしょうか。

目6・文化財保護費でございます。翌年度繰越額の欄をごらんいただければと思います。目6・文化財保護費の3014万9000円は、八代妙見祭とユネスコ無形文化遺産登録PR事業1219万3000円、無形民俗文化財の保存事業1015万6000円、観光ガイド支援事業280万円及び文化財保存整備事業500万円の総額でございます。本年3月議会で繰り越しを承認いただいている案件で、平成28年度における執行となるところでございます。

次に、流用の説明をいたします。193ページに――。

目3・文化施設費の備考欄の一番下の行をご

らんください。13節より19節への流用67万3000円は、厚生会館自主文化事業のうち新市誕生10周年記念宝くじ文化公演吉田正記念オーケストラに要する経費について、予算編成時に、本来、負担金補助及び交付金に予算を張りつけるべきだった項目を委託料の費目に割り振っていたため、流用処理によって訂正したものでございます。

次に、197ページをお願いいたします。

197ページの一番上の枠の、194ページからの目6・文化財保護費の備考欄の一番下の行でございしますが、4節より3節へ流用1000円でございますが、職員の給与改定に伴い、時間外手当の不足する分を共済費から職員手当等へ流用したものでございます。

その下、目1・社会体育総務費の備考欄の下から3行目をごらんいただければと思います。3節へ9款、1項、2目、3節から流用52万4000円でございますが、当初見込んでおりませんでした新市誕生10周年記念事業開催に伴う職員の時間外勤務手当支給のために流用したものでございます。

次の行、18節より11節に流用の6万2000円は、パフォーマンスチャージ料の増加に伴い流用したものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

一番上のほうですが、目2・社会体育事業費の備考欄の上から5行目でございしますが、19節より11節へ流用18万8000円でございますが、スポーツ推進委員の改選に伴い、当初予定していた人数より委員の交代が多かったため、これに伴い新任スポーツ推進委員のユニホーム購入費増により流用したものでございます。

次に、205ページをお願いいたします。

項4・文教施設災害復旧費、目4・社会体育施設災害復旧費の備考欄の一番下の行をごらんください。11節より10款、4項、1目、1

1節へ流用31万4000円でございますが、公立学校施設災害復旧費に流用したものでございます。

以上で、繰越明許費及び流用の説明を終わります。

これで、経済文化交流部が所管いたします事業のうち教育費についての説明を終わります。御審議方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（松永純一君） ただいま説明のありました第9款・教育費並びに第10款・災害復旧費中、経済文化交流部関係分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（矢本善彦君） 175ページでございます。自主文化事業についてでございますが、今、次長から説明がありましたように、多岐にわたってイベントをされているようでございますが、本来、単に費用対効果を上げるものではなく、文化芸能を目的とした事業であります。

近年、市民からですね、自主文化事業が少し地味になったような気がするという意見がありました。本来の目的であります、市民によりよい文化芸能をより多く、安く提供をし、普及させるのが目的だと思っております。自主文化事業の強化はできないものかお尋ねいたします。

○文化振興課長（吉永 明君） 自主文化事業につきましては、日ごろから来られたお客様にアンケートをとりまして、どのような事業が望まれるかと。お芝居を見に来られた方はお芝居を見たいという傾向がありますし、コンサートの場合はコンサートという傾向があるんですけども、そういったアンケート、それから、館の職員がそれぞれ日ごろから情報網を張りめぐらしまして、今こういった公演がお客様を呼ぶとか、話題があるとか、あるいは、あと、プロモーター、あるいは興行主側からですね、働きかけ、売り込み、そういったものをいろいろ勘案しながら選定しております。

かつては確かに全国クラスのオーケストラとか、あるいは音楽だとか、あるいは歌舞伎、それから、私が知っているだけでも、仲代達也の無名塾とか、来られております。そういった非常にネームバリューのある公演をやりたいのは山々ですけれども、できるだけお客さんの意向に沿うようにですね、例えば、単体で呼ぶと物すごい費用がかかりますから、例えば鹿児島で公演が終わった後、長崎とか福岡に行く途中に八代に寄っていただくと。そうすると割と費用をかけずできますので、そういった工夫をしながらですね、今後ともできるだけ質のよい公演をお客様に提供できればいいかと考えております。

以上です。

○委員（矢本善彦君） またですね、今回の熊本地震で熊本市民会館や県文ホール等でつり天井が落下しております。本市では3館全てのホールがつり天井だと聞いております。もしイベントの中で地震がですね、発生すると死傷者が出ると想定されると思いますので、改修等はどうにお考えか、お尋ねいたします。

○文化振興課厚生会館館長（林田安夫君） つり天井についてお答えいたします。

幸い厚生会館、千丁文化センター、鏡文化センターにおきましては、4月の14日の前震と16日本震、それと19日の震度5、八代市を震源とする地震ではつり天井の崩落等はありませんでした。しかしながら、東北のほうで大震災がありましたけれども、そのときに九段会館ですかね、死亡者が出ております。そういった大災害になるおそれがありますので、つり天井の改修につきましては、毎年、予算要求はしております。29年度もですね、一応、設計の要求、そして翌年度に工事の要求をしたいと考えております。

財源につきましてはですね、社会資本整備総合交付金というのが、工事費の3分の1ですか

ね、ありますので、そういうのが利用できればというふうに考えております。

以上です。

○委員（矢本善彦君） 今、課長から言われましたとおり、設備についてもですね、各館とも設備関係の老朽化や故障もあると思っております。対応についてはですね、空調関係とか照明関係などの費用がかかると思いますが、市民によりよい環境でですね、文化芸能に触れ合うことが大事だと思っております。昨年の予算も500万ほど減額されているようでございますので、きょうは財政部も来ていますから、その辺をしっかりと聞いていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） 182ページのトップアスリート育成事業でございますけれども、この事業は31年度まで限定ということでございますけれども、非常に保護者から見ますとありがたい事業だなというふうに思っております。

ここでわからない点ちゅうか、強化指定選手になるための基準というのは何かあるんでしょうか。そこをちょっとお伺いします。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課長、下村といいます。

委員御質問のトップアスリートの指定選手についてですけれども、まず、指定選手候補になるための競技種目でございますけれども、オリンピックの正式競技種目、それとNPO法人の八代市体育協会に加盟します競技団体を合わせたうちの国際大会がある競技種目、それを対象の競技種目としております。そして、候補者になるための対象年齢ですけれども、八代市在住の小学校高学年、5、6年生から高校生のうち、過去の2年間にさかのぼりましてですね、その競技団体が主催します全国大会以上の競技

大会に出場した者、あるいは過去2年において当該年度に特に競技成績がすぐれている者、また、熊本県の2020年の東京オリンピック育成指定選手に指定された者というふうにいたしております。

これらの選手の推薦についてはですね、この依頼を、八代市体育協会加盟競技団体並びに市内の小学校、中学校、高校のほうに依頼をしております。

それで推薦されました、今回、28名が指定選手となっておりますけれども、今回は推薦された34名のうちの指定選手候補者の中から指定の証を交付しております。

以上です。

○委員（島田一巳君） これ、上限が8万円だったと思いますけど、これ、個人に入るということ考えていいんですかね。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 選手並びに指導者のほうに上限8万円ということになっております。

以上でございます。

○委員（島田一巳君） 私もですね、非常にスポーツは大好きでですね、先ほども申しましたけれども、非常に保護者から見ればありがたいなと思います。31年度と言わずですね、ずっとあればいいかなというふうに思っております。今後とも頑張ってください。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 184ページですね、スポーツ・コミュニティ広場のことなんですけど、事業内容はですね、新たに造成したりとか、拡大したりということで、前向きな方向でいいのかなと思いますけど、ここはスポーツ・コミュニティ広場と言いつつもですね、あそこはテニスコートしかないんじゃないかなと思うんですけど、今後の方向性の改善の取り組み

とかに市民の日常的なスポーツ活動とかが書いてあるんですけど、テニス以外に何か具体的に、スポーツ・コミュニティ広場という名前をうたうにふさわしいような何かスポーツ活動ってあってるんですかね。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） 御指摘のとおりですね、ここスポーツ・コミュニティ広場につきましては、硬式テニス、ソフトテニスのみ、現時点では、ございます。この名称につきましてはですね、前年度の委員会等でもちょっとわかりづらいような御発言がございましたので、今現在、課内におきまして、この名称についてもちょっと考えていこうかというふうに考えております。

ただ、スポーツ・コミュニティ広場という名称もですね、ようやくここに来て定着してきたという部分もございますので、その辺のところは一考させていただきたいと思います。

○委員（堀 徹男君） うちの娘もテニスしてましてね、中学、高校とここをよく御利用させていただいたんですけど、会場の案内にですよ、スポーツ・コミュニティ広場って書いてあったって、初めて行く人にはですね、ここはテニス場だろうということで、しかもですね、全国大会も開催可能な規模に拡充されたということであればですよ、そういう大会誘致をする際にですね、スポーツ・コミュニティ広場という名称で会場を御案内するにしてもですね、もうイメージとしては、それこそそこに行けばスポーツの殿堂みたいなところがあるようなイメージを抱きますけん、できれば八代市総合テニス場とかですね、あそこはクレーもサンドもどちらも使えたと思うんですよ。もう総合テニスの名前を前面に打ち出してもいいんじゃないかなと思います。ぜひ、検討されるということであればぜひ御検討いただきたいと思います。以上ですけど、まだ、なければ……。

○委員長（松永純一君） ほかに。ほかにあり

ませんか。

○委員（堀 徹男君） なければ、いいですか。

○委員長（松永純一君） はい。

○委員（堀 徹男君） もう一個はですね、市内城跡保存管理事業なんですけれどもね、執行残がですね、33万9000円かな、出てるんです。不用額がですね。単純な話なんですけど、この不用額の行き先ってどこなんでしょう。

○文化振興課長（吉永 明君） 市内の城跡の保存活用計画の策定に昨年度から取りかかっておりまして、それぞれの歴史とか、あるいは建築等の専門の先生方をお呼びして会議を進めておりますけれども、その先生方ですね、日程調整を図る上で、なかなか皆さん御一緒にということに難しくてですね、来られなかったり、あるいは2日間、1泊で予定しておいたものを急用ができたから日帰りで帰られることの積み重ねで、旅費とか謝礼が不用額となっております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） いや、事情はですね、それはわかるんですよ。何かがあって不用額が出るんでしょうから。余った金額のお金って、その後これ、どこに行くんですか。どこに、どこに行くんですか。

○経済文化交流部次長（桑原真澄君） 基本的に、不用額ということですね、そのまま全体合わせた繰越額になっていくということです。

○委員（堀 徹男君） えーとですね、事業の名称が市内の城跡保存管理事業とういことで、大きな枠で捉えるとですよ、この策定委員会だけとして捉えるんじゃないですね、実際、こういった予算を確保した後にこうやって34万近くですね、不用額が出るんだったら、せめて城跡の草刈りぐらいしていただけないかなと。不用額が出るんだったらですよ。もう出る

時期というのはもう年度末でしょうから、はっきりわかっている時期でしょうから、草刈りぐらいの予算に回せないもんかなと思うんですけど。

○文化振興課長（吉永 明君） この事業そのものが国の、文化庁からの補助事業ということであっていただきまして、補助金をもらって使える分と、あるいは市の単費でしなくてはいけないことを分ける必要がありますので、そういった区分は必要ですけども、そこを検討したいと思います。

○委員（堀 徹男君） 確かに、調書を見るとですね、補助事業だというのは書いてありますからいろいろ制約があるんでしょうけど、同じ額ぐらいの一般財源が出てくるわけですよ。ここから草刈り予算を出してくれというののもちょっと難しいんでしょうけど、せめてですね、保存管理事業の計画策定が29年度以降でしたっけ、完成が。それからまた計画を立ててということでしょうから、その間ですね、せめて保存管理という観点からの予算はどっかから出していただきたいなというふうをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 今さっき不用額の行き先はというたら何か、繰り越しみたいな答弁があったみたい——繰り越しするんですか。繰り越しだったら繰越明許の手続とか、そういうのあるでしょう。これ、財政にそのまま返るんですか。

○委員長（松永純一君） いや、繰越金ですよ。繰越事業じゃなかです。繰越金となるという説明ですので。繰越事業じゃなかです。

○委員（増田一喜君） あ、繰越金。金というのは……。〔収支〕と呼ぶ者あり

○委員長（松永純一君） 繰越事業は予算を翌

年度に繰り越すわけですから。ただ、繰越金になっていくとね、全体まとまって。

○委員（増田一喜君） 金になるんよね。

○委員長（松永純一君） はい。

○委員（増田一喜君） いや、繰り越しちゅったけん、繰り越しのあれになるのかなと思っ
て。これはもうそのまんまでしょね。

○委員（橋本幸一君） スポーツ拠点づくり推進事業で、第16回やったですかね、ABCバドミントン大会、小学生の。これ、非常に八代市にとって、スポーツ振興の意味でも、それから、いろんな集客の面でもですね、非常に私は波及効果があつてるということを今感じておりますが、今回28年度は地震の影響で中止ということで。恐らくこれは10年という1つの縛りがあつたみたいで、今後の流れというのはどのような流れになるのか、今わかる範囲でよろしいですから。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） ABC大会については、実は本年度できれば10年目、10回目のときでありました。（委員橋本幸一君「ことし10年やったですね」と呼ぶ）はい。

この大会の貴重な財源となります日本振興センターのほうからの補助金が実はことしまでだったところでもございました。大体、金額にいたしまして400万ほどいただいておりますけれども。一応、29年度から31年度までの3カ年は延長して八代市のほうで行うという意味表示をしております、その間につきましては、日本振興センターのほうからの補助金はないということで、財源の確保が課題となっております。

ただ、おっしゃられたとおり、今年度は埼玉のほうで地震のために開催いたしまして、実は来年度につきましてもですね、体育館のほうの改修が間に合うかどうか、非常に微妙なところがございますもんですから、他の、これは北海

道のほうで開催する手はずとして今、段取りをつけさせているところでございます。

あと、30年度、31年度につきましてはですね、また八代市のほうで開催することとなっております、32年度以降につきましては今のところは不明ということになっております。

○委員（橋本幸一君） はい、結構です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で第9款・教育費並びに第10款・災害復旧費中、経済文化交流部関係分についての質疑を終わります。

小会します。

（午後1時43分 小会）

（午後1時46分 本会）

◎議案第122号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、議案第122号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○健康福祉部長（山田 忍君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは、健康福祉部が所管いたします国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、診療所の4特別会計につきまして、総括いたします。座らせていただきまして内容を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計についてですが、平成27年度決算においては3億円を超える大幅な赤字となり、28年度予算からの繰り上げ充用を行うこととなりました。その兆候は25年度から確実にあらわれておりましたものの、財政調整基金がありましたので、それを取り崩しながらどうにか立て直しが図れればと思っておりましたが、かないませんでした。国民

健康保険財政を預かる立場としまして、申しわけありませんでした。

そこで、28年度から所得割額の引き上げや本市独自の0.5割の軽減上乘せを取りやめましたものの、赤字の解消までには至りません。また、健診内容を充実し、疾病の早期発見、予防に努めることで医療費抑制につながるものと考え、28年度から特定健診の受診率向上を目指し、心電図等3つの検査項目をふやした上に、ワンコイン健診と銘打って、自己負担金を800円から500円に引き下げました。今後ともさらなる対策が必要と考えています。国保税の収納率の向上は言うまでもなく、医療費の適正化策も当然必要となってきますし、あらゆる対策を総動員して国民健康保険財政の立て直しを図っていきます。

このような本市の状況ではありますが、医療保険制度改革により、平成30年度には国民健康保険が都道府県化されます。あわせて、これに対する対策も必要となってきます。まさに待ったなしの状況であると認識をしております。

次に、後期高齢者医療特別会計についてですが、制度の根幹は熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しており、本市の役割は各種申請の受け付けや保険料の徴収などでございます。75歳以上の後期高齢者は今後も増加傾向にあり、医療給付に係る本市負担分も毎年増加しておりますことから、保険料収入の安定的確保と高齢者の健康保持、増進の一助として健診の受診率向上にも力を入れてまいります。

次に、介護保険特別会計についてですが、平成27年度は3年間の介護保険事業計画の初年度ということで一定の黒字幅を確保しましたものの、単年度収支から国県返還金を差し引いた実質的なゆとりは4700万円余りで、介護給付費の約1.3日分にしかすぎないことから、かろうじて赤字を免れたと思っています。今後、75歳以上の人口の増加に伴う介護サービ

ス費の増加傾向を考慮しますと、大変厳しい状況にあると認識しています。

現在、本市では要介護認定申請者の増加及び熊本地震による調査のおくれが続いており、要介護度の決定に要する期間が基準より長いという状況にあります。そこで、認定調査の外部委託の拡大や熊本地震に伴う特例的な認定期間の延長を行い、その期間の短縮に努めています。

また、介護保険法の改正による全国一律の予防給付から市町村独自の新しい総合事業への移行を28年度から前倒しで実施することに伴う制度設計に取り組みました。本市独自の事業内容としては、エプロンケアサービスやお達者クラブなどの事業メニューを設けました。さらに、保険料の収納率向上の取り組みは言うまでもありません。

最後に、診療所特別会計についてですが、本市が運営します診療所は、泉町の下岳地区にあります下岳診療所、五家荘地区にあります椎原診療所、そして柿迫地区にあります泉歯科診療所の3診療所です。過疎地域におきましては、住民に必要な医療を確保するためには、効率性の追求だけでははかれないことがあることも肝に銘じておく必要があります。

以上、健康福祉部が所管します特別会計決算の総括といたします。

詳細につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計を国保ねんきん課の佐藤課長から、また介護保険特別会計を長寿支援課秋田課長から、そして診療所特別会計を健康福祉政策課西田課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 国保ねんきん課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第112号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申

し上げます。

歳入につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書、歳出につきましては、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書にて御説明いたします。なお、説明は1000円単位で申し上げます。

まずは、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その2の197ページをお願いいたします。

歳入歳出科目の一覧表でございます。この表の下段、合計の行の(A)でございますが、歳入決算額は209億611万2000円で、予算額に対し97.9%、同じく右側の(B)でございますが、歳出決算額は212億4071万7000円で、予算額に対しまして99.4%の執行率となっております。

その下、歳入歳出差引額である形式収支は3億3460万5000円の赤字であり、翌年度へ繰り越すべき財源はないため、実質収支も3億3460万5000円の赤字となりましたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、当該不足額に対し、平成28年度歳入から繰り上げ充用を行ったところでございます。

まずは、歳出の主なものについて御説明いたします。一覧表の右側、歳出欄の決算額で説明いたします。

科目1・総務費で1億9822万2000円。内訳の主なものですが、(1)一般管理費の1億9168万円は、職員19名分の人件費や、保険証及び納税通知書など発行に要する事務費等でございます。(2)連合会負担金633万6000円は、国保連合会が行う保険者事業の共同処理等、国保に係る事業の経費に対する負担金でございます。(3)運営協議会費20万6000円は、国保事業の運営に関する重

要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会に係る委員報酬などがございます。

続いて、科目2・保険給付費は、国保事業の根幹をなすもので、決算額は125億4496万7000円です。前年度から約3億7000万円、率にして3.1%の増で、前々年の平成25年度の前年比2.3%を上回る大幅な増となっております。これは被保険者の高齢化や医療の高度化が主な原因と考えられます。

内訳を申し上げますと、(1)療養諸費108億6435万円は、被保険者の医療機関等での窓口負担を除きたいわゆる保険者負担分でございます。(2)高額療養費16億418万3000円は、1カ月当たりの医療費が高額となった場合に、その世帯の収入に応じて定められた自己負担限度額を超えた分を申請により払い戻すものでございます。(5)出産育児諸費7016万7000円は、加入者の出産に当たり一時金として給付するものでございます。(6)葬祭諸費579万円は、加入者がお亡くなりなりのとき、葬祭を行う方に給付するものでございます。

なお、保険給付費に係る予算執行率は99.4%でございます。

続きまして、科目3・後期高齢者支援金の21億1182万8000円は、後期高齢者医療制度における本市国保保険者負担分でございます。

科目の4・前期高齢者納付金の142万6000円は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、制度上発生します医療保険制度間の財政的な不均衡を調整するために納付するものでございます。

科目6・介護納付金の9億585万3000円は、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者分の納付金でございます。

科目7・共同事業拠出金の50億8960万7000円は、国保連合会が事業主体となり、

高額な医療費の急増など不安定要因の緩和や財政の安定化を目的として、県内市町村保険者が共同して行う事業への拠出金でございます。なお、この共同事業は、制度改正により対象となる医療費の範囲が拡大されたことに伴い、拠出金とともに、歳入の交付金もほぼ倍増となっております。

科目8・保健事業費は、1億3003万9000円でございます。内訳としまして、(1)特定健診8667万3000円は、40歳から74歳までの国保加入者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した健診を行う特定健診事業と、健診の結果、生活習慣の改善が必要な方への指導を行う特定保健指導事業の2つの事業に要した費用でございます。(2)上記以外の保健事業費4336万6000円は、主にレセプト点検や重複頻回受診者への訪問相談などの医療費適正化推進事業、脳ドック、はり・きゅう助成などの疾病予防事業などでございます。

科目9・諸支出金2億5868万9000円の主なものは償還金で、平成25年度に概算で交付されました国からの負担金等につきまして、実績に基づき超過分を返還したものでございます。

以上、歳出合計は212億4071万7000円となっております。

右の198ページは医療費の状況でございます。

平成27年度の本市国保における医療費総額は、表の右側、療養諸費の合計148億5244万5000円でございます。プラス0.14%の微増だった前年度と比較しますと2.03%の急増となっており、現在の厳しい財政状況のきっかけとなった平成25年度の2.36%増に迫るものでございました。

ちなみに、近年の八代市国保に関する医療費総額の動向を見ますと、平成20年度136億

円だったものが平成27年度には149億円となりまして、約10%伸びております。一方、被保険者数は徐々に減少しておりまして、平成20年度に4万4349人だったものが平成27年度には3万8899人となり、約12%減少しております。

このことから、1人当たりの医療費で見ますと、平成20年度の約30万8000円に対しまして平成27年度は約38万2000円で、約24%の大きな伸びを示しております。

歳出全般を見ますと、科目7の共同事業拠出金の伸びが突出しておりますが、これは先ほど申し上げましたとおり、共同事業の制度改正によるものでございます。

ほかに目立っているのが科目の2・保険給付費でございます。被保険者数が減少し、本来ならば歳出は減少してもおかしくない状況の中で増加が続く要因といたしまして、やはり被保険者の高齢化と医療の高度化が主な原因でございます。

被保険者の高齢化につきましては、いわゆる団塊の世代の方々が65才以上の前期高齢者に差しかかり、この年齢層の方が非常に多くなっておりますが、年齢が高くなれば医療機関にかかる頻度も高くなります。被保険者全体の約3分の1が前期高齢者ですが、医療費全体の中で前期高齢者が占める割合は約5割となっております。このことから、被保険者の高齢化が医療費の増加に大きな影響を及ぼしております。

また、医療の高度化につきましては、高額療養費が医療費全体の中で占める割合が年々増加しておりまして、平成27年度で約11%を占めております。5年前の平成22年度と比較しますと、医療費全体では約5億9000万の増加であるのに対し、高額療養費では約2億7000万の増加となり、医療費全体の増加分のうち約46%は高額療養費が占める状況となっております。このことから、医療の高度化が医療

費の増加に大きな影響を及ぼしていると言えますが、これにつきましても、前期高齢者の増加が関係しております。

それでは、引き続き、個別の事業について御説明いたします。199ページをお願いいたします。

まず、上段、国民健康保険運営協議会事業でございます。

決算額は20万6000円で、主要な施策の概要は、国保の重要事項を御審議いただく国保運営協議会委員の皆様の報酬等でございます。委員数は公募の2名を含む14名で、平成27年度の実績としましては、8月と2月の2回の協議会開催と、平成27年11月の研修会参加でございます。

次に、下段の国民健康保険保険給付費でございます。

先ほどの197ページの説明と重複いたしますが、国保事業の根幹をなす療養給付費ほか各種の保険給付費でございます。

決算額は125億4497万1000円で、特定財源の国県支出金は、療養給付費負担金、国の普通調整交付金、特別調整交付金、県の普通調整交付金などで49億9940万9000円でございます。その他特定財源は、保険基盤安定、財政安定化支援等の繰入金などが主なものでございます。不用額は7083万1000円で、退職被保険者の減少が想定より大きかったことによる退職被保険者の療養給付費の不用額が主なものでございます。

主要な施策の概要欄の左側に示しました療養給付費は、いずれも被保険者の医療機関での窓口負担分を除いた、いわゆる保険者負担分でございます。一番多いケースが、窓口で3割を支払い、保険者が7割を支払う、その7割分でございます。一般分で103億7106万3000円、退職分で3億5335万3000円を支出いたしております。

療養費は、治療用装具費用、医師の同意を得たはり・きゅう施術、入院時一部負担金、食事標準負担額差額など、一度全額を負担していただき、その後、保険者負担分を後から現金給付するもので、一般分で1億149万円、退職分353万2000円を支出しております。

審査支払手数料は、各医療機関から請求があった診療報酬明細書、いわゆるレセプトを国保連合会で審査する際に支払う手数料でございます。平成27年度実績では審査件数約67万3000件に対しまして3491万4000円を支出しております。

高額療養費は、1カ月当たりの医療費が高額となった場合に、その世帯の収入に応じて定められた自己負担限度額を超えた分を申請により払い戻すもので、一般分で15億4551万4000円、退職分が5867万円です。

また、高額介護合算療養費は、1世帯の1年間における医療費及び介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた分を申請により払い戻すもので、一般分で42万8000円でございます。

出産育児一時金と出産育児一時金支払手数料を合わせた7016万7000円は、加入者が出産されたときに一時金として子ども1人当たり40万4000円、産科医療補償制度加入の医療機関で出産の場合は42万円を給付するもので、167件分でございます。

葬祭諸費579万円は、加入者が亡くなられたときに、その葬祭を行った方に対して1人当たり3万円を支給するもので、193件分でございます。

続きまして、200ページをお願いいたします。上段の後期高齢者医療支援金事業でございます。

決算額は21億1168万7000円で、特定財源の国県支出金9億3212万5000円は、国の療養給付費負担金のうち後期高齢者医

療支援金負担金及び国、県の普通調整交付金のうちその対象分でございます。その他特定財源といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金1億1519万9000円でございます。

次に、下段の前期高齢者納付金事業でございます。

決算額は128万円で、高齢者の医療の確保に関する法律による義務的な経費でございます。

続きまして、201ページをお願いいたします。上段の老人保健事務費拠出金事業でございます。

これは、平成20年度に廃止された老人保健医療費の精算に係るものでございます。現在、医療費分はなく、事務費のみの支出で、決算額8万6000円でございます。

次に、下段の介護納付金事業でございます。

決算額は9億585万3000円で、特定財源は、国の療養給付費等負担金の介護納付金負担分、普通調整交付金の介護納付金分、それから県の調整交付金で、合計4億6791万3000円でございます。これは、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者分の納付金でございます。

続きまして、202ページをお願いいたします。上段の共同事業拠出金でございます。

決算額は50億8960万8000円でございます。特定財源といたしまして、高額医療費共同事業負担金として国、県それぞれ同額の1億353万5000円です。

主なものは、高額医療費共同事業拠出金4億1053万1000円と保険財政共同安定化事業拠出金の46億7828万円でございます。これは、市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、都道府県単位で国保連合会が事業主体となり、市町村の拠出金を財源に県単位で費用負担を調整する、いわば保険者の保険と

いった制度でございます。

対象となりますのは、高額医療費共同事業が1件当たり80万円を超える医療費で、保険財政共同安定化事業が80万までの医療費でございます。

なお、保険財政共同安定化事業につきましては、社会保障・税一体改革における制度改正によりまして、平成27年度より対象とする医療費が、1件当たり30万円以上80万円以下から、80万以下の全ての医療費に範囲が拡大されたことにより倍増し、予算規模を20億円ほど押し上げる形となっております。

次に、下段の医療費適正化推進事業、国保ねんきん課所管分でございます。

医療費削減のためのレセプト点検体制の充実・強化を図るとともに、国保被保険者に対する適正受診の啓発等を目的として実施しております。

決算額は431万7000円でございます。特定財源として、国の特別調整交付金の231万7000円がでございます。

主なものは、歯科レセプト点検、単月レセプト点検、柔整レセプト点検などを民間事業者に委託し、専門的知識を持った職員が算定方法に誤りがないか、また疑義がないかを年間を通じて点検しているもので、委託費といたしまして359万1000円を支出しております。

次のジェネリック医薬品の使用希望シールは、国民健康保険被保険者証の一斉更新時に、国保全世帯に対し、ジェネリック医薬品の使用希望を伝えるシールを同封して配布しております。シールの作成代として30万6000円を支出しております。

ジェネリック医薬品の利用差額通知は、服用している新薬からジェネリック医薬品に切りかえた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを試算したジェネリック医薬品差額通知書を年に2回、軽減額が100円以上見込ま

れる被保険者に送付しており、通知発送の郵便料として42万円を支出しております。

今後の方向性といたしまして、市による実施とし、今後の取り組みは、国の作成した使用促進のためのロードマップで示された目標達成に向け、さらなる普及推進を図る所存でございます。

続きまして、203ページをお願いいたします。

上段の医療費適正化推進事業、健康推進課所管分でございます。これは、特定健診受診率向上及び重症化予防事業へ重点的に取り組み、増大する医療費抑制と医療費の適正化を目指すものでございます。

決算額は569万8000円で、特定財源として国の特別調整交付金の398万4000円と県の特別調整交付金85万6000円がございます。

主要な施策の概要の主なものは、特定健診受診率向上を図るための事業として、非常勤職員を雇用し、特定健診未受診者を対象に、訪問等による受診勧奨や、重症化予防事業として腎機能のハイリスク者を対象に専門医による講演会の開催のほか、特定健診のチラシ作成、それから、生活習慣病予防通信の発行を行っております。

今後の方向性としましては、市による実施、要改善としており、今後の取り組みは、未受診者対策を強化し、特定健診受診率向上を目指すとともに、医療や介護などの関係分野と連携し、重症化予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、下段の国保保健指導事業でございます。

生活習慣病の重症化、合併症の予防を図り、さらに適正受診の啓発等により医療費抑制のため、日常生活指導を実施するものでございます。

決算額は201万6000円で、非常勤職員である保健師の賃金が主なものでございます。

内容は、1カ月に4カ所以上の異なる医療機関、もしくは同じ診療科を2カ所以上受診しておられる重複受診者や、一月に同じ医療機関を15回以上受診しておられる頻回受診者に対して、保健師が個別に訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導や服薬指導等を行うとともに、自主的な健康づくりを支援しております。訪問いたしました件数は、重複受診が107人、頻回受診者が40人でございます。

今後の方向性としましては、市による実施、要改善としており、今後の取り組みは、さらなる医療費の適正化につながるよう、対象者の抽出方法の見直しや指導内容を工夫するなど、さらに事業効果を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、204ページをお願いいたします。上段の疾病予防事業でございます。

医療費の適正化を図り、国保事業の健全運営に資するために、疾病の早期発見及び症状の緩和、医療費に係る啓発活動等に関する各種事業を実施するものでございます。

決算額は3133万7000円で、特定財源の470万7000円は県からの特別調整交付金でございます。

不用額の719万1000円は、健康優良家庭の対象世帯抽出において、受診を控えることにつながらないように、また、健康維持・増進により積極的な家庭を優良家庭として表彰するため、特定健診受診などの条件を追加したことにより対象世帯数が減少したことや、脳ドックの受診者が見込みよりも少なくなったことなどによるものでございます。

主な施策の概要としましては、健康優良家庭表彰記念品代として84世帯、47万6000円を支出しております。これは、1年間無受診

の世帯を健康優良家庭として表彰するものでございます。なお、健康優良家庭表彰につきましては、医療機関の受診を控えることにより、かえって病気が重症化し、医療費の増大につながるため、平成28年度より廃止いたしております。

次に、はり・きゅう、マッサージ等の助成で、年15回を上限に1回当たり1000円を助成し、7895件で789万5000円の支出をいたしております。

脳ドック助成では、1人1万5000円を助成して、548件、822万円を支出しております。

医療費通知等郵便料466万1000円は、適正受診の推進等のため、受診日数や医療費の額等の通知を年4回発送した郵便料でございます。

共同電算処理業務委託852万1000円は、レセプト疾病分類、統計作成、再審査等の電算処理などを国保連合会に業務委託したものでございます。

国保だより等143万5000円は、国保の制度や事業内容の啓発を図るため、市報折り込みで年4回発行しております国保だよりの印刷製本費でございます。

人間ドック情報提供事業報奨金は43件で12万9000円を支出しておりますが、これは、人間ドックの検査結果を提供した被保険者に3000円を報奨金として交付しております。

今後の方向性としましては、市による実施、要改善としており、今後の取り組みは、必要な予算を確保して、今まで以上に周知を図り、さらに事業の効果を高め、被保険者の健康増進、医療費適正化につなげてまいりたいと考えております。

下段の特定健診事業は、40歳から74歳までの国保加入者を対象に、メタボリックシンド

ロームに着目した特定健康診査を行う事業でございます。

決算額は7572万5000円で、特定財源は国県支出金として特定健康診査等負担金の計3439万6000円と、県の特別調整交付金の335万7000円でございます。不用額1673万7000円は、健診受診者が予定を下回ったことなどによるものでございます。

特定健診は、糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者、予備軍を減少させることができるよう、保健指導が必要な者を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病の予防のため、腹囲の測定及びBMIの算出等を行い、血糖、中性脂肪等の脂質、血圧の健診結果や喫煙習慣の有無等により危険度ごとに分類、それからクラス分けをし、クラスに合った保健指導が受けられるようにするものでございます。なお、平成24年度より、40歳、45歳、50歳、55歳の方に対して、自己負担無料といたしております。

今後の方向性としましては、市による実施、要改善としており、今後の取り組みは、自己負担額や健診内容の見直し、受診者にとって効果的な受診の機会を提供するとともに、健診の意義、目的についての周知啓発を地域組織と連携を図りながら、受診率の向上を目指してまいりたいと考えております。

205ページ、上段の特定保健指導事業は、特定健診の結果、生活習慣の改善を行う必要のある方への保健指導に係る事業でございます。

決算額は1094万7000円で、特定財源は、国県支出金の497万2000円で、国、246万円、県、251万2000円を収入しております。特定保健指導委託料473万2000円と非常勤職員2名分の賃金等が435万7000円、事務費等185万8000円でございます。

特定保健指導は、対象者が健診結果より自身

の体の状態を知っていただき、生活習慣を見直し、改善のための目標設定や実践への支援を行うものでございますので、生活習慣病の発症や重症化予防に繋がり、医療費適正化の効果が期待できます。

今後の方向性といたしましては、市による実施、要改善としており、今後の取り組みは、特定保健指導の実施率の向上を目指すとともに、医療機関との連携を図りながら、より効果的な保健指導に努めてまいりたいと考えております。

以上、主要施策についての説明を終わりました。引き続き、歳入について御説明いたします。

歳入は、八代市特別会計歳入歳出決算書に基づき説明いたします。

決算書の16ページをお願いいたします。

金額につきましては、17ページの右から4列目の収入済額で申し上げます。なお、歳出同様、1000円未満切り捨てで説明いたします。

第1款、項1・国民健康保険税は31億8698万1000円です。目1・一般被保険者国民健康保険税の収入済額は30億8128万円でございます。節1から3までは現年課税分、節4から6までは滞納繰越分でございます。これらの一般被保険者に係る収納率につきましては、現年度分で92.75%、滞納分が13.54%となっております。

次に、目2・退職被保険者等国民健康保険税の収入済額は1億570万1000円でございます。目1と同様に、節1から3までは現年課税分、節4から6までは滞納繰越分でございます。これらの退職被保険者に係る収納率につきましては、現年度分96.28%、滞納分18.63%となっております。

なお、国保税収入済額は前年度に比べ4588万8000円、率にして1.42%減少して

おりますが、一般と退職を合わせた現年課税分の収納率は92.86%で、前年度の92.76%からほぼ横ばいとなっております。

収納額減少の原因でございますけれども、被保険者数の減少や、制度改正に係る軽減拡大により調定額自体が減少したことも大きく影響しております。調定額の推移を申し上げますと、平成26年度現年度課税分調定額が33億7675万3000円に対して平成27年度は32億9540万3000円と、8135万円、率にして2.41%の減となっております。

これは、65歳以上75歳未満の前期高齢者人口が増加傾向にある中、被保険者の全体数は減少しておりまして、中でも15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少が顕著であることが原因で、今後はしばらくの間は現役世代の減少が続き、現状のままでは健全な財政運営を行うための賦課総額の確保は厳しい状態が続くものと思われま。

次の18、19ページをお願いいたします。

第2款・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料の収入済額は300万7000円でございます。これは、滞納世帯への督促状送付の手数料収入でございます。

第3款・国庫支出金は57億1817万円でございます。

項1・国庫負担金、目1・療養給付費等負担金35億2957万4000円は、一般被保険者の療養給付費などの費用の32%が国から概算交付されたものでございます。

目2・高額医療費共同事業負担金の1億353万5000円は、高額医療費共同事業医療費拠出金に係る国の負担金でございます。負担割合は、対象となる拠出金の4分の1となっております。

目3・特定健康診査等負担金の1947万8000円は、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担金で、負担割合は、対象経費の

3分の1となっております。

後ほど出てまいります。県支出金にも同じ負担割合での同様の負担金がございますが、平成27年度の国の負担金につきましては、国の予算の都合などで一部カットされておりました。県の負担金と金額が相違いたしております。

項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金20億6558万3000円で、節1・普通調整交付金14億6872万円と、節2・特別調整交付金5億9686万3000円となっております。普通調整交付金は各市町村の財政力の不均衡を調整するために、また特別調整交付金は各市町村保険者の特別な事情や特別な事業の実施に対して国から交付されるものでございます。

続きまして、第4款、項1、目1、節1・療養給付費等交付金の5億4791万円は、退職者医療被保険者の医療費に充てるために、社会保険診療報酬支払基金から概算で交付されたものでございます。療養給付費等交付金につきましては、前年度と比較し約2億3000万の減少となっておりますが、これは退職者医療被保険者の医療費が減少したことなどによるものでございます。

第5款、項1、目1・前期高齢者交付金35億4052万2000円は、歳出で説明いたしました保険給付費のうち、65歳から74歳まで、いわゆる被保険者の医療費について、制度上発生します医療保険制度間の不均衡を調整するための交付金でございます。

前期高齢者交付金につきましては、前年度との比較で約3億1000万の増収となっておりますが、これは前々年度であります平成25年度に生じた前期高齢者医療費の精算を平成27年度の交付金で行われたため生じたものでございます。

第6款・県支出金は、9億3009万100

0円です。

項1・県負担金、目1・高額医療費共同事業負担金1億353万5000円は、国庫負担金同様、県の負担分で、負担割合は4分の1となっております。

目2・特定健康診査等負担金は1989万円でございます。国庫負担金と同様、県の負担分でございます。特定保健事業、特定保健指導事業ともに負担割合は3分の1となっております。先ほど国庫支出金の際申し上げましたとおり、金額が相違しております。

引き続き、20ページの項2・県補助金、目1・県調整交付金は8億660万1000円でございます。内訳は、節1・普通調整交付金7億9703万3000円、節2・特別調整交付金956万8000円となっております。

普通調整交付金は県内各市町村の国保の財政を調整するために、特別調整交付金は収納率の向上の場合や医療費の適正化対策や保健事業を行った場合などに県から交付されるものでございます。

第7款、項1・共同事業交付金は52億7462万3000円です。

目1・高額医療費共同事業交付金4億8656万2000円と目2・保険財政共同安定化事業交付金47億8806万円は、共同事業の対象となった医療費の財源として国保連合会から交付されたものでございます。

なお、歳出の際申し上げました拠出金と同様に、保険財政共同安定化事業の制度改正により大幅増となっております。

第8款・財産収入、項1・財産運用収入、目1、節1・利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の預金利子241万5000円でございます。

第9款・繰入金は15億3297万9000円で、うち項1・一般会計繰入金は13億5737万7000円でございます。これは全て法

定繰入分、いわゆるルール分でございます。

内訳といたしまして、まず、節1・職員給与等の繰入金1億9437万3000円は、国保事業に要します人件費19名分などが主なものでございます。節2・出産育児繰入金4675万5000円は、出産育児一時金の決算額の3分の2に相当するものでございます。節3・保険基盤安定繰入金9億1064万4000円は、一般被保険者の低所得世帯に係る保険税軽減によって生じる財源不足に対するものでございます。前年度に比べ1億9000万ほどの増となっておりますが、国の改革に伴う制度改正によるものでございます。節4・財政安定化支援事業繰入金は2億560万4000円でございますが、病床数が多いなど、地域の特性による国保財政の負担の増加に対する支援分でございます。

項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金1億7560万1000円でございます。

これは、医療費の急増と被保険者数減少に伴う保険税の調定額の減等による収収減により歳入不足となったため、やむを得ず基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。なお、同様の繰り入れが医療費の急増のあった平成25年度より続いておりまして、平成27年度末の基金残高はゼロとなっております。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

第10款、項1、目1、節1の繰越金は、前年度決算の剰余金812万8000円でございます。

第11款・諸収入は1億6128万1000円でございます。

項1・延滞金加算金及び過料、目1、節1・一般被保険者延滞金233万円は、保険税の滞納に対する延滞金でございます。

項2、目1、節1・市預金利子は1000円でございます。

項3・雑入は1億5894万9000円でございますが、その内訳は、目1、節1・一般被保険者第三者納付金3144万4000円でございますが、国保加入者が交通事故など第三者行為の被害者となった場合に、治療のため一時的に保険を使用した分を過失割合等に応じて加害者に請求し、徴収したものでございます。

目3、節1・一般被保険者返納金93万7000円は、一般被保険者が社会保険の資格を取得した後に八代市国保の保険証を提示し医療機関を受診したため、保険給付費を御返納いただいたものが主なものでございます。

目5、節1・雑入は1億2601万1000円でございますが、臨時職員雇用保険料の自己負担分などのほか、今年度は熊本県国民健康保健団体連合会の積立金処分に係る市町村への返還金1億2588万2000円があり、決算額が大きくなっております。

次の24、25ページをお願いいたします。

目6、節1・特例措置療養費一部負担金は55万6000円でございますが、平成20年4月1日から70歳以上74歳以下の被保険者の負担割合が2割とされましたが、特例措置によりまして平成26年3月31日までは1割に据え置かれておりました。平成27年度以降も、26年度末までに70歳に到達した被保険者につきましては引き続き据え置かれ、その差の1割分を国が負担するものでございます。

以上、歳入の合計は209億611万2000円でございます。

最後に、36ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額209億611万2000円、歳出総額212億4071万7000円、歳入歳出差引額マイナス3億3460万5000円で、実質収支額もマイナス3億3460万5000円ございました。

このように、冒頭申し上げましたとおり、合

併以降初めての赤字決算となり、平成28年度の歳入より繰り上げ充用にて、対応したところでございます。

近年の厳しい財政状況のきっかけとなったのが平成25年度の医療費の急増でございます。翌26年度は前年度比では微増にとどまりましたが、いわば高どまりの状況で推移し、さらに平成27年度で25年度の伸びに迫る勢いで急増に転じました。一方で被保険者数の減少、特に生産年齢人口の減少に伴う税収の減少も同時に進行し、歳入不足に陥り、基金の取り崩しで何とか収支をとってきたものの、平成27年度に基金が底をついた結果、赤字決算となった次第でございます。

医療費の増加と税収の減少の傾向は、人口の減少と高齢化という社会的要因を背景にしております。さらに団塊の世代の方々が前期高齢者、いわゆる65歳から74歳に差しかかっておられ、しばらくは引き続くものと思われま

す。そもそも、国保特別会計におきましては、歳出のほとんどが義務的な経費でございます。本市の場合、212億円の歳出のうち医療費の支払いである保険給付費が59%の125億円、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等法令等に基づく義務的経費を含めると206億円で、97%を占めております。

対しまして、歳入においては自主財源である税収は32億円で、全体209億円の15%ほどで、国、県等からの負担金、補助金等に頼っているような状況でございます。

そうした状況の中、医療費の適正化や税収確保のための賦課の適正化、収納努力を地道に続けていかなければならないことは言うまでもございませんが、同時に、財政状況の健全化のための根本的な対策として、平成28年度においては、議会の御承認をいただき税率等の改定を実施し、被保険者の皆様方に御負担をお願いし

たところでございます。

しかしながら、御案内のとおり、国の改革に伴う大きな変動の時期にありまして、平成30年度には都道府県化も控えております。まだまだ不透明な部分も多く、情報収集に努めながら、医療費、それから税収の状況を的確に把握し、今後の安定した国保運営を確保するためにさらなる検討を重ねていかなければならないものと考えております。

以上で、議案第112号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（古嶋津義君） 204ページの特定健診事業であります。予定数を下回ったその原因は何でございましょうか。

○健康推進課長（豊田幸子君） 健康推進課、豊田でございます。

27年度を受診率目標を40%ということで、1万1466人の予定で予算を計上しておりましたが、受診者が9258人の実績にとどまったということです。この理由としましては、健診の必要性の周知が少なかったものと思

います。

以上です。
○委員（古嶋津義君） 医療費適正化推進事業とちょっとリンクしますが、特定健診の内容に問題はなかつたでしょうか。

○健康推進課長（豊田幸子君） 特定健診の内容につきましては、国の標準内容に合わせまして、空腹時血糖とか、腎機能検査など、クレアチニン検査とかですね、尿酸などは国の内容よりも加えまして以前から実施しております。ですけれども、28年度からは新たに貧血や心電図、尿検査をですね、またさらにプラスして、健診内容を充実したものとして提供するという

ことにしております。28年度もそれで実施しております。

○委員（古嶋津義君） 特定健診だから国のメニューに沿ってのあれだろうと思いますが、普通、胃が調子の悪かったら胃カメラを飲むとかですね、便にちょっと潜血とか、黒かったりすれば大腸ファイバーを飲むとか、いろいろありますが、その辺のところは私はネックじゃないかなというふうに思っております。これを、特定健診を受けてもですね、あんまり効果がなかつたかなと、私は前からそういうふうに思っております。その辺のところは健診率が低いのは原因ではないのかなというふうに思っておりますが、その辺の改善とか、そういうのは、少しでも受診者がふえてですよ、ふえるような方向に行って、言うなれば、一番先には健康保険税の赤字にならないような方策をとらなければいけないと思いますが、その辺の、少しでもふやすように、健診内容を国のメニューだけじゃなくて、そういうことはできないのでしょうか。

○健康推進課長（豊田幸子君） 特定健診は胃カメラとかがん検診とは違いますので、特定健診の中身は今年度さらに、先ほど言いました眼底検査も含めまして充実しているところです。がん検診等は特定健診と同時に実施できるような複合健診あたりを取り入れて実施しておりますので、同時実施で受けていただければと思います。

また、受けないという理由の大半というか、多くにですね、通院中で治療をしているからという方が多くいらっしゃいますので、通院中でもほかの病気が、生活習慣病の病気が見つかりますし、内服してても自己で生活改善をして検査結果がよくなるということが必要と思われるので、治療中の方でもそういう特定健診を受けていただくようお願いしているところです。あらゆる機会を通じて、受診していただく

ように強化してまいりたいと思います。

○委員（古嶋津義君） 答弁される内容については十分理解をしますものですね、私が言っているのは、今、こういう健診を受けようとするときはですね、やっぱり高度な健診の、診療の医療機器の中でやっぱり健診をしたいという思いがありますので、こういう、このメニューじゃですね、なかなか受けに行こうという、私もですが、気にはなりませんもんですから申し上げたところでありますので、国のメニュー等もあるとは思いますが、この辺のところはですね、改善しなければ、やっぱりただ予算の消化だけにつながっていくのではないかとというふうに私自身は思っております。その辺のところをもう一度検討をしていただければというふうに思っております。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今の関連なんですけど、私は、——これ、ワンコインでしたっけ、特定健診。（「はい」と呼ぶ者あり）利用させていただいてもう3年ぐらい、2年か、ことし……、ことしから500円だったのかな。前は800円だったと思いますが。私としては、特定健診というのがですね、送ってきて、受けさせていただくのはありがたいと思っております。

今、古嶋先生がおっしゃったのにプラスしてですね、オプションで、例えば、自分の健診したい部分をですね、プラスアルファしていくようなセットがですね、メニューとしてあれば、より受診の機会も上がるんじゃないかなというの思っています。

それと、その後ですね、すぐ特定健診の結果を送ってきていただいて保健指導をしていただくんですけども、その内容もですね、なかなか、1時間程度詳しく指導していただいてで

すね、本当にいい制度だなど、仕組みだというふうに思ってます。ただ、自分が指導に従わないのがですね、非常に申しわけなく思ってますけど。この保健指導のですね、何ですか、時間帯というのがやっぱりどうしても働いている人にとってはですね、庁舎があいている時間帯に限られているんじゃないかなと思うんですね。

そこで、週に1回とは言いませんけど、働いて日中に保健指導を受けられないような方がいらっしゃるとすればですね、月に2回でもいいでしょうし、夜間もですね、7時ぐらいまでの間にでもですね、できればなと思いますけど、その辺の可能性というのはどうでしょうか。

○健康推進課長（豊田幸子君） 保健指導で日中、受診者が都合が悪いときには、夜間とか休日でも、本人さんの希望によってですね、合わせて指導を行うようにしております。

○委員（堀 徹男君） あ、そうですか。じゃ、もう既にやられてるということで、安心しました。

○委員（古嶋津義君） もう一点。ちょっとお尋ねがありましたのでお尋ねさせていただきますが、国民健康保険給付の中で高額医療費がありますですたいね。これは、高額医療の場合は自分から申請をしなければならいんですか。そっちから、レセプトあたりで1カ月か2カ月おくれで担当課のほうから高額医療ですからというふうにして何か送ってくるわけですか。

○国民ねんきん課副主幹兼医療給付係長（秋永誠一君） 医療給付係の秋永と申します。よろしく申し上げます。

ただいま高額療養費の申請につきまして御質問がありました。病院のほうで受診をされまして、領収書を持ってきていただければその場で高額医療費の手続きはできますし、また、なかなか高額医療費ということですね、わかりにくいことがあると思いますので、一応、高額の

申請の勧奨をですね、大体、5カ月後ぐらいにですね、診療を受けられて、今、発送をしているところでございます。診療を受けられて2カ月後にレセプトが市役所のほうに届きまして、それからこちらで確認をしてから、約5カ月後に送るような形で申請勧奨を行っているところでございます。

以上です。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、行ってもいいし、行かなくても5カ月後はそっちから来るということですね。

○国民ねんきん課副主幹兼医療給付係長（秋永誠一君） 5カ月後に申請勧奨いたしますのは、各世帯、5000円以上勧奨がある方について勧奨をしているというところでございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） 199ページ下段のですね、国民健康保険給付費でございますけれども、国県支出金が49億ぐらいありますよね。これは毎年このような状況なのか、いろいろ増減するのか、それをちょっと私、知らないもんですから、教えていただきたいと思えます。

○国民ねんきん課副主幹兼保険税係長（園部慎治君） 保険税係の園部でございます。よろしく申し上げます。

御質問にございました国県支出金でございます。主要な施策の概要で、右側でございます財源内訳で療養給付費負担金、普通調整交付金、特別調整交付金、普通調整交付金とございます。これらのものについては、ほかに充てるべきところもございまして、全額ではございませんが、一定程度充てるような形になって、ほぼ例年、おおそ同じようなところで財源充当されているような形になります。

以上でございます。

○委員（島田一巳君） わかりました。ありがとうございます。

もう一ついいでしょうか。

○委員長（松永純一君） はい、どうぞ。

○委員（島田一巳君） 204ページ、特定健診事業でございますけれども、国県支出金と一般財源が大体同じぐらいの額ですけども、これは何か意味があるのでしょうか、同じような額であるのは、これ、よくわからないんですけども。

○健康推進課長（豊田幸子君） 総事業費の3分の1ずつでございます。特別調整交付金のことですか。

○委員（島田一巳君） あのですね、国県支出金の額と一般財源の額が同じぐらいなんですけどもという、何か意味があるんですかということですけども。

○委員長（松永純一君） 佐藤課長が答えたほうがよかつじやなか。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 特別に意味は——、たまたま県支出金のほうが3775万3000円、差し引きました一般財源が3797万2000円ということで、差し引きがたまたま同じ金額、近かったということでございます。

○委員（島田一巳君） あ、そうですか。ありがとうございます。

○委員（矢本善彦君） 203ページの国保保健指導事業ですけども、この重複受診者とか頻回受診者の指導はどのような指導をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 重複頻回、この指導事業についてということでございますけども、1カ月に4カ所以上の異なる医療機関もしくは同じ診療科で2カ所以上受診している重複受診者や1カ月に同じ医療機関を15回以上受診している頻回受診者に対しまして、保健師による個別指導を実施してござい

ま、個別の状況を把握した上で、適正受診をお願いしているところでございます。

平成26年度につきましては、154名を訪問し、1人当たりで大体、月3700円ぐらいの削減効果があっております。平成27年度につきましては、147名を訪問し、1人当たりの費用額で言いますと9134円ぐらいの削減効果があっております。今後もこの事業については引き続き続けていきたいと考えております。

○委員（矢本善彦君） ありがとうございます。それからですね、202ページの医療費適正化推進事業でですね、ジェネリックの薬を、ジェネリックにされている、保険証に張っておられる方は何%ぐらいあるんですかね。生活保護で聞きましたときは75%と聞きましたけども、国保の場合はどのくらいあるのかなと思ってから。わかりますかね。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） シールのことですよ。（委員矢本善彦君「うん、張ってる人」と呼ぶ）一応、ジェネリック医薬品につきましては、国においてですね、25年の4月に示された、使用促進のためのさらなるロードマップというのを示されまして、平成30年度末までに60%以上という目標を掲げてございまして、そのため、国においては、保険者に対しまして、ジェネリック医薬品の差額通知の推進、それから、希望カードを市民に配布による普及促進を図るよう、市町村に依頼があっております。

ただ、その数字といたしますか、そこまでは把握してないんですけども、（委員矢本善彦君「ああ、そうですか」と呼ぶ）ジェネリック医薬品の差額通知というのを配布してございまして、これが年2回、ジェネリック医薬品の差額通知を発送してございます。昨年8月に3808通、それからことしの2月に3659通、合計で7467通の発送をいたしてございまして、こ

の差額通知のですね、医療費の削減効果といったしましては、ことし1月に発送した被保険者の動向を追跡調査しました国保連合会の資料を見ますと、発送後の3カ月間で新薬をジェネリック医薬品に切りかえた人の数が270人で、発送した方の約7.3%の方が切りかえておられます。削減効果はですね、1人当たり約42万5000円となっておりますので、これを1年間に換算しますと大体、年間510万ほどの削減効果につながっているというところでございます。

○委員（矢本善彦君） 私もですね、保険証が送ってきてから張っておるんですけども、テレビでも放映をしてますけどね、なかなか、関心がなかば張らぬとですよ。それ、ちっちゃいでしょう。だから、もう張ってやったらどうですかと思っただけ。それはそういうわけにはいかぬでしょうな、やっぱり。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） いろんなですね、手だて、予防だったりとか、出ていく側の歳出を抑える手だてはいろいろとられてると思うんですけど、やっぱり根本的な問題はその入りの部分であって、収入未済額が8億8000万ですか、これがですよ、やっぱりそのその資金不足の大きな原因じゃないかなというふうに単純に思うわけですよ。不納欠損だけでも1億3500万円ですか。回収そのものにはですね、大変な御苦労を伴うもんだろうとは思いますが、数先ほど三万八千八百何十人とかってありましたけど、そのうちの、さっきの率からいくと12.何%というのがですね、滞納ということであって、それ相応の人数の方がいらっしゃると思うんですけど、もう本当に単純なお話なんですけど、回収って難しいんですかね。

○納税課長（機 智三郎君） 納税課の機でございます。

収入未済額につきましては、監査委員意見書の80ページの収入状況の表にもございますように、滞納繰越分が約6億4800万円、27年度の現年度分につきましては約2億3300万円で、合計の8億8165万4000円となっております。

前年度に比べますと3400万円ほど減少している状況でございますが、平成23年度の収入未済額約11億5000万円と比べますと約2億7000万円の減少となっております、5年間で23%ほど減少している状況でございます。

収入未済額の削減に向けましては、市税と同様に、現年度分を優先的に繰り返しの催告と早期の滞納処分を実施することによりまして推進しております。また、一括の納付が困難な方に対しましては、納税相談員を通じまして分納を推進するなど、できる限りの納付をお願いしているところでございます。

しかしながら、国税の場合には、所得がない方や、低所得者の方でも課税が発生しますことから、これらの方々が滞納となるケースが多くなっております。当然、財産処分、調査等も行いますが、その結果、納付能力がなく、差し押さえ可能な財産もない方は執行停止を行い、3年間は納付能力の回復を見守ることとなり、この間は収入未済額として計上されることとなります。その後、3年経過しても納付能力の回復が見られない場合は、最終的に不納欠損をしている状況でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 制度自体がですね、そもそも国の制度であってという、何ていうんですかね、自治体で単純に解決できるようなものじゃないというのもわかってるんですけどね、国民健康保険の被保険者そのもののがですね、今

おっしゃったような状況下にあるということ
で、なかなか回収が難しいという方がですね、
そもそも被保険者であるということも考えると
ですね、大変なことだなというふうには思っ
てます。

ただ、27年度も3億何ぼの赤字が出て、今
後も見込まれるということであればですね、一
般会計からの繰り入れということになると、ど
うしてもやっぱり財源を圧迫してるというこ
とには変わりはないのですよね、少しでも赤字削
減、単純に言うと赤字削減ですよ、向けての
努力はですね、本当、厳しいとは思いますが
、頑張っていたかぬとしようがないかなと
いうふうに思います。

ある自治体ですね、首長さんとお話をした
ときに、八代もいよいよ赤字ですよって言
ったらですね、ああ、今ごろですか、うちはも
う何年も前からもう赤字ですよということで、
よく頑張っておられましたねという言葉を読
みましたのでですね、八代はよかったほうな
のか、頑張っておられたほうなのかなとい
うのは思いましたが、同じような額がですね、
今後も続くようであれば、ぜひ努力をすな
わ、厳しいでしょうけど、重ねていただ
きたいと思えます。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませ
んか。

○委員（橋本幸一君） 202ページの共同事
業拠出金の件、ちょっと教えていただきたい
んですが、結局、その費用の中に非常に、50億
以上の拠出金があるわけですが、これに
対しての入りの部分というのはどうなの。
八代の場合、これを出すことによってメリ
ットがあるのか、その辺の部分をちょっ
と教えていただきたいんですが。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 先
ほど主要施策のほうで説明いたしました……、

濟いせん、先ほどの主要施策の197ページ
を見ていただきますと、共同事業、そして右
側、歳出のほうの7項目目に共同事業拠出
金50億8900万という歳出がございます。
それに対して、歳入の共同事業交付金とい
う形で、（委員橋本幸一君「共同事業交
付金、あ、これ、52億」と呼ぶ）52、
はい、7400万ということで、若干、歳
入のほうが多くもっているという状況、
（委員橋本幸一君「この分がこれにつ
ながるわけですね」と呼ぶ）はいはい。

○委員（橋本幸一君） わかりました。あ
りがとうございます。

もう一つです。先ほど健診のことをいろ
いろあつたんですが、やはりこれからは
もう、本当、先ほどの滞納分ももちろ
んですが、予防医療ということに努めて
いくとき、そこはどうしても避けて通
れぬ部分、ここをやっぱりどうしても
重点的にしていかなければならないとい
うことも私も考えるわけですが、先ほ
どの健診の中で、オプションですね、オ
プションの部分をもうちよつとですね、
層を厚く、例えば、この前、一般質
問でもあつたんですが、男の場合は前
立腺の検診とか、いろんな、今、一
番重要な、やっぱり医療費のかかるよ
うな部分の検診というのをですね、そ
の辺の層を厚くしていく考えはないの
かどうか、その辺について、どうお
考えでしょう。

○健康推進課長（豊田幸子君） 国保健
診の中でさまざまな健診内容を選べる
ように、1日ミニドックのような形で
やっておりますし、前立腺がんにつ
きましても、各地を回る巡回健診や
医療機関健診の中にも入れておりま
すので、今後は国保健診の中にも前
立腺がんを入れたりとかですね、そ
ういうことは今後必要かなとは思
います。

○委員（橋本幸一君） 私も複合健診
のあるとき、どうしてもやっぱり何か、
もうちょっと物

足りないなという思いが今しているわけで、1年交代ですね、私はもう、人間ドックに入ったり、地元の健診にしたり、1年交代でするんですが、ぜひですね、もうちょっと層を厚くすれば、地元での健診で続けてもいいかなという思いもするわけですから、その辺をもうちょっと考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっとお尋ねしますが、納税相談員さんが14名かな、おられますね。年間どのぐらいの徴収額なんですか。

○納税課長（機智三郎君） 納税相談員さんにつきましては、平成27年度は12名でございます。（委員矢本善彦君「12名」と呼ぶ）はい。徴収の実績としましては、国保税につきましては1億1391万5000円程度でございます。市税も合わせますと2億1772万6000円程度の収納実績となっております。

以上です。

○委員（矢本善彦君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、議案第112号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

◎議案第113号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 次に、議案第113号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 引

き続きよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

議案第113号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳までの方で一定の障害を持つ方を対象とした医療制度で、県内全ての市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合、以下、広域連合と申し上げます、この広域連合が運営主体となり、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などの制度の運営を行っております。

一方、市町村におきましては、住所変更や給付申請などの届け出窓口となり、保険証の引き渡しや保険料の徴収などを行っております。

なお、後期高齢者医療制度の財政運営は、原則として、国や県、市町村が負担する公費約5割、それから、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金約4割、被保険者の方から納めていただく保険料約1割で運営されております。

それではまず、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その2の208ページをお願いいたします。

まず、左側の歳入でございますが、表の下段、合計の行（A）の決算額は、16億3876万5000円で、予算現額に対する割合は98.1%でございます。また、前年度と比較しますと、保険料収入の減少により847万6000円、率にして0.5%の減となっております。

次に、右側、（B）の歳出決算額は16億764万1000円で、予算現額に対し96.2%の執行率となっております。なお、前年度と比較いたしますと、651万8000円の減額、率にして0.4%の減となっております。

その下、歳出歳入差引額は3112万4000円でございますが、こちらは出納整理期間中に収納した保険料収入分でございます、28年度に広域連合へ支払うこととなります。

それでは、歳出について御説明いたします。

科目1・総務費で6931万1000円。そのうち(1)一般管理費の6290万8000円は、広域連合への派遣職員を含む職員8名分の人件費や、保険証の交付等に要する事務費でございます。なお、不用額322万9000円につきましては、人件費の不用額237万8000円が主なものでございます。

次の(2)徴収費の640万3000円は、保険料決定通知書や納付書の郵便料など、保険料の徴収業務に要する経費でございます。

次に、科目2・後期高齢者医療広域連合納付金は15億1492万9000円で、そのうち(1)の被保険者保険料納付金につきましては、後ほど主要施策の中でも御説明いたしますが、広域連合において賦課しました保険料を被保険者から徴収し、広域連合へ納付するもので、10億2689万1000円でございます。

次の(2)保険基盤安定分担金は、低所得者に係る保険料の均等割額を軽減することにより生じます財源不足を公費で補うもので、4億8803万8000円を支出いたしております。

次に、科目3・保健事業費につきましては、こちらも主要施策の中でも御説明いたしますが、健康保持増進事業といたしまして2163万1000円を支出しております。

次の科目4・諸支出金は、過誤納付に係る過年度分の保険料を還付したもので、還付加算金を含めた決算額は17.7万円でございます。

それでは、個別の主要施策について御説明いたします。主要施策、209ページをお願いいたします。

まず、被保険者保険料納付金事業ですが、先

ほど歳出のところでも御説明いたしましたが、被保険者から徴収した保険料や延滞金を広域連合へ納付するもので、決算額は10億2689万円でございます。なお、保険料収入額が当初見込み額に比べ少なかったため、4602万1000円の不用が生じております。また、今後の方向性といたしましては、関係法令に基づく義務的事業であることから、現行どおり、市による実施といたしております。

次に、健康保持増進事業のはり・きゅう助成ですが、高齢者の健康増進に寄与することを目的に、はり・きゅう等の施術料の一部を助成するもので、国民健康保険と同様、指定の施術機関において、はり・きゅう等の施術を受けられる方へ1回につき1000円、年間15回を上限とした施設利用券を交付し、助成するというものでございます。施設利用助成金として施術所に対し723万2000円、また、利用者に対し年2回、利用状況をお知らせする郵便料などの事務費8万6000円を支出しており、財源といたしましては、全額、一般会計からの繰入金でございます。なお、不用額180万1000円は、はり・きゅう助成に係る補助金176万8000円が主なものでございます。

また、今後の方向性といたしましては、高齢者の健康保持増進事業として長期にわたり継続されており、また将来的な医療費抑制につながる施策であることから、現行どおり、市による実施といたしております。

次に、210ページをお願いいたします。

健康保持増進事業の高齢者健診ですが、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき、生活習慣病の早期発見と健康保持増進を目的に、広域連合からの受託事業として実施するものでございます。

決算額1042万5000円は、受診者数1295名分の健診委託料933万3000円やデータ管理手数料34万円が主なものでござい

ます。

なお、不用額382万6000円につきましては、健診受診者が予定を下回ったことなどによるものでございます。

また、今後の方向性としましては、高齢者の生活習慣病等の早期発見と健康保持増進を目指すため、市による実施、要改善としておりますが、本健診の受診率6.27%は県内平均と比較しても低く、また目標受診率に達していないことから、前年度受診歴がある方には同様の受診券を送付し、申し込みの簡素化を図るなど、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康保持増進事業の後期高齢者モデル事業ですが、こちらは広域連合を実施主体とした新規事業として、本市がモデル地区となり、在宅等の後期高齢者に対しまして専門職による相談会や個別指導を実施したものでございます。

具体的には、服薬にお困りの方への相談窓口の開設や薬局での立ち寄り相談の実施、薬剤師による訪問服薬指導、また、口腔ケアを要するものの歯科医院に通院困難な在宅療養患者に対して、歯科衛生士による個別訪問指導を行っております。

決算額は388万9000円、八代薬剤師会及び熊本県歯科衛生士会への委託料373万4000円が主なもので、財源は全額、広域連合からの補助金でございます。

なお、不用額142万6000円につきましては、薬剤師による訪問服薬指導事業において、訪問指導対象者の抽出が当初予定したとおりに行えず、訪問指導実績につながらなかったことによるものでございます。これは、多職種連携を重視し、ケアマネジャーを介して相談を申し込む方法にしたことが原因で、ケアマネジャーの服薬管理に対する認識不足に加え、医師や薬剤師に対する垣根の高さがあり、気軽に相

談できない状況にあったためと考えられます。

また、今後の方向性としましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、多職種による医療と介護の連携体制づくりを推進するための事業であることから、現行どおり、市による実施といたしております。

引き続き、歳入の説明をいたします。八代市特別会計歳入歳出決算書の46ページをお願いいたします。なお、説明は1000円未満を切り捨てて説明させていただきます。

金額につきましては、47ページの右から4列目の収入済額をごらんください。

まず、款1、項1・後期高齢者医療保険料ですが、収入済額は10億2476万8000円でございます。

目1・特別徴収保険料の6億8780万4000円は、年金からの天引きにより収納したものでございます。

目2・普通徴収保険料は納付書や口座振替により収納しましたもので、節1・現年度分が3億3177万6000円、節2・滞納繰越分が518万8000円でございます。

なお、徴収率は、滞納繰越分で前年比14.5ポイント増の49.8%、全体では0.1ポイント増の99.2%となっており、今後も引き続き、被保険者間の負担の公平性及び財源確保のため、収入未済額の解消に努めてまいります。

次に、款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は20万5000円でございます。

次に、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金の収入済額5億6198万8000円のうち目1・事務費繰入金の7395万円は、広域連合への派遣職員2名を含む職員8名分の人件費や、各業務に必要な事務経費分を一般会計から繰り入れたものでございます。

また、目2・保険基盤安定繰入金4億880

3万8000円でございますが、こちらは、歳出のほうで御説明いたしました低所得者の負担軽減を図るため、保険基盤安定分担金の財源として県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担するもので、県の負担分3億6602万8000円と市の負担分1億2201万円を合わせまして繰り入れたものでございます。

続きまして、款4・繰越金で、収入済額は3308万2000円でございます。この繰越金につきましては、出納整理期間中に収納した26年度分の保険料で、保険料納付金として27年度に広域連合へ支出しております。

次に、款5・諸収入ですが、まず、項1・延滞金及び過料の目1・延滞金は、保険料に係るもので、16万2000円でございます。

次に、項2・償還金及び還付加算金の目1・保険料還付金と目2・還付加算金は、前年度以前に徴収した保険料の還付分について広域連合に請求を行ったものでございまして、それぞれ170万8000円と6万円でございます。

48、49ページをお願いいたします。

項4・受託事業収入の目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入ですが、当市で実施しました高齢者健診費用や健診データの管理手数料のほか、健診に係る人件費、通信運搬費等の事務費に対して広域連合が負担したもので、1280万8000円でございます。

最後に、款6・広域連合支出金でございますが、先ほど主要施策の中で説明いたしました健康保持増進事業の後期高齢者モデル事業に対する広域連合からの補助金388万8000円でございます。

以上が歳入の説明でございます。

最後に、54ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は16億3876万5000円、歳出総額は16億764万1000円で、歳入歳出差引額は3112万4000円でございます。翌年

度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の3112万4000円となります。

この歳入歳出差引額につきましては、平成28年度に繰り越し、平成28年度の保険料納付金として広域連合へ支出するものでございます。

以上で、議案第113号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（古嶋津義君） 208ページでございます。後期高齢者広域連合、この一般管理費、人件費が、8名おられるということで、この広域連合は、会長は熊本市長さんだったですかね。これ、職員の8名の中にうちからの出向は何名おっとですかね。

○理事兼国保ねんきん課長（佐藤圭太君） 広域連合に出向しておりますのは2名です。（委員古嶋津義君「2名ですか」と呼ぶ）はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、議案第113号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後3時24分 小会）

（午後3時30分 本会）

◎議案第114号・平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、議案第114号・平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について、歳入

歳出一括して説明を求めます。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） お疲れのところ、恐れ入ります。

議案第114号・平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。失礼して座らせていただきます。

それでは、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その2の211ページをお願いします。

最初に、表の右側、歳出の決算について御説明いたします。

款1・総務費は、3億3166万1000円を支出しております。内訳ですが、（1）一般管理費1億8930万8000円は、人件費及び事務費などでございます。

（2）賦課徴収費の843万3000円は、介護保険料の賦課、徴収に要する経費です。

（3）介護認定審査会費2404万8000円は、八代市介護認定審査会の運営経費でございます。

（4）認定調査費の1億987万2000円は、要介護認定に必要な訪問調査や主治医意見書作成依頼、結果通知などの経費でございます。

款1・総務費は前年度よりも1102万6000円の増となっております。主なものは、

（1）一般管理費で743万6000円、（4）認定調査費で398万1000円の増となっております。

次に、款の2・保険給付費は、130億9779万4000円を支出しております。その財源は、国庫支出金が25%、県支出金が12.5%、市の一般会計繰入金で12.5%、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料が28%、65歳以上の第1号被保険者保険料で2%があります。

歳出の内訳は、（1）介護サービス給付費1

15億3993万8000円、これは要介護1から5の認定を受けた方の介護給付費でございます。

（2）介護予防サービス給付費7億897万6000円は、要支援1、2の認定を受けた方の介護予防給付でございます。

（3）高額介護サービス費2億6449万1000円と（4）高額介護予防サービス費29万6000円は、1カ月間の利用者負担が上限を超えた場合、超過分を払い戻すものでございます。

（5）高額医療合算介護サービス費3715万円と（6）高額医療合算介護予防サービス費28万1000円は、1年間の医療保険自己負担と介護保険自己負担の合計額が上限を超えた場合に、超過分を払い戻すものでございます。

（7）審査支払手数料1414万9000円は、介護報酬請求の審査及び支払いを行います熊本県国民健康保険団体連合会に対する手数料でございます。

（8）特定入所者介護サービス費5億3208万円と（9）特定入所者介護予防サービス費43万3000円は、特別養護老人ホームなどの施設を利用した際の食費や居住費について、低所得者の負担軽減のために負担の上限を設け、実費と自己負担の差額を施設へ給付するものです。

款2・保険給付費は前年度よりも2億3536万円、率にして約1.8%の増となっております。伸び率が抑えられた理由は、介護報酬の減額改定があったためでございます。

増加の主な理由としましては、（1）介護サービス給付費2億8184万9000円の増。これは利用者の増加によるものです。（2）介護予防サービス給付費8188万3000円の減。これは介護報酬の減額改定の影響でございます。（3）高額介護サービス費1253万7000円の増。これは、平成27年8月から一

定所得以上の方の利用者負担が2割に引き上げられたことによるものです。(8)特定入所者介護サービス費1922万円の増。これは主に特養などの相部屋の食費の設定金額が上がったことによるものです。

次に、款3・地域支援事業費は、要支援、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するもので、1億9447万6000円を支出しております。

内訳として、(1)二次予防事業費の102万7000円は、将来的に介護リスクの高い高齢者対象の予防事業に要する経費です。

(2)一次予防事業費の3653万円は、二次予防事業に該当しない比較的元気な一般高齢者対象の予防事業に要する経費です。

(3)包括的支援事業費1億2353万6000円は、地域包括支援センター業務委託が主なものです。

(4)任意事業費3338万3000円は、配食サービスや成年後見申し立ての支援、緊急通報装置の貸与などを行うものです。

款3・地域支援事業費は前年度より2812万9000円の増となっています。主な理由は、(2)一次予防事業費908万円の増。これは介護保険法の改正による新しい総合事業の準備のため、体制整備に向けモデル事業を実施したことによるものです。(3)包括的支援事業費1855万6000円の増。これは地域包括支援センターの圏域ごとの相談業務の増加や高齢者人口の状況に応じて加算を行ったことによるものです。

財源につきましては、予防事業は保険給付費と同様ですが、包括的支援事業と任意事業の財源は国が39%、県19.5%、市19.5%、第1号被保険者保険料が22%となっております。

次に、款4・基金積立金の17万7000円は、介護給付費準備基金の運用益であります定期預金利子を積み立てたものでございます。

款5・諸支出金の4013万円は、前年度に国、県などから概算交付された負担金などについて、実績に基づいた精算に伴う返還金や、被保険者の死亡など資格喪失に伴う介護保険料の還付金などでございます。

以上、歳出総額は136億6423万8000円でございます。

続きまして、介護保険特別会計の事業につきまして、その主なものを御説明します。213ページをお願いいたします。

まず、上の表、介護保険料賦課徴収事業は、介護保険法及び八代市介護保険条例に基づいて、65歳以上の第1号被保険者の資格管理や介護保険料の賦課、徴収等を行うものです。

決算額843万3000円は、65歳以上の第1号被保険者約4万1000人を対象に、納付書や督促状等の印刷及び郵送に要する経費が主なものでございます。

不用額160万4000円は、コンビニ対応納付書の発注方法見直しによる委託料89万円の減、及び仮算定通知書について、特別徴収継続者に対する送付を省略したことによる需用費34万5000円の減が主なものです。

特定財源は全額、一般会計繰入金です。

今後の方向性といたしましては、市による実施、現行どおりとしており、今後も法令に基づいて適正に処理をするとしております。

次に、214ページをお願いします。

上の表、介護保険認定調査事業の1億987万2000円は、主治医意見書の作成手数料4627万円、訪問調査を行う介護認定調査員など23人分の賃金4138万6000円が主なものでございます。

不用額769万8000円は、番号制度に対応する電算システムの改修が不要になったこと

による委託料388万8000円や、主治医意見書作成数が見込みを下回ったことによる通信費89万円、非常勤職員の介護認定調査員に対する時間外勤務が見込みを下回ったことなどによる賃金84万8000円、共済費53万9000円が不用になったことが主な理由です。

特定財源は全額、一般会計繰入金です。

今後の方向性につきましては、3、市による実施（民間委託の拡大）としております。これは、75歳以上人口の増加に伴い要介護認定申請も年々増加しておりますので、訪問調査の民間委託など、申請件数の増加に対応する体制を整えてまいるのでございます。

次に、下の表、居宅介護サービス給付事業の54億6240万2000円。これは、居宅の要介護1から5の方が訪問介護や通所介護等のサービスを受けたときに、介護報酬基本額の9割または8割をサービス提供事業者へ給付するものです。内訳は、訪問サービスが2万8457件、17億7752万6000円、通所サービスが3万6534件、29億7437万1000円などでございます。

特定財源は、県支出金22億4188万7000円、一般会計繰入金6億8280万円があります。

今後の方向性につきましては、5、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、215ページの上の表、施設介護サービス給付事業の40億2118万4000円。これは、要介護認定1から5の方が介護保険施設に入所し、施設サービスを受けたときに、介護報酬基本額の9割または8割を介護保険施設等に給付するもので、内訳は、特養が7168件、17億8976万1000円、老健が6530件、16億7128万5000円などでございます。

特定財源は、国県支出金16億4069万3000円、一般会計繰入金5億264万800

0円があります。

今後の方向性については、法令に基づく義務的事業でございますので、5、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、下の表、居宅介護サービス計画給付事業の5億9552万1000円は、要介護者が契約いたします居宅介護支援事業者の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが作成した介護サービス計画に基づき介護サービス提供事業者からサービスを受けるに際し、介護報酬基本額の全額を居宅介護支援事業者等へ給付するもので、4万2805件分でございます。

特定財源は、国県支出金2億4380万6000円、一般会計繰入金7440万円があります。

今後の方向性については、5、市による実施、現行どおりといたしております。

216ページをお願いします。

上の表、地域密着型サービス給付事業は、増加が見込まれる認知症高齢者や中度から重度の要介護高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるようサービスを給付するもので、原則として本市の住民のみが利用可能であり、事業者については本市が指定及び監督を行うものでございます。

決算額14億6083万円は、要介護認定1から5の方が地域密着型サービス提供事業者から認知デイやグループホーム等のサービスを受けた際に、介護報酬基本額の9割または8割を当該事業者等に給付するものです。

内訳は、認知デイが1502件、グループホームが2230件、小規模特養が1145件などでございます。

特定財源は、国県支出金5億9806万3000円、一般会計繰入金1億8260万3000円があります。

今後の方向性につきましては、5、市による実施、現行どおりといたしております。

なお、不用額は予算額の2.5%に当たる3672万7000円ありますが、これは小規模多機能型居宅介護で3047万2000円、認知症対応型共同生活介護で1454万8000円の不用額が生じたのが主な理由でございます。

次に、下の表、介護予防サービス給付事業の6億400万8000円は、要支援認定1、2の方が要介護状態にならないように、また地域で自立した生活ができるよう、介護予防サービス提供事業者からサービスを受けた際、介護報酬基本額の9割または8割を当該事業者等へ給付するもので、内訳は、訪問サービスが6332件、通所サービスが1万4596件などでございます。

特定財源は、国県支出金2億4728万円、一般会計繰入金7550万円があります。

不用額の2602万円は、介護報酬改定の影響によるものです。

今後の方向性につきましては、5、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、218ページをお願いします。

上の表、高額介護サービス給付事業の2億6449万1000円は、要介護者が支払った1カ月間の利用者負担額が世帯合算等で一定の上限を超えた場合に、超過分について、申請に応じ利用者に給付するもので、2万4445件分でございます。

特定財源は、国県支出金1億828万2000円、一般会計繰入金3306万1000円があります。

今後の方向性につきましては、5、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、219ページの上の表、特定入所者介護サービス給付事業は、要介護認定1から5の方について、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用した場合、原則として食費と居住費は全額自己負担となりますが、低所得者につ

いては上限を設けて負担軽減を図っており、差額を施設へ補足給付しております。決算額5億3208万円は、食費の補足給付1万4622件、居住費の補足給付8629件分でございます。

特定財源は、国県支出金2億1783万3000円、一般会計繰入金6651万円があります。

今後の方向性については、5、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、221ページをお願いします。

221ページの上の表、老人社会参加事業は、高齢者にレクリエーションや交流の機会提供、あるいは筋力向上トレーニングなどを通じて健康で生き生きと暮らし、社会参加を促す事業です。

決算額3402万1000円は、いきいきサロン221カ所の運営委託1815万5000円、やつしろ元気づくり事業635回分、1055万9000円が主なものです。

特定財源として、国県支出金1275万7000円、一般会計繰入金425万2000円があります。

不用額の677万9000円は、短期集中型予防教室2カ所の予定を1カ所に変更したこと、及び新しい総合事業準備のためのモデル事業の実施期間を6カ月の予定から3カ月に短縮したためです。

今後の方向性としてしまして、4、市による実施、要改善としております。平成28年度以降、地域介護予防活動支援事業に再編されることに合わせて見直しを図るとしております。

次に、222ページをお願いします。

222ページ、下の表、地域包括支援センター運営委託事業は、地域住民の心身の健康保持や生活の安定、虐待対応等さまざまな課題について総合的なマネジメントを担い、課題解決に取り組むために、地域包括支援センターを市内

6カ所設置しているものです。

決算額1億2122万円は、地域包括支援センターに保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員の専門3資格職の配置に加え、相談の増加や高齢者人口の状況を考慮し、さらに専門3資格職のいずれか1人を常勤または非常勤で加配するための経費で、高齢者の介護や生活に関する総合相談、高齢者の権利擁護や虐待の相談、支援、要支援者の介護予防プランの作成、地域のケアマネジャーからの相談や助言を行います。

特定財源は、国県支出金7091万2000円、一般会計繰入金2363万7000円があります。

今後の方向性については、4、市による実施、要改善としており、一層の機能強化を図るといたしております。

次に、223ページをお願いします。

上の表、包括的支援事業でございます。これは、地域ケア会議や高齢者虐待防止に関する検討会、認知症サポーター養成講座などを行うものです。

決算額231万6000円は、認知症サポーター養成講座44回分、14万5000円と高齢者虐待対応支援チーム委託1カ所、13万円のほか、地域ケア会議や地域ケア推進会議の開催に伴う専門委員謝礼、認知症啓発講演会の講師謝礼など32万9000円、包括支援センター広報パンフレット印刷43万7000円などです。

特定財源として、国県支出金135万4000円、一般会計繰入金45万1000円があります。

なお、不用額の258万6000円は、認知症高齢者について医療機関や介護サービス事業所等のコーディネートを行う認知症地域支援推進員を設置する予定でしたが、人材を確保できず雇用できなかったことによる賃金117万7

000円と共済費31万円、研修旅費10万3000円が不用になったこと、また、認知症ケアパス・パンフレット作成予定でございましたが、これを見送ったことによる31万1000円が主な理由でございます。

以上が歳出の主な事業でございます。

続きまして、流用の主なものについて、別冊となっております八代市特別会計歳入歳出決算書で御説明します。74、75ページをお願いします。

款の2・保険給付費、項の1・保険給付費、目の2・介護予防サービス給付費の節19・負担金補助及び交付金から4件流用いたしております。

その主なものは、目3・高額介護サービス費の節19へ1949万1000円、目5・高額医療合算介護サービス費の節19へ515万円、目8・特定入所者介護サービス費の節19へ4208万円をそれぞれ流用しておりますが、いずれも実績が当初の見込みを上回ったため、不足分を補うためでございます。

以上が流用の主なものでございます。

次に、歳入について、同じく特別会計歳入歳出決算書で御説明いたします。64、65ページをお願いします。

右のページの中ほどに収入済額がございますが、収入済額の列について、1000円未満を切り捨てて御説明させていただきます。

款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料は65歳以上の保険料で、収入済額25億6512万2000円でございます。

介護保険法は、保険料の徴収方法について、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならないと規定しております。これは、年金天引きによる特別徴収を基本としつつ、特別徴収できない方については納付書払いや口座振替による普通徴収を認

めているものでございます。ただし、被保険者自身がこの徴収方法を選択することはできないというところでございます。

節1・現年度分特別徴収保険料の収入済額23億5068万8000円は、年金の年額が18万円以上の方について、年金天引きにより徴収したもので、収納率は100%でございます。

節の2・現年度分普通徴収保険料の2億441万5000円は、年金の年額が18万円未満の方について、納付書や口座振替で納付されたもので、収納率は84.2%でございます。収入未済額は3834万7000円あります。特別徴収と普通徴収を合わせた現年度分の収納率は98.6%で、ほぼ前年度並みという状況でございます。

節3・滞納繰越分保険料の収入済額は1001万8000円です。なお、介護保険法第200条において保険料徴収の消滅時効は2年と規定されており、これによる不納欠損処分は2642万2000円あります。

次に、款2・使用料及び手数料は、滞納者に対する督促手数料で、50万5000円でございます。

款の3の項1・支払基金交付金の目1・介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付を受ける第2号被保険者保険料です。節1・現年度分は27年度の概算交付分として、介護給付費の28%に当たる36億5042万7000円でございます。

また、目2・地域支援事業支援交付金の節1・現年度分は平成27年度の概算交付分として、地域支援事業費の28%に当たる1145万5000円です。節の2・過年度分の34万2000円は、平成26年度の概算交付について、実績に基づく精算の結果、不足分について追加の交付を受けたものでございます。

次に、款4・国庫支出金、項1・国庫負担

金、目1・介護給付費負担金は、施設介護給付費の15%と居宅などその他の介護給付費の20%の合計で、24億8331万9000円です。

項の2・国庫補助金、目1・調整交付金の10億6668万3000円は、高齢化や所得の状況など、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための交付金でございます。

目2・地域支援事業交付金の介護予防事業は、事業費の25%分、1079万5000円です。

66、67ページをお願いします。

目3・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業の節1・現年度分は、事業費の39%分、6045万4000円です。節2・過年度分303万5000円は、平成26年度実績に基づく精算の結果、追加交付を受けたものです。

目の4・社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、執行がありません。

目の5・介護保険特別補助金の197万9000円は、平成27年4月及び8月に施行されました介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に対する補助金で、補助率は2分の1です。

次に、款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金の節1・現年度分は、施設介護給付費の17.5%分と居宅などその他の介護給付費の12.5%分の合計で、18億5777万2000円です。節の2・過年度分1619万2000円は、平成26年度実績に基づく精算の結果、追加交付を受けたものです。

項2・県補助金、目1・地域支援事業交付金の介護予防事業、節1・現年度分は、事業費の12.5%、539万7000円です。節2・過年度分14万7000円は、平成26年度実績に基づく精算の結果、追加交付を受けたもの

です。

68、69ページをお願いします。

目2・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業、節1・現年度分は、事業費の19.5%分、3022万7000円でございます。節2・過年度分151万7000円は、追加交付を受けたものでございます。

次に、款6・財産収入の17万6000円は、介護保険給付費準備基金の定期預金利子です。なお、介護保険給付費準備基金の平成27年度末現在高は1億420万3000円でございます。

次に、款7・繰入金、項1の目1・一般会計繰入金20億3681万1000円は、全て法律によって一般会計が負担するとされている法定内繰入金でございます。

節1・介護給付費繰入金16億3712万8000円は、介護保険法に基づく介護給付費に対する市の負担割合12.5%分です。節2・地域支援事業繰入金の介護予防事業469万4000円は、地域支援事業に対する市の負担割合12.5%分です。節3・地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業3058万円は、同じく当該事業に対する市の負担割合19.5%分です。節4・低所得者保険料軽減繰入金の3369万4000円は、平成27年度の制度改正により介護保険料の第1段階の料率を0.5から0.45へ0.05軽減する措置に伴うもので、一般会計に対し国庫負担金2分の1、県負担金4分の1の歳入がっております。節5・その他一般会計繰入金3億3071万2000円は、介護保険特別会計の事務費分1億5121万5000円と人件費分1億7949万6000円でございます。

次の、款8・繰越金5115万円は、平成26年度からの繰越金でございます。

款9・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料は、発生いたしておりません。

70、71ページをお願いします。

款9、項2の目1・市預金利子は159円でございます。

項3・雑入、目1・第三者納付金52万2000円は、交通事故等による加害者からの損害賠償金です。本来は加害者が被害者に対して直接賠償すべきですが、申し出を行った上で介護サービスを利用した場合、保険者である八代市が介護サービス費を一時立てかえまして、その後、過失割合に応じた額を加害者に請求するものでございます。

目3・雑入73万8000円の主なものは、認定情報提供料12万2000円、介護報酬返還金17万1000円、介護報酬返還金に係る加算金6万8000円などでございます。

雑入の収入未済額1807万9000円の内訳は、備考欄の下のほうになりますが、介護報酬返還金1285万8000円とその加算金522万円があります。

これは、八代市と宇城市の介護保険事業者が国の運営基準に基づかない事業を行い、介護報酬を不正に受領したため、市が返還請求をしているもので、その残額になります。

なお、八代市の事業者は、月々の返済計画に基づいて分割で返済中ですが、宇城市の事業者は返還に応じないことから、現在、関係自治体と共同で介護給付費報酬返還等請求訴訟を行っているところでございます。

最後に82ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額138億5510万8000円、歳出総額136億6423万8000円、歳入歳出差引額1億9087万円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支も同額の1億9087万円でございます。

以上で、議案第114号・平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願

いします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（古嶋津義君） 214ページ、介護保険認定調査事業であります。この介護認定の調査員のことについて少しお尋ねをします。20名の方、それぞれ専門的な知識をお持ちになっている方でしょうか。例えば看護師とか、そういう、制度上の何か免許とか、そういうのをお持ちの方でございましょうか、お尋ねします。

○理事兼長寿支援課長（秋田壮男君） 現在の調査員は、看護師の資格を持った上で、県が指定しております調査員の研修を修了した方々でございまして。その後、八代市のほうでもインターネットを使った通信講座のテストがございまして、このテストでの点数も確認した上で、80点以上の点数をとった方々だけが現在、調査員として従事していただいております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 続いて、わからないから少し教えてください。

215ページ、施設介護サービス給付事業の中で、一番下の段であります。介護療養型医療施設、この医療とついてますから、医療保険じゃないわけですか、これは。療養型。介護保険から出るということですか。（「療養型、療養型です」と呼ぶ者あり）

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） こんにちは。介護給付係の久保と申します。よろしく申し上げます。

介護療養型施設と申しますのは、医療病院の中に介護病棟としてある施設のこととございまして、介護療養型病棟といいまして、八代市のほうには4カ所ございます。

以上です。（委員古嶋津義君「金額はどこから来ると。お金。介護保険の中から出ると、これは」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） 費用はどこから出ますかって。介護保険事業——。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） 長寿支援課給付係、久保です。

濟いません、介護保険のほうから出ておりません。

○委員長（松永純一君） 医療保険じゃなからちゅうことです。

○委員（古嶋津義君） 最後にもう一点ですが、地域包括支援センター運営委託事業について、よくケアマネによる囲い込みが言われておりますが、その辺の事案はございませぬでしょうか。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） ただいま委員さんが言われましたとおり、マスコミ等で包括による抱え込みが以前、取り上げられておりますが、各包括の予防給付実績を確認した経緯がございまして。何%以上が囲い込みといった具体的数値は国においても示されておりませんが、特段、検証するには至らないものであったと認識しております。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、議案第114号・平成27年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後4時09分 小会）

（午後4時10分 本会）

◎議案第119号・平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、議案第119号・平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算について、歳入歳

出一括して説明を求めます。

○健康福祉政策課長（西田修一君） こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、西田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第119号・平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げます。

これは、泉地域に開設いたしております椎原診療所、下岳診療所、そして泉歯科診療所の管理、運営に係る決算でございます。

それでは、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書その2の240ページをお願いいたします。表の下のほうの合計欄をごらんください。

まず、左側の歳入でございますが、決算額は7751万2000円で、予算額8069万5000円に対する割合は96.1%となっております。

次に、右側の歳出ですが、決算額、予算額とも歳入と同額で、予算額に対する執行率は96.1%となっております。

次に、内容について説明させていただきますが、歳入につきましては八代市特別会計歳入歳出決算書で、歳出につきましては平成27年度における主要な施策の成果に関する調書にて、1000円単位でそれぞれ御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。主要施策調書の241ページをお願いいたします。

上段の椎原診療所一般管理事業は、五家荘地域住民の健康保持や健康の増進並びに地域医療の確保を図ることを目的とする事業でございます。決算額は1414万8000円でございます。

その主なものは、看護師2名及び患者送迎運転手1名に係る臨時職員賃金620万3000円、レセプト点検及び請求事務の医療事務業務

委託経費87万8000円、医療事務電算システムリース経費56万円、患者送迎車両の燃料費19万7000円、電気料61万5000円でございます。

なお、備品購入心電図検査装置216万円と記載いたしておりますが、申しわけございません、支出額は210万6000円でございます。訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

心電図につきましては、平成15年度に購入し、使用してまいりましたが、ノイズが生じたことや、基盤及びプリントモーターの劣化が激しく、修理しても長くもつ保証がないことから、新たに購入したものでございます。

今後の方向性といたしましては、広域的な搬送体制等も視野に入れまして、市による実施を続けるといたしております。

不用額244万5000円は、医療事務職員の不在に伴う共済費、賃金の未執行額等によるものでございます。なお、医師1名が常駐いたしております。

次に、下段の下岳診療所一般管理事業は、医療の質を維持し、安心安全な医療を提供できるよう、診療所の良好な運営に努めることを目的とする事業でございます。決算額は1831万円でございます。

その主なものは、兼任管理委託に1615万円を支出いたしております。これは、医師1名及び看護師2名、放射線技師1名を含めた業務を八代郡医師会へ委託している経費でございます。診療業務につきましては、横田診療所が毎週、火曜日と金曜日に実施いたしております。

次の医療事務システム経費につきましては、レセプトコンピューターリース及び保守料としまして56万円、光熱水費27万2000円、台風被害による屋根修繕料5万9000円、通信運搬費9万4000円をそれぞれ支出いたし

ております。

今後の方向性としていたしましては、国庫補助金等を活用しながら、現行どおり、市による実施を続けるとしております。

次に、242ページの上段の歯科診療所一般管理事業は、泉町地域住民の歯の健康回復に努めることを目的とする事業でございまして、決算額は235万3000円でございます。

その主なものは兼任管理委託234万6000円でございますが、これは、振興センターいずみ内に設置いたしております泉歯科診療所の管理運営を八代歯科医師会へ業務委託し、毎週土曜日の午前中、氷川町のまつがえ歯科が診療しているものでございます。

今後の方向性としていたしましては、歯科診療所は受診者数は少ないものの、ほかに歯科医院がない泉地域としていたしましては必要不可欠な事業でございますので、引き続き安全で安心できる医療サービスの充実に努めるとともに、耐用年数を超過しております医療機器類につきましては、施設整備の検討を行うなど、現行どおり、市による実施を続けるとしております。

次に、その下段の椎原診療所医療事業は、症状把握のために診療時に行う血液検査及び病院、患者側へ安全な医療品等を提供することで五家荘地域住民の健康の増進を目的とする事業でございまして、決算額は1637万4000円でございます。

その主なものは、患者へ提供する救急医薬品購入費1532万7000円、診療、診察時に使用する医薬材料費15万3000円、患者の症状の早期発見に必要な血液検査等委託費89万4000円でございます。

今後の方向性としていたしましては、適切な医薬品の提供を行うなど、現行どおり、市による実施を続けるとしております。

次に、243ページの上段の下岳診療所医療事業は、診療時に使用する医薬品の購入及び診

察時に発生する血液検査の実施により、地域住民の疾病の早期発見、治療を行うことを目的とする事業でございまして、決算額は803万9000円でございます。

その主なものは、救急医薬品購入費793万5000円、医薬材料費購入3万円、患者の症状の早期発見に必要な血液検査等委託費7万4000円でございます。

今後の方向性としていたしましては、必要な医薬材料費を確保するなど、現行どおり、市による実施を続けるとしております。

次に、その下段の歯科診療所医療事業は、診療時に使用する医薬品及び患者に合わせた歯の製作、加工等の提供を目的とする事業でございまして、決算額は6万9000円でございます。

その内容は、医薬材料費購入費1万9000円、歯科技工委託料5万円でございます。

今後の方向性としていたしましては、診療に必要な経費を維持するなど、現行どおり、市による実施を続けるとしております。

次に、予算流用について御説明いたします。特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。ページは165ページでございます。備考欄をごらんください。

節12・役務費から節18・備品購入費へ4万3000円を流用いたしております。これは、椎原、下岳診療所において水銀レス血圧計を購入したことによるものでございます。

その下の3万3000円は、同じく役務費から節27・公課費へ流用しております。これは、椎原診療所にて自動車重量税の支払いが必要でございましたが、当初予算に計上していなかったためでございます。こちらのほうもまことに申しわけございません。

その下の13万9000円は、節23・償還金利子及び割引料から目3・医療費、節11・需用費へ流用しております。これは、椎原、下

岳診療所において医薬材料費に不足が生じたことによるものでございます。

その下の36万6000円も、同じく償還金利子及び割引料から目3・医療費、節13・委託料へ流用しております。これは、椎原診療所において血液検査委託料に不足が生じたことによるものでございます。

次に、主な不用額を御説明いたします。ページはそのまま、165ページになります。不用額欄をごらんください。

節7・賃金の122万9000円は、椎原診療所医療事務職員不在による未執行額でございます。

その下、節9・旅費の20万4000円は、新たに医師が赴任される場合に必要な赴任旅費が12万1000円の支出で済んだためでございます。

その3つ下、節13・委託料の52万2000円の主な理由は、椎原診療所におけるレセプト点検及び請求業務における件数が予定より少なかったことや、入札による契約単価の抑制、また、突発的な椎原診療所の医師不在による代診医派遣費が不要であったためでございます。

次に、その下の目3・医療費、節13・委託料の22万円は、椎原診療所特定検査分の血液検査委託料の未執行額等でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

歳入につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明いたします。決算書の161ページをお願いいたします。中ほどの収入済額欄をごらんください。

上から4行目、款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入、節1・保険診療報酬3695万3000円でございます。その内訳は、右の備考欄にありますとおり、保険収入としまして椎原診療所2297万9000円、下岳診療所1364万円4000円、歯科

診療所33万円となっております。

保険収入につきましては、椎原診療所と歯科診療所では前年に比べ増加しておりますものの、泉地域全体では、人口減少等に伴い、収入額につきましては年々、減少傾向にございます。

また、診療所ごとの延べ患者数につきまして申し上げますと、椎原診療所は2182人、下岳診療所は2637人、泉歯科診療所は54人でございました。

その2つ下の目2、節1・一部負担金収入645万円は、利用者が窓口で支払われる自己負担金でございます。その内訳は、椎原診療所が381万5000円、下岳診療所が258万9000円、歯科診療所が3万9000円でございます。

その4つ下、款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1、節1・診療所使用料12万9000円は、下岳診療所医師住宅の使用料でございます。

その3つ下、項2・手数料、目1、節1・診療所手数料133万5000円は、予防接種手数料及び診断書、意見書作成料などでございます。

その4つ下、款3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金、節1・へき地診療所運営費補助金553万2000円は、椎原診療所運営費補助金でございます。

その下、節2・医療施設等整備費補助金108万円は、椎原診療所における心電図検査装置216万円に対する補助率2分の1の補助金でございます。

その4つ下、款4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金2469万4000円は、一般会計からの財源補填のための繰入金でございます。

ページをおめくりいただきまして、163ページの中ほどの収入済額欄をごらんください。

上から5行目、款6・諸収入、項1、目1・雑入、節1・売上収入17万9000円は、椎原診療所設置の太陽光発電による余剰電気売上収入でございます。

その下、節2・雑入15万6000円の主なものは、振興自治宝くじの収益金を財源とし、研修等を受けるために要する旅費等に対する長寿社会づくりソフト支援事業費交付金12万5000円でございます。

一番下の款7、項1・市債、目1、節1・診療所事業債100万円でございますが、これは、先ほど県補助金のところで申し上げました医療機器等整備事業に係る起債借入額でございます。

以上、歳入合計、収入済額は7751万2000円でございます。

最後に、168ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額ともに7751万2000円で、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。また、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額もゼロ円でございます。

以上で、平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（堀 徹男君） 診療所の医療事業の分で、下岳と、それから椎原、救急医薬品の購入というのは、どんなものをお買いに、買っておられるんですかね。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 通常、患者様に提供する医薬品ということでございますが。

○委員（堀 徹男君） 救急と書くほどの医薬品なんですか。何か特別な意図があって救急の

医薬品と書かれているのかなと。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 確かに救急医薬品購入とは記載しておりますが、特段、通常、患者様のほうに提供する医薬品ということで御理解いただければと思います。

○委員（堀 徹男君） やはりほら、何ですか、お医者さんが診断を下されて、処方されて出される薬だと思うんですけど、直接、何ですか、薬剤師等を通さずに出てる医薬品ということで救急と書かれてるのかなと思ったんですけどね。例えば、風邪だったら風邪薬とか、おなかが痛かったらおなかの痛い薬、そういった通常処方されるお薬ってことですか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） はい、そうでございます。（委員堀徹男君「よくわからないですけど、いいです」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 椎原診療所で、医師の場合は住宅の使用料が上がったのですが、看護師さんというのは地元の方ですか、看護師さんは。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 椎原診療所につきましては、医師1名、看護師2名、それと患者送迎用の運転手1名で運営いたしておりますけれども、看護師2名につきましては、地元の方を採用させていただいております。

○委員長（松永純一君） 一人は五木だろう。一人は五木ばってん、通勤可能ですけん。（発言する者あり）

○委員（橋本幸一君） もう一つよろしいですか。医療事務の方が不在ということで、もう不用額も出ているわけですが、今後ずっとこの状態が続くということですか。それとももう、また見つけられるという。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 27年度につきましては、大分募集のほうを広くですね、お願いをしたところでございますが、1年

間、結果的には不在となりましたけれども、幸いにしまして、28年度当初からですね、医療事務に従事している方が見つかりまして、28年度からは従事していただいている状況でございます。（委員橋本幸一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（島田一巳君） ちょっと簡単なことですが、242ページの上段の歯科診療所一般管理事業ですが、年間診療日が48日ということですね、地元の方に何か、不満ちゅうか、ちょっと便利が悪いなとか、そういうことはございませんでしょうか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 泉歯科診療所につきましては、毎週土曜日、診療時間は午前9時から午後1時までということでございますが、現時点では特段、地域住民の皆様のほうからですね、開設時間の延長であるとか、開設日数の延長等につきましては、現時点では聞いてないところでございますので、現状では、その部分に関しましては特段、支障等はないのではないかというふうには考えております。

○委員（島田一巳君） ありがとうございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（矢本善彦君） ちょっと教えてください。こんなして、泉の人たちの特定健診はどきやんしよんなってですか。バスの来ってですか。下さんおりにきなって。

○委員長（松永純一君） 特定健診ですか。

○委員（矢本善彦君） うん。（「松永さん答えたら、向こうが」と呼ぶ者あり）（笑声）

○委員長（松永純一君） 特定健診はですね、いわゆる健診する場所ですのと、医療機関健診です。

○委員（矢本善彦君） ああ、そげんですか。

○委員長（松永純一君） ここでももちろんしますけど。

ほかに。

○委員（堀 徹男君） その歯科診療所はどこっておっしゃいましたっけ。どこに。場所。（「振興センター」「泉支所のそばね」と呼ぶ者あり）

○健康福祉政策課長（西田修一君） 振興センターいずみ内に設置いたしております。

○委員（堀 徹男君） 事業費といえますか、この235万円ですか、これだけですかね。ちょっと済いません、さっきの決算書の数字、ちょっと見損ねたんですけど、ほかにも何かかかっているのかな。どこだったっけ。何ページだったっけ。（「243」と呼ぶ者あり）いや、歳入歳出決算書の。（「決算書の165ページにあります」と呼ぶ者あり）165。済いません。

あ、済いません、ちょっと質問の仕方が悪かったです。235万3000円だけで運営ができていのかということをお尋ねしたかったんですけど。

○健康福祉政策課長（西田修一君） この決算額で運営いたしております。

○委員（堀 徹男君） 施設も何か老朽化してるとかですね、というような記述があつて、例えばですけど、この額で診療日数が48日と、受診者の方は54人ということからいけばですね、例えば、市内、直近の、一番近い歯医者さんまで行けるようなタクシー代とかですね、そういう代替手段ですよ、同じ予算で、何ていうんですか、かわりの手段がとれるような方策というのを検討されたことはありますか。

○健康福祉政策課長（西田修一君） 代替手段等の検討をされたのかという御質問でございますが、私が把握している範囲では、そういった検討はなされていないというふうに考えております。

○委員長（松永純一君） いや、あのですね、私が言っているんですかね、検討されたんですよ、十分これは。ただですね、これは財政課長が詳しいと思うんですけども、地方交付税の算入がですね、これ、1カ所当たり650万ぐらいあるんですよ。ですから廃止しなくて続けるわけです。内容はそうです。

○健康福祉政策課長（西田修一君） ありがとうございます。

○委員（堀 徹男君） いや、そういう財政的なメリットもあるということでわかればいいんですけど、単純に考えますとですよ、今後、施設の維持とかですね、というのに新たな経費を支出するよりも、オンデマンドでニーズのある方にですね、例えばタクシー券なりバスなりという手段をとるってということもですね、一つの策かなと思ったもんですからちょっと聞いたんですけども、今の交付税算定の中に入れられるという額がですね、六百何十万あるということであれば、まあ一定の理解をしたいと思いません。

○委員長（松永純一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、議案第119号・平成27年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後4時33分 小会）

（午後4時34分 本会）

◎議案第115号・平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、議案第115号・平成27年度八代市

簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○水道局長（宮本誠司君） 水道局の宮本です。よろしくお願いたします。座らせて説明させていただきます。

議案第115号・平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、事業の概要でございますが、本市の簡易水道事業は、主に山間部に点在する集落ごとの水道施設で、八代地区1カ所、坂本地区20カ所、東陽地区2カ所、泉地区11カ所、合計で34カ所ございます。

平成27年度末の給水戸数、給水人口は、八代地区40戸の107人、坂本地区1619戸の3190人、東陽地区247戸の574人、泉地区307戸の692人で、合計の2213戸、4563人でございました。年間の総配水量が46万332立方メートル、総有収水量が45万1638立方メートルで、有収率は98.1%となりました。

本年度の建設改良事業でございますが、坂本地区では、西部地区統合簡易水道整備事業といたしまして、配水池の築造、送水管及び配水管の整備並びに古田地区におきまして浄水場整備工事を行うとともに、中津道地区統合簡易水道整備事業といたしまして、浄水場整備及び送水管や配水管の改良、配水池の築造並びに鎌瀬工区の配水管整備工事を行いました。

また、荒瀬地区におきましては、国土交通省の河川改修工事に伴いまして水源井戸の移設が必要となり、取水施設の移設工事を行いました。

泉地域では、南川内簡易水道整備事業といたしまして実施設計業務の委託を行うとともに、野添簡易水道におきまして消火栓設置工事を行いました。

また、昨年8月25日の台風15号で被災し

た簡易水道施設の災害復旧に伴い、100万円の予算を執行いたしております。

以上が平成27年度の総括でございます。

続きまして、平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書（その2）及び平成27年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

お手元の主要な施策の成果に関する調書の226ページをお願いいたします。

まず、簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算額でございます。歳入決算額合計3億4138万1000円、歳出決算額合計3億4135万円でありますが、工事費の繰り越しによる翌年度へ繰り越すべき財源3万1000円を含めると実質収支額はゼロ円でございます。

次に227ページの上段をお願いいたします。事務事業名、坂本地区一般事務事業でございます。

この事業は、簡易水道事業の料金など水道事業の重要な事項等について協議、意見をいただくため必要に応じ審議会を開催するための経費と、水道に関する情報収集、事業者間の意見交換や国への要望活動などを目的とする熊本県簡易水道協会の会費でございます。

平成27年度の決算額は2万円であります。決算の内容といたしましては、熊本県簡易水道協会通常会費2万円でございます。

なお、財源として、一般財源、使用料2万円でございます。

なお、不用額23万7000円を生じておりますが、今年度、審議会を開催しなかったためでございます。

今後の方向性として、水道事業審議会の開催及び熊本県簡易水道協会の正会員になることで水道事業に関する多くの有益な情報を取得するとともに、水道事業の円滑な運営に役立つため、本事業を継続していくとしておりますこと

から、現行どおり、市による実施としております。

次に、下段をお願いいたします。事務事業名、坂本地区維持管理事業でございます。

この事業は、坂本地区の24の簡易水道施設の水道使用者に対し、毎月適正な料金の賦課及び徴収を行うとともに、簡易水道施設の機能を常に良好な状態に保つための維持管理を行い、安全で安定した飲料水を供給するための業務を行うものでございます。

平成27年度の決算額は2776万5000円でございます。決算の主な内容は、動力費としての電気料554万2000円、修繕費358万1000円、委託料が検針業務160万7000円、水質検査業務162万2000円、水道施設監視業務191万8000円、水道設備等点検業務107万4000円、水道施設清掃業務234万1000円、簡易水道料金システム更新関係業務313万4000円でございます。また、公用車、薬液注入ポンプなどの備品購入に281万2000円を支出いたしました。

なお、財源として、一般財源、使用料2776万5000円でございます。

不用額957万8000円が生じておりますが、委託料や備品購入費の入札残などがございます。

今後の方向性として、水道事業は公営事業であり、経済性ととともに住民福祉の増進に努めなければならないことから、今後も工事コストの縮減、維持管理の簡素化、効率化を図りながら適正に水質を管理するためみずから行う必要があることから、現行どおり、市による実施としております。

次に228ページの上段をお願いいたします。事務事業名、坂本地区建設事業でございます。

1カ所訂正がございます。主要な施策の概要

の欄、左上から2行目、現年分8473万8000円の下のございますが、西部道地区統合簡易水道整備事業5818万9000円とございますが、道の字を削除していただき、西部道地区統合簡易水道整備事業5818万9000円に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

この事業は、坂本地区内の水道未普及地域解消のため、新たな施設整備や簡易水道の統合、老朽施設の更新、改良などでございます。

平成27年度の決算額は1億4475万9000円とございます。決算の主な内容は、西部道地区統合簡易水道整備事業5818万9000円、中津道地区統合簡易水道整備事業2654万9000円、同じく中津道地区の繰越分といたしまして4563万円、灯油混入事故による田上地区補償工事の繰越分896万4000円、荒瀬地区取水施設移設工事の繰越分542万7000円とございます。

なお、財源として、地方債1億3040万円、その他特定財源、一般会計繰入金292万3000円、一般財源、補償費1143万6000円とございます。

また、不用額が668万6000円生じておりますが、主なものは工事請負費の入札残とございます。

今後の方向性として、水質事故等がないよう維持管理を行っていくが、施設の老朽化も進んでおり、今後計画的な改良を進めていく予定であることから、現行どおり、市による実施としております。

次に、228ページの下段をお願いいたします。事務事業名、泉地区建設事業とございます。

この事業は、泉地区内の水道未普及地域解消のため、新たな簡易水道施設整備や老朽施設の更新、改良などでございます。

平成27年度の決算額は733万3000円

であります。決算の内容といたしましては、南川内簡易水道整備事業621万円、野添簡易水道消火栓設置工事112万3000円とございます。

なお、財源として、地方債620万円、その他特定財源、一般会計繰入金112万3000円、一般財源、使用料1万円とございます。

また、不用額が78万7000円生じておりますが、主なものは設計業務委託費の入札残とございます。

今後の方向性として、水質事故等がないよう維持管理を行っているが、施設整備を行うに当たっては、地元と協議を行いながら計画的に事業を進めていく予定であることから、現行どおり、市による実施といたしております。

次に、229ページの上段をお願いいたします。事務事業名、施設復旧事業とございます。

こちらにも1カ所訂正とございます。主要な施策の成果（決算審査特別委員会における主要施策）欄の左の財源で、一般財源（特別会計→事業収入）100万円とございますが、金額をゼロ円にし、その他特定財源（特別会計→繰入金）0円を100万円に訂正をお願いいたします。まことに申しわけございません。

この事業は、豪雨、地震等の災害で被災した水道施設等の復旧を図り、断水や濁水等の早期解消に努めるものとございます。

平成27年度の決算額は100万円であります。決算の内容といたしましては、久多良木地区簡易水道電柱災害復旧工事20万円、木々子地区簡易水道災害復旧工事16万5000円、停電による発電機設置等電気関係10カ所54万8000円、被災地への応急給水を行うため臨時ウオータータンクの購入8万7000円とございます。

なお、財源として、その他特定財源（一般会計繰入金）100万円とございます。

不用額の4万4000円は工事請負費の残で

ございます。

今後の方向性として、水道は市民生活に必要な不可欠なインフラであり、安全で安価な水を安定して供給するためには、現行どおり、市による実施としております。

続きまして、歳入及び歳出の流用額につきまして、平成27年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

決算書の92ページ、93ページをお願いいたします。金額につきましては、1000円未満を切り捨てて御説明させていただきます。

まず、款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・簡易水道事業費負担金、収入済額267万6000円。これは消火栓設置に係る一般会計の工事負担金でございまして、坂本地区に繰越分も含め8基、泉地区に3基設置いたしております。

次に、款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・簡易水道使用料、収入済額7130万円、これは水道料金収入でございまして。地区別では、八代地区が126万7000円、坂本地区が5421万7000円、東陽地区が849万1000円、泉地区が732万3000円でございます。収納率は95.7%で、前年度と比べ0.5ポイント下がりました。今後とも、訪問徴収の強化など収納率アップに努めてまいります。

次に、項2・手数料、目1・簡易水道手数料、収入済額が16万1000円でございます。内訳といたしまして、節1・督促手数料5万3000円は、簡易水道使用料に未払い等が生じた際の督促手数料533件分でございます。節2・設計手数料3万6000円は、家庭への引き込み工事であります給水工事設計書の審査手数料73件分でございます。節3・検査手数料7万2000円は、給水工事の竣工検査手数料36件分でございます。

94、95ページをお願いいたします。

款3・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金、収入済額は1億1635万5000円でございます。そのうち交付税の対象となる基準内繰入金は5319万9000円、基準外繰入金は6315万6000円でございます。前年と比較しますと715万5000円の減となっております。

款4、項1、目1・繰越金、収入済額2000円でございます。坂本地区工事負担金の繰越分でございます。

款5・諸収入、項1、目1・雑入、収入済額1428万4000円。内訳といたしまして、消費税還付金284万8000円、田上地区簡易水道復旧工事補償金896万4000円、荒瀬地区簡易水道水源移設に伴う国交省からの移設補償金247万1000円でございます。

款6、項1・市債、目1・簡易水道事業債、収入済額1億3660万円。これは坂本地区の改良工事に係る簡易水道事業債現年度分8280万円、繰越分4760万円と、泉地区の実設計に係る簡易水道事業債620万円でございます。なお、収入未済額の3820万円は平成28年度へ繰り越しております。

次に、平成27年度末の債務残高でございますが、市債、いわゆる平成27年度の借入額1億3660万円に対しまして、96、97ページの款2、項1・公債費の目1・元金の支出済額が8648万円でございます。差し引き5012万円、前年度より債務が増えまして、現在、13億3893万9000円となっております。

以上、歳入合計が収入済額3億4138万円となっております。

次に、歳出の流用額につきまして、平成27年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

96、97ページをお願いいたします。

款1、項1・簡易水道事業費、目1・簡易水

道総務費、備考欄の03節より02節へ流用9万1000円は、人事異動及び人事院勧告に伴い給料に不足が生じたため、手当の残より流用したものでございます。

款1、項1・簡易水道事業費、目2・簡易水道維持管理費、備考欄の13節より12節へ流用17万3000円は、量水器取りかえ個数の増加に伴い手数料に不足が生じたため、委託料の残より流用したものでございます。

款3、項1・災害復旧費、目1・簡易水道施設災害復旧費、99ページでございますが、備考欄の13節より11節へ流用1000円は、修繕費に不足が生じたため、委託料の残より流用したものでございます。

以上、議案第115号・平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 228ページ、泉地区建設事業、下に書いてありますが、一部の施設では浄水ろ過設備が整備してないため、雨天時に濁り水が発生すると書いてありますが、この辺のところは早急にせんでもいいんでしょうか。

○水道局長（宮本誠司君） 実は、泉地区につきましては、ろ過施設がない施設がございます。こちらのほうは量水器等を設置いたしませんで、使い放題の月額500円余りの料金となっております。委員さん御指摘のとおり、早急に改良のほうを進めたいところではございますが、地区の同意、それから建設計画等もございまして、それに沿ったところで、住民の同意がとれ次第、改良を行っていきたいというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） なければ、以上で、議案第115号・平成27年度八代市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

小会します。

（午後4時52分 小会）

（午後4時53分 本会）

◎議案第116号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（松永純一君） 本会に戻します。

次に、議案第116号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○建設部総括審議員兼次長（湯野 孝君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部の湯野でございます。着座にて説明させていただきます。

平成27年度決算審査に当たりまして、建設部所管分の2つの特別会計、農業集落排水処理施設事業と浄化槽市町村整備推進事業の総括を述べさせていただきます。

資料につきましては、決算書及び主要施策調書その2でございます。

建設部所管では、衛生的で快適な暮らしを確保し、川や水の水質を保全していくため、引き続き面的整備と処理場の老朽化した施設の改築並びに水洗化の普及促進や経営の安定化、効率化を図る目的で、公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進しております。

このうち公共下水道事業につきましては、平成27年度より特別会計から公営企業会計に移行し、決算につきましては、平成27年度八代

市下水道事業会計、利益の処分及び決算の認定について、さきの9月議会に上程し、御承認をいただいております。

したがって、本委員会では残る農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業の2つの特別会計の決算について御説明させていただきます。

まず、農業集落排水処理施設事業であります。東陽町、泉町の農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、施設の故障などを未然に防止し、生活環境の向上を図ることを目的としております。

整備率は100%でございますが、平成27年度末、対象戸数727戸に対しまして接続戸数は592戸、水洗化率は81.4%でありまして、まだ未接続の世帯がありますことから、さらなる水洗化の普及促進に努めているところでございます。

次に、浄化槽市町村整備推進事業では、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業の区域において、市が主体となって合併処理浄化槽を設置し、生活排水処理を行うことにより、当該地区の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全することを目的としております。

平成27年度末の設置基数421基、整備率は60.1%でありまして、未設置の世帯がありますことから、今後も引き続き水洗化の普及促進に努めてまいります。

なお、平成27年度末の債務残高につきましては、2つの特別会計を合わせまして前年度から5340万7000円の減額で、5億5981万7000円でございます。

今後、冒頭申し上げました事業目的の達成のため、公共下水道事業ともども、さらなる経営の安定化と効率化に努めてまいります。

以上、平成27年度決算における建設部所管

分の2つの特別会計の総括といたします。

なお、詳細につきましては、古田下水道総務課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○下水道総務課長（古田洋二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課の古田でございます。よろしく願いいたします。座らせて説明させていただきます。

それでは、議案第116号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書その2及び決算書を用いまして御説明いたします。

お手元の主要な施策の成果に関する調書の231ページをお願いいたします。

まず、農業集落排水処理施設事業の決算額でございます。歳入決算額、歳出決算額合計ともに1億1216万1000円で、実質収支額はゼロ円でございます。

次に232ページの上段をお願いします。事務事業名、農業集落排水処理施設事業でございます。

この事業は、先ほど次長よりも説明がございましたが、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、施設の故障などを未然に防止し、生活環境の向上を図ることを目的としております。

平成27年度の決算額は3194万8000円で、決算の主な内容といたしましては、施設電気料368万円、マンホールポンプ電気料47カ所で280万1000円、施設関係修繕料9件の279万4000円、マンホール関係修繕料3件、99万7000円、処理施設管理委託1152万4000円などでございます。

なお、財源といたしましては、その他特定財源、一般会計繰入金として258万9000円、使用料2935万9000円となっております。

また、不用額が319万1000円生じておりますが、主なものは、ます設置申請がなかったことによる工事請負費の残及び処理施設管理委託料の残などでございます。

今後の方向性といたしましては、東陽地区及び泉地区の中心部で実施しており、有効な生活排水処理であるため、本事業を継続していくとしておりますことから、市による実施、現行どおりとしております。

次に、歳入について、平成27年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

決算書の110、111ページをお開きください。決算額につきましては、1000円未満を切り捨てて御説明いたします。

まず、款1・分担金及び負担金の項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金でございますが、市の条例に基づき使用者にます設置工事費の一部を負担していただくこととしておりまして、1世帯につき10万円の負担金を徴収しております。

27年度収入済額は、ます設置工事がなかったためゼロ円となっております。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では収入済額が3579万円で、26年度より253万8000円の増収となっております。これは使用料改定によるものでございます。

現年度分の収納率では97.5%、率といたしまして26年度より0.2ポイント増加しております。今後とも収納率アップのため粘り強く使用料徴収に努めてまいりたいと思っております。

項2・手数料、目1・農業集落排水手数料は使用料に係る督促手数料で、収入済額2万5000円、延べ252件分でございます。

次に、款3・繰入金の項1、目1・一般会計

繰入金についてですが、予算額7006万9000円に対しまして収入済額が6564万5000円でございます。前年度と比較いたしまして115万1000円の減となっておりますが、主に元利償還金の減によるものでございます。

続きまして、112、113ページをお願いいたします。

款6・市債の項1・市債、目1・農業集落排水事業債は予算額1070万で、収入済額も同額でございます。これは、備考欄に記載しております農業集落排水事業の資本費平準化債でございます。

資本費平準化債とは、施設の耐用年数は長年にわたることで、借金返済の負担を後年度の使用者に繰り延べし、資本費の負担を平準化するための起債のことでございます。

次に、平成27年度末の債務残高でございますが、平成27年度借入金1070万円に対しまして、114、115ページの款2・公債費の項1・公債費、目1・元金の支出済額が5308万1000円でございますので、差し引き4238万1000円、前年度より債務が減り、現在、4億5745万7000円となっております。この債務残高は、監査意見書の77ページ、市債の現在高の農業集落排水処理施設事業債の年度末現在高にも記載してあります。

以上が、議案第116号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の説明でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 冒頭の説明で、61.6だったかな、設置率が——済いません、数字はちょっと聞きそびれたんですが、設置率はそれぐらいだということで、今の御説明だと、分担金のますの設置がなかったということ、ゼロ

ということは、昨年度の実績から言えば、新しい、何というんですかね、加入というのはゼロだったということになりますかね。（下水道総務課長古田洋二君「そうです、はい」と呼ぶ）

ということ踏まえて、新たなですね、設置に向けての周知広報といいますか、一般で言えば営業努力といいますか、そういう手だてはどのような方策をとられていらっしゃいますか。

○下水道総務課長（古田洋二君） 確かに、運営上ですね、加入されるのがもう本当に大事なことでございますので、広報紙ですね、あるいは市のホームページ、それと、地区に参りまして、各区長さんの集会とか、そういう中でいろいろ、お願いとか説明はしてまいっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 今後とも努力はお願いしたいんですけど、もう一回聞くと、設置してないところはいわゆるくみ取りということになるんですかね。

○下水道総務課長（古田洋二君） くみ取りもしくは簡易の浄化槽になろうかと思えます。

○委員（堀 徹男君） 濟いませぬ、簡易の浄化槽ってどんなの。（下水道総務課長古田洋二君「要するに、トイレだけです」と呼ぶ）ああ、なるほど、ああ、単独、単独ですか。（下水道総務課長古田洋二君「ああ、単独。失礼しました、単独ですね。単独浄化槽です」と呼ぶ）

泉にしろ東陽にしろですよ、上流付近になりますもんですからね、少しでも設置の努力をしていただきたいと思えます。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（増田一喜君） 727世帯あるのに対して592世帯が接続してない、——してるのか。で、残りのところ、これは何か、接続しないという理由はもう把握されてるんですか。

○下水道総務課長（古田洋二君） これにつきましては、公共下水道事業もですね、未設置があるわけなんですけれども、いろいろ、設置へのはですね、回る中で、やはり費用負担とかもありますし、家庭の事情、主に高齢化が進みまして、高齢者の単独世帯とか、そういった家庭の事情等もですね、若干、最近はあろうかなというふうに思っております。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 決算書の105ページですが、不納欠損が118万2000円、56件10人ということですが、おらっさんごつなつたとか、いろいろあると思いますが、その辺の要因を。

それと、収入未済額が269万8000円、使用料であります、前年度より11万4000円増加しているということ、その要因について。

○下水道総務課長（古田洋二君） まず、不納欠損につきましては、やはり収納につきましても、未納者世帯ですね、納付につきまして、職員も含めて待ってるわけですけども、やはり各家庭の経済の事情とか、そういうございまして、なかなか納付に至らなかったという分もでございます。

それと、もう一つが、（委員古嶋津義君「不納欠損」と呼ぶ）不納欠損。（委員古嶋津義君「おらっさんごつなつたもあつとですか、山だいけん」と呼ぶ）不納欠損がふえたと。（委員古嶋津義君「んね。不納欠損、まあ10人か、56件だけん、その中で、例えば、山村だいけん、高齢化でもうおらっさんごつなつたとか、そげんともあつとかなと思って」と呼ぶ）

先ほど申しましたとおり、地域でですね、かなり高齢者の方が、未納の増といいますか、そういうふうに至っているようでございます。

○委員長（松永純一君） ほかにありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松永純一君) なければ、以上で、議案第116号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

◎議案第117号・平成27年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算

○委員長(松永純一君) 次に、議案第117号・平成27年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○下水道総務課長(古田洋二君) それでは、引き続きまして、平成27年度浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。平成27年度における主要な施策の成果に関する調書その2及び決算書を用いまして説明いたします。

調書の233ページをお願いいたします。

まず、浄化槽市町村整備推進事業の決算額でございます。歳入決算額合計、歳出決算額合計ともに5524万9000円で、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、234ページの上段をお願いいたします。事務事業名、市町村設置浄化槽維持管理費でございます。

この事業は、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業区域において、市が主体となって合併処理浄化槽を設置し生活排水処理を行うことにより、当該地区の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全するための維持管理に係るものでございます。

平成27年度の決算額は2702万2000円で、決算の主な内容といたしましては、浄化槽設置基数421基のうち実際に維持管理を行っている410基に係る法定検査手数料157万7000円、浄化槽保守点検清掃業務委託2

478万7000円などがございます。

なお、財源といたしましては、その他特定財源、一般会計繰入金369万5000円、一般財源、使用料2332万7000円となっております。

また、不用額が204万9000円生じておりますが、主なものは、保守点検、清掃委託料の残などがございます。

今後の方向性といたしましては、東陽地区及び泉地区の農業集落排水処理区域外で実施しており、有効な生活排水処理であるため、本事業を継続していくといたしておりますことから、市による実施、現行どおりとしております。

次に、下段をお願いいたします。事務事業名、市町村設置浄化槽整備費でございます。

この事業は、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業区域において合併浄化槽を設置し、生活環境の向上を図るものです。

平成27年度の決算額は10万円であります。決算の内容といたしましては、消耗品費5万2000円、燃料費4万8000円などがございます。

なお、財源は、その他特定財源、一般会計繰入金10万円でございます。

また、不用額が488万6000円生じておりますが、4基設置予定といたしておりました合併浄化槽の設置申請がなかったことによる工事請負費の残がその主なものでございます。

今後の方向性といたしましては、東陽地区及び泉地区の農業集落排水処理区域外で実施しており、有効な生活排水処理であるため、市による実施、現行どおりとしております。

次に、歳入及び歳出の流用額について、平成27年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

決算書の126、127ページをお願いいたします。決算額につきましては、1000円未満を切り捨て、御説明いたします。

款1・分担金及び負担金の項1・分担金、目1・浄化槽整備推進事業費分担金でございますが、合併浄化槽を市で設置します際、条例に基づき、1基当たり10万円の分担金を徴収しております。

当初予算額は、先ほど申し上げました浄化槽4基分の分担金40万円です。平成27年度は浄化槽設置工事がありませんでしたので、収入済額はゼロとなっております。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・浄化槽整備推進事業使用料は収入済額2518万8000円、26年度より103万3000円の増収でございます。これにつきましても使用料改定によるものでございます。

現年度分の収納率は97.7%で、26年度より0.2ポイントの増加となっております。先ほどの農業集落排水処理施設事業とあわせまして、収納率アップのため努力してまいりたいと考えております。

項2・手数料、目1・浄化槽整備推進事業手数料は使用料に係る督促手数料で、収入済額1万7000円は延べ170件分でございます。

次に、款3・県支出金の項1・県補助金、目1・浄化槽整備推進事業費県補助金。当年度設置した浄化槽に対する補助金及び前年度に設置した浄化槽に対する交付金、予算額61万2000円に対し収入済額5万2000円でございます。

款4・財産収入の項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金。八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例に基づく基金の利子受け入れ分でございます。予算額3000円に対しまして受入額2000円となっております。

減債基金ですが、これは将来の起債償還の償還財源とすることを目的といたしまして、旧東陽村及び泉村が積み立てていたものを合併により継承したもので、平成27年度末の基金残高

は1163万2000円でございます。

款5・繰入金の項1、目1・一般会計繰入金ですが、予算額3383万6000円に対しまして収入済額が2998万8000円でございます。27年度の繰入金は、26年度との比較で422万6000円減額となっております。

続きまして、128、129ページをお願いいたします。

款8・市債の項1・市債、目1・浄化槽整備推進事業債は、予算額380万円に対しまして、平成27年度は浄化槽設置工事がありませんでしたので、収入済額はゼロでございます。

なお、既に平成19年度に債務残高のピークは過ぎておりまして、27年度の債務残高は1億236万円となっております。この残高につきましても、監査意見書の77ページの年度末現在高にも記載してございます。

以上、歳入分の説明とさせていただきます。

次に、流用額につきまして、決算書を用いまして説明いたします。

130、131ページをお願いいたします。

款1、項1・浄化槽市町村整備推進事業費、目1・浄化槽総務費、備考欄の2節より3節へ流用6万8000円は、人事異動に伴う職員手当が不足したため、給料の残より流用したものでございます。

以上が議案第117号・平成27年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の説明でございます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（松永純一君） ただいまの説明について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（堀 徹男君） 済いません、先ほどの農排水と一緒に、27年度もなかったということで、いわゆる一般の企業で言います営業体制というようなものはどんななってるんですかね。職員さんが訪問されて、設置を働きかけていくというような手だてはとられているんです

ようか。

○下水道総務課長（古田洋二君） 先ほどの農集と一緒にですね、加入の促進といいますか、広報及び、こちらからも出かけてですね、いっておるわけですけども、やはり、まあじゃあ、この事業をしていないところはどうかやっているのかといったときに、くみ取りとか、もう一つ、何ですかね、浄化槽ですね、要するに便槽だけの浄化槽もございまして、まだ急々に、要するに必要ないという世帯もございしますもんですから、やはりこの地域につきましては、生活雑排水を含めたところのですね、処理の必要性を含めて、やはり今後も地域にですね、粘り強く説明及び協力の要請はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） もうよかったですか。（「うん」と呼ぶ者あり）

先ほどと同じですが、お答えは要りませんが、不納欠損が、決算書で載っておりますが、不納欠損が4万3140円、それから収入未済額、使用料のですね、171万590円ございます。この辺のところは収納率のアップにかねて努めていただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰入金で2998万8000円程度ありますが、本来ならば、先ほども少しお話が出ましたが、加入率を促進をしていただいて、本来の、特別会計でありますから、自主運営ができるように、将来的に努力していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） これまでもですね、設置の努力はされてきたと思うんですが、今の数字で頭打ちというような感が否めないと思うんですね。今までされてきた努力の結果が数字

となってピークになっていると思うんですが、今までの手だてと同じことをしてたって伸ばないと思うんですね。これまでの振り返りをし、じゃ、どんな手だてをとれば今の数字が伸ばせるのかというのをですね、ぜひ考えていただきたいと思います。

○委員長（松永純一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） ないようですので、議案第117号・平成27年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終わります。

本日の予定は、議案第118号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算までという予定でありましたけれども、時間も既に長時間にわたっておりますので、今後の日程に繰り越すことにしたいと思います。御協議願いたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 議案第118号・平成27年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算については、今後の日程に繰り越すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松永純一君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の委員会は、10月12日水曜日、午前10時開会となっております。よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の決算審査特別委員会を散会いたします。

（午後5時23分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年10月6日
決算審査特別委員会
委員長